

人口問題研究

第五卷 第二號

昭和二十一年二月刊行

調査研究

夫婦關係持續期間と出生力

岡崎文規

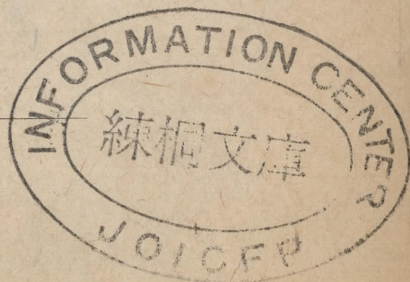
地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

館 稔

彙報

人口民族部研究報告會——炭礦勞務緊急充足に關する措置——廿年度米豫想收穫高——緊急開拓事業實施要綱の決定——臺灣人の歸還に關する計畫輸送——食糧輸入の許可——勞働組合法案の決定——昭和二十年人口調査の結果——職業政策に關する聯合國最高司令部の日本政府に對する覺書——在外同胞數調査——軍事保護院官制中改正及醫療局官制の制定——失業對策委員會官制の公布——生活困窮者の緊急生活援護——勤勞者給與引上に關する件

する件



厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究

第五卷 第二號

調査研究

夫婦關係持續期間と出産力

岡崎文規

知ることが出来るからである。しかるに、「母の年齢に依り分ちたる出生」統計は年齢によつて分ちたる異集團の母におけるそれらの出生数を示したものにすぎないから、これによつて、眞の出産力を觀察することは出来なす。

第二に、眞の出産力を觀察すると同時に、夫婦關係持續期間別による無子夫婦殘存率を知ることが甚だ重要であるやうにおもはれる。無子夫婦殘存率といふのは、同一の年齢で結婚した妻の一集團について、夫婦關係持續期間を順次に辿りつゝ、それらの年齢における無子の妻と有子の妻との比率によつて算出するものである。

「母の年齢に依り分ちたる出生」統計はそれらの年齢における母の出生数を示したものにすぎないから、年齢別による有配偶女子との對比によつて、出産力は一應計算され得るとしても、無子夫婦殘存率を計算することは出来ない。有配偶女子のうち、或年齢において出産しなかつた妻はすべて無子であるとはいへないのであつて、すでに子女ある妻にして、その年齢において出産を休止したにすぎないものも含まれてゐるからである。

第三に、「母の年齢に依り分ちたる出生」統計は、母のそれらの年齢における出生児について、その出生序列ならびに出生序列別出生間隔を示してゐないから、出生序列別による出産速度を計算するには、何の役にも立たないのである。

出産力に關するかゝる精細な研究を遂げるには、母の年齢に依り分ちた

内閣統計局編纂の「人口動態統計」には「母の年齢に依り分ちたる出生」に關する統計が収録されてゐて、出産力の研究に役立つ資料ではあるが、これにはなほ多くの不滿な點がある。これを指摘すれば次の如くである。

第一に、出産力は、同一の年齢で結婚した妻の一集團について、夫婦關係持續期間を順次に辿りつゝ、それらの年齢における出生數と妻の數との比率によつて算出することが最も望ましい。これによつて眞の出産力を

夫婦關係持續期間と出産力

る出生」統計に頼ることは出来ないものであつて、その資料を他に求めるほかない。

厚生省人口問題研究所では、かつて「出産力調査」を行つたことがあるので、私は、この調査票の一部を再集計して、夫婦關係持續期間と出産力との關係を觀察するに必要な統計資料を作製した。もつとも、この統計資料は、私だけの手で作製したものであるから、觀察數は極めて少く、標本的のものにすぎない。

再集計するにあつて、次のやうな基準に據つて調査票を抽出した。

一、雙方とも初婚の夫婦なること。

出産力を計算するには、初婚者と再婚者とを區別することが好ましいと考へたからである。有配偶女子と出産力との關係は、再婚の者に較べて、初婚の方の方が重要な意味をもつてゐるし、またその割合からいつても、初婚の方が遙かに大である。

二、夫婦關係持續期間十五年以上のものなること。

妊娠期間經過後の夫婦のみを抽出することが望ましいのであるが、この條件を適用すると、再集計に使用し得る調査票が一層少數になるので、夫婦關係持續期間十五年以上のものを抽出することにしたのである。従つて抽出せる調査票のうちには、夫婦關係持續期間が十六年、十七年、或ひはこれ以上に達してゐるものも含まれてゐるが、十五年のところを打切つて、集計した。それで妊娠閉止期に至るまでの出産力の傾向は、十五年間に於ける出産力の傾向に基いて、別に推算する方法をとることとした。

三、農業者については、妻の初婚年齢二十二歳のもの、都市生活者については、妻の初婚年齢二十五歳のものをつた。農村における妻の平均初婚年齢は約二十二歳であり、都市における妻の平均初婚年齢は約二十五歳

であるからである。この場合、それ／＼の初婚年齢における妻について調査する必要はない。異なる集團における妻の出産力を調べるには、各歲別にこれを調査するほかないが、同一集團の妻について出産力を調べる場合には、夫婦關係持續期間を順次に進ることによつて、それ／＼の年齢における出産力は自ら明かになるからである。

以下、調査の結果について、その概略を説明したい。

二

右に述べた諸條件に基いて抽出せる調査票數は、初婚年齢二十二歳の妻七四四、初婚年齢二十五歳の妻二〇七であつて、まづ第一に、夫婦關係持續期間別新生兒數および出生率を示すと、次頁の第一表の如くである。

出生率は、それ／＼の新生兒數を夫婦數をもつて除した値である。すなはち初婚年齢二十二歳の妻における出生率は、夫婦關係持續期間別新生兒數をその夫婦數七四四で除した値である。また初婚年齢二十五歳の妻における出生率は、夫婦關係持續期間別新生兒數をその夫婦數二〇七で除した値である。

内閣統計局の「母の年齢に依り分ちたる出生」統計から母の年齢別出生率を計算する場合には、年齢別に異なる集團における母の出生兒數を、齡態統計に示されてゐるところの、年齢別に異なる集團における有配偶女子數と對比して計算されることになる。

同一集團の妻について、その夫婦關係持續期間を追ひつゝ計算された出生率は出生率の真相を示すものと考へるので、私の計算した出生率の方が、理論的に價値あるものゝやうに信ぜられる。たゞ觀察數の乏しく、標本調査の結果を示すにすぎないから、この結果をもつて、全般を律しよう

とするものではない。これと同一の方法による大調査が行はれ、信頼度の
 高き結果の發表されることは最も望ましく。

第一表 夫婦關係持續期間別新生兒數

| 夫婦關係持續 期間別 | 初婚年齡二二歲ノ妻 | | 初婚年齡二五歲ノ妻 | |
|---------------|-----------|-----|-----------|-----|
| | 新生兒數 | 出生率 | 新生兒數 | 出生率 |
| 一 年 | 三七 | 〇・三 | 五 | 〇・七 |
| 二 年 | 三三 | 〇・四 | 五 | 〇・六 |
| 三 年 | 三二 | 〇・六 | 六 | 〇・八 |
| 四 年 | 三六 | 〇・三 | 五 | 〇・六 |
| 五 年 | 三四 | 〇・三 | 六 | 〇・九 |
| 六 年 | 三三 | 〇・三 | 六 | 〇・三 |
| 七 年 | 三四 | 〇・三 | 五 | 〇・六 |
| 八 年 | 三〇 | 〇・三 | 四 | 〇・三 |
| 九 年 | 三七 | 〇・元 | 五 | 〇・七 |
| 一〇 年 | 三九 | 〇・六 | 四 | 〇・三 |
| 一 一 年 | 三六 | 〇・三 | 四 | 〇・四 |
| 一 二 年 | 三四 | 〇・三 | 三 | 〇・六 |
| 一 三 年 | 一六 | 〇・五 | 三 | 〇・八 |
| 一 四 年 | 三〇 | 〇・七 | 三 | 〇・五 |
| 一 五 年 | 一八 | 〇・四 | 三 | 〇・二 |
| 合 計 | 三、三七 | 四・七 | 七〇 | 三・四 |

右の第一表で、まづ初婚年齡二十二歳の妻の出生率をみると、結婚後一
 年、すなはち二十三歳における出生率は三二%である。結婚後二年、すな
 はち二十四歳における出生率は四三%で、最も高い。それ以上の夫婦關係
 持續期間における出生率は、多少の高低があるが、結婚後十一年、すなは
 ち三十三歳までは、二八%乃至三六%である。しかるに結婚後十一年以上

夫婦關係持續期間と出生力

に及ぶと、出生率は年と共に次第に低下してゐる。すなはち妻の年齡が三
 十三歳を越えると、出生力は次第に弱化する。

次に初婚年齡二十五歳の妻の出生率をみると、結婚後一年、すなはち二
 十六歳における出生率は二七%であり、結婚後二年、すなはち二十七歳に
 おける出生率は三六%であつて、最も高い。結婚後二年における出生率の
 最も高いことは、初婚年齡二十二歳の妻の場合と同一である。

それ以上の夫婦關係持續期間における出生率も、初婚年齡二十二歳の妻
 の場合と全く同一の傾向を示してゐて、結婚後十一年までは、年によつて
 多少の凹凸があるが、結婚後十一年以上に及ぶと、次第に低くなつてゐ
 る。しかも相當に大なる低下を示し、結婚後十五年、すなはち四十一歳に
 おける出生率は僅か一一%にすぎない。三十七、八歳以上に達すると、妻
 の出生力は生理的に激減するものとおもはれる。

最後に初婚年齡二十二歳の妻における出生率と初婚年齡二十五歳の妻に
 おける出生率とを較べると、いづれの夫婦關係持續期間においても、前者
 は常に劣つてゐる。故に結婚年齡の高いものゝ出生率は劣つてゐるとい
 つて差支へないであらう。殊に夫婦關係持續期間十一年以上における出生率
 は、前者において著しく低く、後者の半分或ひはそれ以下である。

しかし、同一年齡における兩者の出生率はどういふ關係にあるであらう
 か。前者における結婚後一年の出生率と後者における結婚後四年の出生
 率、前者における結婚後二年の出生率と後者における結婚後五年の出生率
 といふ風に較べてみると、兩者の出生率の間には大した距りのないことが
 わかる。故に同一の夫婦關係持續期間における兩者の出生率を較べると、初
 婚年齡二十五歳の妻における出生率は、初婚年齡二十二歳の妻における出
 生率よりも常に劣つてゐるが、それは三歳づゝ年齡が高くなつてゐるから

である。こゝにおいて、比較的若く結婚した妻は、妊孕可能期間が長いばかりではなく、妊孕能力の旺盛なる年齢が夫婦關係持續期間中に含まれるから、全體としての出産力は高くなるのである。すなはち初婚年齢二十五歳の妻は、夫婦關係持續期間十五年にして三・四八の平均出生兒をもつにすぎないが、初婚年齢二十二歳の妻においては、それは四・五七に達してゐる。

三

右に述べたところは、夫婦關係持續期間別に、新生兒の出生割合を観察したのであるが、次に夫婦關係持續期間別に、出生序列別出生兒數を観察しよう。これによつて、夫婦關係持續期間別に平均出生兒數を知ることが出来る。左の第二表は、初婚年齢二十二歳の妻および初婚年齢二十五歳の妻における夫婦關係持續期間別による出生序列別出生兒數を示したものである。

第二表 夫婦關係持續期間ニヨル出生序列別出生兒數

其ノ一

| 結婚經過年數 | 出生兒數 | | 夫婦數 | | 平均出生兒數 |
|--------|------|-----|------|-----|--------|
| | 出生兒數 | 夫婦數 | 出生兒數 | 夫婦數 | |
| 一年 | 57 | 37 | 57 | 37 | 1.54 |
| 二年 | 37 | 55 | 37 | 55 | 1.30 |
| 三年 | 37 | 55 | 37 | 55 | 1.30 |
| 四年 | 37 | 55 | 37 | 55 | 1.30 |
| 五年 | 37 | 55 | 37 | 55 | 1.30 |
| 六年 | 37 | 55 | 37 | 55 | 1.30 |
| 七年 | 37 | 55 | 37 | 55 | 1.30 |
| 八年 | 37 | 55 | 37 | 55 | 1.30 |

妻初婚年齢二十歳の場合

| 出生兒數 | 夫婦數 | 出生兒數 | 夫婦數 | 平均出生兒數 |
|------|-----|------|-----|--------|
| 0 | 1 | 0 | 1 | 0.00 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1.00 |
| 2 | 1 | 2 | 1 | 2.00 |
| 3 | 1 | 3 | 1 | 3.00 |
| 4 | 1 | 4 | 1 | 4.00 |
| 5 | 1 | 5 | 1 | 5.00 |
| 6 | 1 | 6 | 1 | 6.00 |
| 7 | 1 | 7 | 1 | 7.00 |
| 8 | 1 | 8 | 1 | 8.00 |
| 9 | 1 | 9 | 1 | 9.00 |
| 合計 | 9 | 45 | 9 | 5.00 |

| 五 六 七 合 | 子 子 子 場 | 計 | 三〇九 | 五〇一 | 三〇九 | 五七七 | 三〇七 | 五九六 | 三〇七 | 三〇四 | 三〇三 | 三〇三 | 三〇三 | 三〇三 | 三〇三 | 三〇三 | 三〇三 | 三〇三 | 三〇三 |
|------------------|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平均出生兒數 | | | 三、四 | 三、五 | 三、五 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 | 三、六 |

第二表によつて、まづ初婚年齢二十二歳の妻における夫婦關係持續期間別平均出生兒數を見よう。結婚後一年にして、〇・三二の子女を、三年にして、一兒を、六年にして、二兒を、十年にして、三兒を、十三年にして、四兒を出産する。

結婚以來、夫婦關係持續期間十五年間に出生子女數の増加する傾向は、次頁の第一圖によつて明かな如く、ほぼ直線的に上昇してゐる。

次に初婚年齢二十五歳の妻における夫婦關係持續期間別平均出生兒數をみると、結婚後一年にして、〇・二七の子女を、四年にして、一兒を、八年にして、二兒を、十二年にして、三兒を、そして十五年に至つてもなほ四兒を出産しないことになつてゐる。

この場合、結婚以來、夫婦關係持續期間十五年間に出生子女數の増加する傾向は、次頁の第一圖によつて明かな如く、緩慢な曲線を描きつつ上昇してゐるのである。

次に同一の夫婦關係持續期間における平均出生兒數を、初婚年齢二十二歳の妻と初婚年齢二十五歳の妻とを比較対照すると、後者は、常に前者よりも劣つてゐる。すなはち結婚後一年にして、前者は〇・三二の平均出生兒をもつてゐるが、後者は〇・二七の平均出生兒をもつてゐるにすぎない。また前者は、結婚後三年にして、一・〇二の平均出生兒をもつてゐるが、後者は、これより、一年おくれて、結婚後四年にして、一・二八の平均出生兒をもつてゐる。前者は、結婚後六年にして、二・〇二の平均出生兒をもつてゐる。

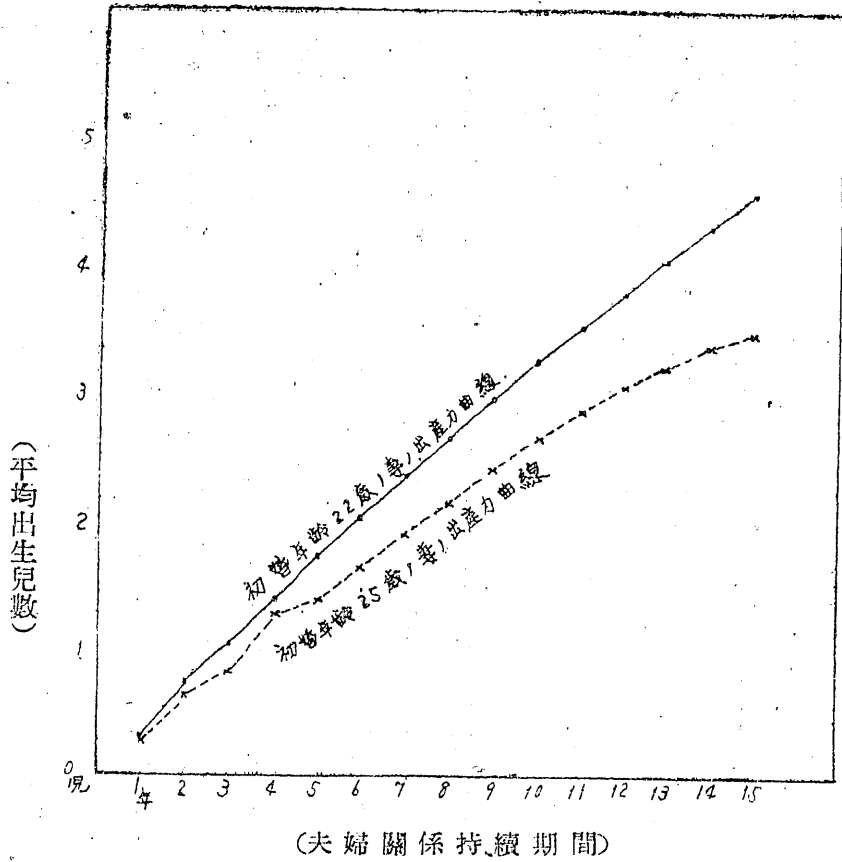
るが、後者は、これよりも二年おかれて、結婚後八年にして、二・一五の平均出生兒をもつてゐる。前者は、結婚後十年にして、三・二三の平均出生兒をもつてゐるが、後者は、これより三年おかれて、結婚後十二年にして、三・〇四の平均出生兒をもつのである。前者は、結婚後十三年にして、四・〇五の平均出生兒をもつが、後者は、結婚後十五年を経過しても四兒を出産することは出来ないのである。

いま、前者の平均出生兒數に對する後者の平均出生兒數の比率を、それぞれの夫婦關係持續期間別に計算すると、左の第三表の如くである。

第三表

| 夫婦關係持續期間 | 初婚年齢二十二歳ノ妻ノ平均出生兒數ニ對スル 初婚年齢二十五歳ノ妻ノ平均出生兒數ノ割合 |
|----------|---|
| 一 年 | 八七・一% |
| 二 年 | 八五・一 |
| 三 年 | 八〇・四 |
| 四 年 | 九二・八 |
| 五 年 | 八〇・一 |
| 六 年 | 八二・一 |
| 七 年 | 八一・七 |
| 八 年 | 八〇・八 |
| 九 年 | 八二・〇 |
| 一〇 年 | 八二・〇 |
| 一 年 | 八一・六 |

第一圖



夫婦關係持續期間と出生力

(平均出生兒數)

(夫婦關係持續期間)

| | | |
|---|---|-----|
| 一 | 二 | 八〇〇 |
| 一 | 三 | 七九〇 |
| 一 | 四 | 七八〇 |
| 一 | 五 | 七六〇 |

初婚年齢二十五歳の妻における平均出生兒數は、夫婦關係持續期間十年以上に達すると、初婚年齢二十二歳の妻における平均出生兒數に較べて、いよいよ少くなることは、第一圖を見れば、容易に看取し得るところであるが、右の第三表によつて、これを數字的にはつきりと認めることが出来る。すなはちいづれの夫婦關係持續期間においても、初婚年齢二十五歳における妻の平均出生兒數は、初婚年齢二十二歳における妻の平均出生兒數に較べて、常に少くはあるが、夫婦關係持續期間十年未満のところでは、大體、八五%乃至九三% (夫婦關係持續期間八年における八〇・五%は例外) であり、そして年を追うて次第に減少するやうな傾向も窺はれないのである。しかるに、それが十年以上に達すると、ほとんど規律的にそれが減少してゐる。すなはち夫婦關係持續期間が十年以上に達すると、初婚年齢二十五歳の妻における平均出生兒數は、初婚年齢二十二歳の妻における平均出生兒數に較べて、著しき割合で減少してゐるのである。

初婚年齢二十五歳の妻は、初婚年齢二十二歳の妻に較べて、その出生力は何故に劣つてゐるのであるか、特に夫婦關係持續期間十年以上においてそれが著しいのであるか。

その重要な原因の一つは、結婚年齢の大小にあるにちがひない。初婚年齢二十二歳の妻は、結婚後一年にして、〇・三二の平均出生兒數をもつて對して、初婚年齢二十五歳の妻は〇・二七の平均出生兒數しかもたない理由としてまづ第一に擧げなければならぬことは、生理的な妊孕能力が、二十五

歳の妻に對比して、二十二歳の妻の方が大であらうといふことである。

しかし、いま一つ考へなければならぬことは、出産意欲の問題である。初婚年齢二十二歳の妻は農村生活者であり、初婚年齢二十五歳の妻は都市生活者である。例へば初婚年齢二十二歳の妻は、結婚後二十五歳に達した年の子女總數をみると、一・〇二七であり、そのうち七六一は過去三年間に出生したものであるから、二十五歳で出生した子女數は二五六になる。これを妻の總數七四四で割ると、平均子女數は〇・三四となる。これは初婚年齢二十五歳の妻が、一年間に第一子を出産した平均子女數〇・二七よりも遙かに多く、また初婚年齢二十二歳の妻が最初の一年間に出生した平均子女數〇・三二よりも多くなつてゐるのである。これで見ると、二十二歳における妊孕能力は二十五歳における妊孕能力よりも大であるとも斷定出來かねる。そして初婚年齢二十五歳の都市生活者は出産意欲が劣つてゐる反證であると考へても大した誤りがないうやうにもおもはれるのである。

三

すでに述べた如く、再集計の關係上、初婚年齢二十二歳の妻の場合も、また初婚年齢二十五歳の妻の場合にも、夫婦關係持續期間十五年のところ、平均出生兒數の計算を打切つたのであつた。しかし初婚年齢二十五歳の妻は夫婦關係持續期間十五年にして三十七歳になるが、妊孕閉止期を四十七歳と假定すれば、なほ十年の妊孕可能期間が残つてゐるわけである。これと同様の理由によつて、初婚年齢二十五歳の妻も、なほ七年の妊孕可能期間を残してゐるわけである。

これらの残された妊孕可能期間中におけるそれぞれの出生力を、現實に示されてゐる出生力の傾向を基準にして推算してみようとおもふ。この場

合、初婚年齢二十二歳の妻も、二十五歳の妻も共に、 $y = a + bx + cx^2$ の公式によつて、それぞれの値を計算した。初婚年齢二十二歳の妻には、夫婦關係持續期間別出生力の傾向は、第一圖によるとほとんど直線的であるので、 $y = a + bx$ の公式を適用すべきであると考へて、一應、計算したのであるが、前者の公式を適用する方が實際によりよく當はまることがわかつた。この計算においては原點を夫婦關係持續期間八年のところ定めた。計算の結果、初婚年齢二十二歳の妻の場合には、 $a = 2.65252$, $b = +0.30218$, $c = -0.00410$ となり、初婚年齢二十五歳の妻の場合には、 $a = 2.18572$, $b = +0.2320$, $c = -0.00581$ となる。

いま、これらの値を當はめて、修正せられた値、ならびに初婚年齢二十歳と二十五歳の妻については、夫婦關係持續期間二十五年のところまで、また初婚年齢二十五歳の妻については、夫婦關係持續期間二十二年のところまで、推算による平均出生兒數を示すと左の第四表の如くである。

第四表

| 夫婦關係持續期間 | 初婚年齢二十二歳ノ妻ニ於ケル平均出生兒數 | | 初婚年齢二十五歳ノ妻ニ於ケル平均出生兒數 | |
|----------|----------------------|------|----------------------|------|
| | 統計觀察値 | 修正値 | 統計觀察値 | 修正値 |
| 一 年 | 0.31 | 0.34 | 0.27 | 0.26 |
| 二 年 | 0.54 | 0.52 | 0.53 | 0.52 |
| 三 年 | 1.01 | 1.04 | 0.83 | 0.86 |
| 四 年 | 1.68 | 1.68 | 1.26 | 1.26 |
| 五 年 | 1.71 | 1.71 | 1.37 | 1.37 |
| 六 年 | 2.01 | 2.03 | 1.66 | 1.70 |
| 七 年 | 2.33 | 2.33 | 1.93 | 1.95 |
| 八 年 | 2.66 | 2.66 | 2.15 | 2.19 |
| 九 年 | 2.95 | 2.95 | 2.33 | 2.41 |

| | | | | |
|-----|------|------|------|------|
| 一〇年 | 三・三三 | 三・三三 | 二・五五 | 二・六六 |
| 一一年 | 三・五三 | 三・五三 | 二・八八 | 二・八二 |
| 一二年 | 三・八〇 | 三・八〇 | 三・〇四 | 三・〇三 |
| 一三年 | 四・〇五 | 四・〇六 | 三・三三 | 三・三〇 |
| 一四年 | 四・三三 | 四・三三 | 三・七七 | 三・七七 |
| 一五年 | 四・五七 | 四・五七 | 三・八八 | 三・五五 |
| 一六年 | 四・八一 | 四・八一 | 三・七六 | 三・七六 |
| 一七年 | 五・〇四 | 五・〇四 | 三・八〇 | 三・八〇 |
| 一八年 | 五・三六 | 五・三六 | 三・九三 | 三・九三 |
| 一九年 | 五・四八 | 五・四八 | 四・〇三 | 四・〇三 |
| 二〇年 | 五・六六 | 五・六六 | 四・三三 | 四・三三 |
| 二一年 | 五・九六 | 五・九六 | 四・三三 | 四・三三 |
| 二二年 | 六・〇八 | 六・〇八 | 四・三三 | 四・三三 |
| 二三年 | 六・三六 | 六・三六 | 四・三三 | 四・三三 |
| 二四年 | 六・四四 | 六・四四 | 四・三三 | 四・三三 |
| 二五年 | 六・六〇 | 六・六〇 | 四・三三 | 四・三三 |

けのことである。

次に初婚年齢二十五歳の妻における平均出生児数は、統計観察値によると、夫婦関係持続期間十五年にして三・四八である。修正値はやゝ大きく、三・五三であるが、夫婦関係持続期間二十二年までの平均出生児数を、修正値によつてみると、夫婦関係持続期間十九年にして平均四・〇三児の出生があり、夫婦関係持続期間二十二年にして平均四・二九児の出生があることになつてゐる。故に初婚年齢二十二歳の妻は、四十七歳に達すると、六・六〇の平均出生児をもち、初婚年齢二十五歳の妻は四十七歳に達すると四・二九の平均出生児をもつことになる。もし四十七歳以上の年齢には出産の機会がなくなるものとすれば、初婚年齢二十五歳の妻は、初婚年齢二十二歳に較べて、結婚年齢が三年おくれることによつて、平均出生児数は二・三三だけ少くなるわけである。もちろん、これは推算による結果に基いてなされた推論である。

四

初婚年齢二十二歳の妻における平均出生児数は、統計観察値によると、夫婦関係持続期間十五年にして四・五七である。修正値も同じく四・五七であるが、夫婦関係持続期間二十五年までの平均出生児数を、修正値によつてみると、夫婦関係持続期間十七年にして平均五・〇四児の出産があり、夫婦関係持続期間二十二年にして平均六・〇八児の出産がある。五児より六児に増加するには五年を必要とする。夫婦関係持続期間二十五年、すなはち四十七歳に達すると、平均出生児数は六・六〇に増加する。もちろん、初婚年齢二十二歳の妻は、夫婦関係持続期間二十五年にして六・六〇の平均出生児をもつといふのではなく、結婚後十五年間の傾向を基準にして、その後十年間の傾向を推算すればかゝる結果になる可能性があるといふだ

右に述べたところは、同一年齢で結婚した妻の一集團中、夫婦関係持続期間別に、その生産力推移を観察したのであるが、出産に關與せざる妻は、これを夫婦関係持続期間別にみて、どれだけ割合を占めてゐるかを観察することは甚だ興味あることである。初婚年齢二十二歳の妻および初婚年齢二十五歳の妻における無子夫婦の残存数を示すと、左の第五表の如くである。

第五表 夫婦関係持続期間別無子夫婦の残存数

無子夫婦殘存數

| 夫婦關係 持續期間 | 初婚年齡二二歲ノ妻 | | 初婚年齡二五歲ノ妻 | |
|--------------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 實數 | 比率 | 實數 | 比率 |
| 〇年 | 七四 | 100.0% | 七四 | 100.0% |
| 一一年 | 五七 | 充・兜 | 一五 | 七・五 |
| 二二年 | 三七 | 元・七 | 八 | 元・三 |
| 三三年 | 二三 | 一五・九 | 四 | 三・九 |
| 四四年 | 一〇 | 一〇・七 | 四 | 三・七 |
| 五五年 | 九 | 七・九 | 三 | 三・七 |
| 六六年 | 四 | 六・三 | 二 | 二・七 |
| 七七年 | 三 | 五・五 | 一 | 一・三 |
| 八八年 | 三 | 四・〇 | 一 | 一・四 |
| 九九年 | 元 | 三・六 | 一 | 一・四 |
| 一〇〇年 | 元 | 三・七 | 一 | 一・五 |
| 一一一年 | 七 | 三・三 | 一 | 一・三 |
| 一二二年 | 七 | 三・六 | 一 | 一・三 |
| 一三三年 | 五 | 三・六 | 一 | 一・三 |
| 一四四年 | 五 | 三・六 | 一 | 一・三 |
| 一五五年 | 四 | 三・三 | 一 | 一・三 |

右の第五表でみると、初婚年齢二十二歳の妻においては、結婚後一年における無子夫婦の殘存率は六九・四九%である。結婚後一年にしては、三分の二の妻は無子であることがわかる。夫婦關係持續期間が長くなるにつれて、この無子夫婦の殘存率は次第に少くなるが、この殘存率は、結婚後二年にして二九・一七%、結婚後三年にして一五・一九%、四年にして一〇・七五%、すなはち妻の一割以上は無子の状態にある。結婚後五年以上においても、無子夫婦の殘存率は、逐次、減少の傾向を示しているが、甚だ微弱である。すなはち結婚後五年における無子夫婦の殘存率は

七・九三%であつて、結婚後十五年を経過しても、それは三・二三%まで低下するにすぎない。故に初婚年齢二十二歳の妻においては、その大多數は、結婚後五年間に、出産の經驗をもち、夫婦關係持續期間が五年以上を経験しても、無子の妻はおほむね無子の状態にあることがわかる。

次に初婚年齢二十五歳の妻における無子夫婦の殘存率をみると、結婚後一年にして、七二・九五%である。この場合も、この殘存率は、夫婦關係持續期間の経過につれて、次第に低減してゐる。すなはちこの殘存率は、結婚後二年にして三九・一三%、結婚後三年にして三〇・九二%、四年にして二・六七%となつてゐる。そして結婚後十五年にして二・〇八%である。

いま、無子夫婦の殘存率を、初婚年齢二十五歳の妻と、初婚年齢二十二歳の妻とについて比較してみると、同一の夫婦關係持續期間においては、前者の方が例外なく高い。結婚後一年における無子夫婦の殘存率は兩者においてほぼ接近してゐるが、結婚後三年以上においては、初婚年齢二十五歳の妻におけるこの殘存率は著しく高い。例へば結婚後三年にして初婚年齢二十二歳の妻においては、一五・一九%にすぎないが、初婚年齢二十五歳の妻においては三〇・九二%であつて、二倍以上である。結婚後五年におけるこの殘存率は、前者においては七・九三%であるに對して、後者においては二・七四%であつて、三倍に近い。

また初婚年齢二十二歳の妻においては、結婚後五年にして、無子夫婦の殘存率は一〇%以下になつてゐるが、初婚年齢二十五歳の妻においては、結婚後十五年を経過しても、この殘存率は二・〇八%を示してゐる。

要するに初婚年齢二十五歳の妻は、初婚年齢二十二歳の妻に較べると、同一の夫婦關係持續期間において、常に高き無子夫婦の殘存率を示してゐるのみならず、夫婦關係持續期間の経過に伴ふ減少割合も比較的少なく、

観察期間の範囲内では、一〇%以下に下ることはない。夫婦関係持続期間十五年では初婚年齢二十五歳の妻は五十歳に達してゐるのであるから、これ以上、夫婦関係を持続しても、この残存率は、おそらく低減することはあるまいとおもはれる。

五

夫婦関係持続期間十五年における子女數別夫婦の分布を、初婚年齢二十歳の妻および初婚年齢二十五歳の妻について、示せば左の第六表の如くである。

第六表 夫婦関係持続期間十五年ニ於ケル子女數別夫婦ノ分布

| 子女數 | 妻ノ初婚年齢二十歳ノ場合 | | 妻ノ初婚年齢二十五歳ノ場合 | |
|-----|--------------|--------|---------------|--------|
| | 數 | 百分比 | 數 | 百分比 |
| 〇子 | 三 | 三・三 | 三 | 一・八 |
| 一子 | 三 | 四・〇 | 三 | 二・三 |
| 二子 | 四 | 六・三 | 七 | 八・三 |
| 三子 | 六 | 二・五 | 三 | 九・六 |
| 四子 | 一 | 八・六 | 三 | 一・八 |
| 五子 | 一 | 三・〇 | 四 | 三・七 |
| 六子 | 一 | 三・〇 | 三 | 三・〇 |
| 七子 | 〇 | 〇・〇 | 九 | 四・三 |
| 八子 | 三 | 一・七 | 〇 | — |
| 九子 | 五 | 〇・七 | 〇 | — |
| 合計 | 七四 | 100・00 | 七四 | 100・00 |

まづ初婚年齢二十二歳の妻についてみると、五子をもつ者最も多く、全體の二二・四五%を占めてゐる。こゝを頂點にして、これよりも子女數の多き者も、また子女數の少き者も次第に少くなつてゐる。すなはち第二位

夫婦関係持続期間と出産力

を占めてゐるのは六子をもつ者の二〇・五六%、第三位を占めてゐるのは四子をもつ者の一八・二八%である。そして一子又は二子をもつ少産の者は、これを合計して、全體の約一〇%であり、無子の者は僅か三・二三%にすぎない。

次に初婚年齢二十五歳の妻についてみると、五子をもつ者最も多く、全體の二二・七一%を占めてゐる。そしてこれを頂點として、これよりも子女數の多き者も、また子女數の少き者も次第に少くなつてゐる。この傾向は初婚年齢二十二歳の妻の場合と全く同一である。ただ第二位を占める者は、初婚年齢二十二歳の妻においては、女子をもつ者の二〇・五六%であつたが、初婚年齢二十五歳の妻においては、四子をもつ者の一八・三六%である。そして第三位を占める者は、初婚年齢二十二歳の妻においては四子をもつ者の一八・二八%であつたが、初婚年齢二十五歳の妻においては、六子をもつ者の一二・〇八%である。すなはち初婚年齢二十二歳の妻においては、六子をもつ者の割合も相當に大であるに反して、初婚年齢二十五歳の妻においては、六子をもつ者の割合は著しく少くなつてゐる。また六子以上をもつ者の割合は甚だ少く、八子以上をもつ者は全くないのである。これに對應して、一子又は二子をもつ少數の妻の割合は、初婚年齢二十二歳の妻の場合に較べて、著しく多く、これを合計すると、全體の二〇%以上に達してゐる。さらに無子の妻は一三・〇八%にも達してゐて、初婚年齢二十二歳の妻に較べると、三位以上の高率である。

六

夫婦関係持続期間が長くなれば長くなるほど、妊娠可能期間内においては、出生兒數は次第に増加する。しかし、これらの出生兒はすべて生存を

續けるわけではなく、死亡する者のために、出生兒數と生存兒數とは決して一致するものではない。夫婦關係持續期間十五年間に、出生兒のうち、どれだけの者が死亡し、どれだけの者が生存するかは、夫婦のもつ子女數を問題とする場合、甚だ重要な意味をもつものといはなければならぬ。

「出生力調査」においては、夫婦關係持續期間別に出生兒數を調査すると共に、死亡兒數についても調査したから、子女の生存年數別生存子女數を計算してみた。ただ計算の結果からみて、死亡せる子女に關する記入が不正

確なため、死亡子女數は實際よりも少くないやうな印象を受けるのである。しかし、どの程度、その記入が不正確であるかを判別する何らの資料もないから、ここでは、調査票に基いて計算せる結果を有りのまま報告するほかない。この疑問とする點は、他日、別個の資料を手に入れて、吟味することにした。

まづ初婚年齢二十二歳の妻について、夫婦關係持續期間および子女の生存年數別に見た生存子女數を示すと、左の第七表の如くである。

第七表 夫婦關係持續期間別及ビ子女ノ生存年數別生存子女數(初婚年齢二十二歳の妻)

| 子女の生存年數 | 夫婦關係持續期間 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|----------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 〇年 | 一年 | 二年 | 三年 | 四年 | 五年 | 六年 | 七年 | 八年 | 九年 | 一〇年 | 一一年 | 一二年 | 一三年 | 一四年 |
| 〇 | 三七 | 三三 | 三二 | 三六 | 三四 | 三三 | 三三 | 三〇 | 三三 | 三九 | 三八 | 三六 | 一六 | 三三 | 一八 |
| 一 | | 二五 | 三〇 | 三〇 | 三五 | 三三 | 三三 | 三九 | 三三 | 三五 | 一九 | 二六 | 一八 | 二七 | 一七 |
| 二 | | | 二〇 | 二五 | 二九 | 二九 | 三三 | 三三 | 三三 | 三〇 | 一九 | 一九 | 二〇 | 二七 | 一七 |
| 三 | | | | 二〇 | 二九 | 二九 | 三三 | 三三 | 三三 | 三〇 | 一九 | 一九 | 二〇 | 二七 | 一七 |
| 四 | | | | | 二〇 | 二九 | 二九 | 三三 | 三三 | 三〇 | 一九 | 一九 | 二〇 | 二七 | 一七 |
| 五 | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 | 三三 | 三〇 | 一九 | 一九 | 二〇 | 二七 | 一七 |
| 六 | | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 | 三三 | 三〇 | 一九 | 一九 | 二〇 | 二七 |
| 七 | | | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 | 三三 | 三〇 | 一九 | 一九 | 二〇 |
| 八 | | | | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 | 三三 | 三〇 | 一九 | 一九 |
| 九 | | | | | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 | 三三 | 三〇 | 一九 |
| 一〇 | | | | | | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 | 三三 | 三〇 |
| 一 | | | | | | | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 | 三三 |
| 二 | | | | | | | | | | | | | 一九 | 二八 | 二八 |
| 三 | | | | | | | | | | | | | | 一九 | 二八 |
| 四 | | | | | | | | | | | | | | | 一九 |
| 五 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 六 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 七 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 九 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一〇 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 三七 | 三五 | 五三 | 六八 | 九四 | 一四六 | 一四七 | 一七五 | 一七五 | 一九九 | 二一〇 | 二三五 | 二四七 | 二六〇 | 二八〇 |

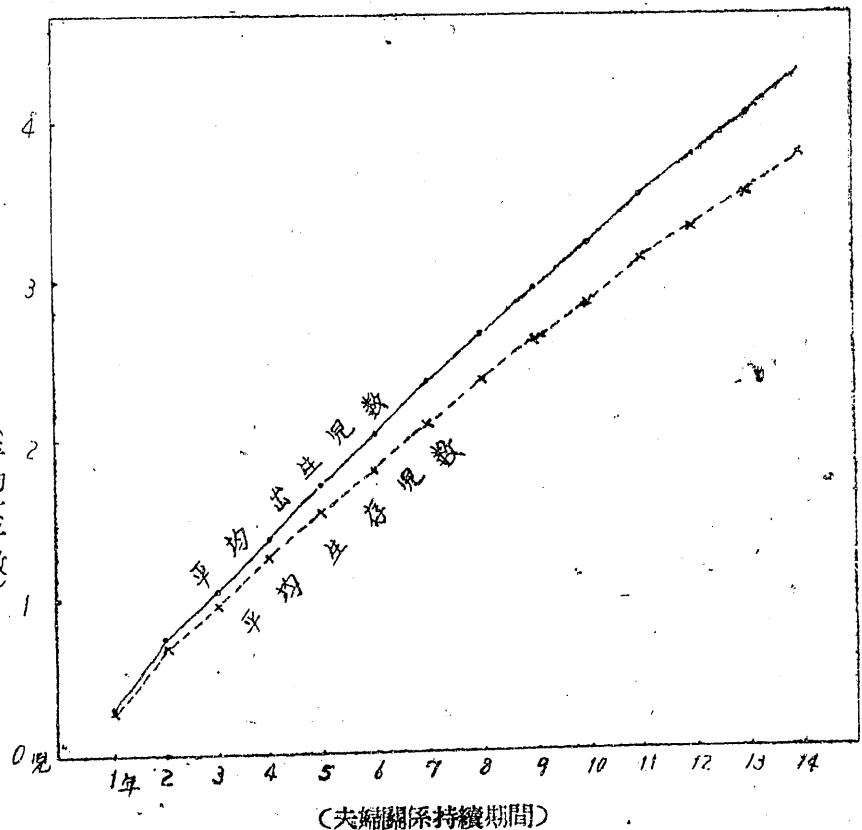
右の第七表でみると、結婚後一年未満で、二二七の新生児が生れたわけであるが、一年を経過すると、二一五に、二年を経過すると二〇七に、三年を経過すると、二〇三に、そして十四年を経過すると一九一に減少してゐる。これ死亡によつて生じたる減少である。

結婚後二年にして三二三の新生児が生れたが、一年を経過すると三〇六に、二年を経過すると二九五に、三年を経過すると二八九に、そして十三年を経過すると、二七三に減少してゐる。

かくの如く、夫婦関係持続期間の経過すると共に、新生児数は次第に増加するが、一方、死亡する子女があるために、夫婦のもつ平均生存子女数は、平均出生児数よりも常に少くなるわけである。

いま、平均生存児数を見ると、結婚後一年未満では〇・二九、結婚後二年未満では〇・六九、結婚後四年未満で一・二六、結婚後七年未満で二・〇九、結婚後十一年未満で三・一一、結婚後十五年未満で三・七七となつてゐる。この平均生存児数を平均出生児数と對比して、圖示すると、下の第二圖の如くである。

第 二 圖



次に初婚年齢二十五歳の妻における夫婦関係持続期間別平均生存児数を示すと、左の第八表の如くである。

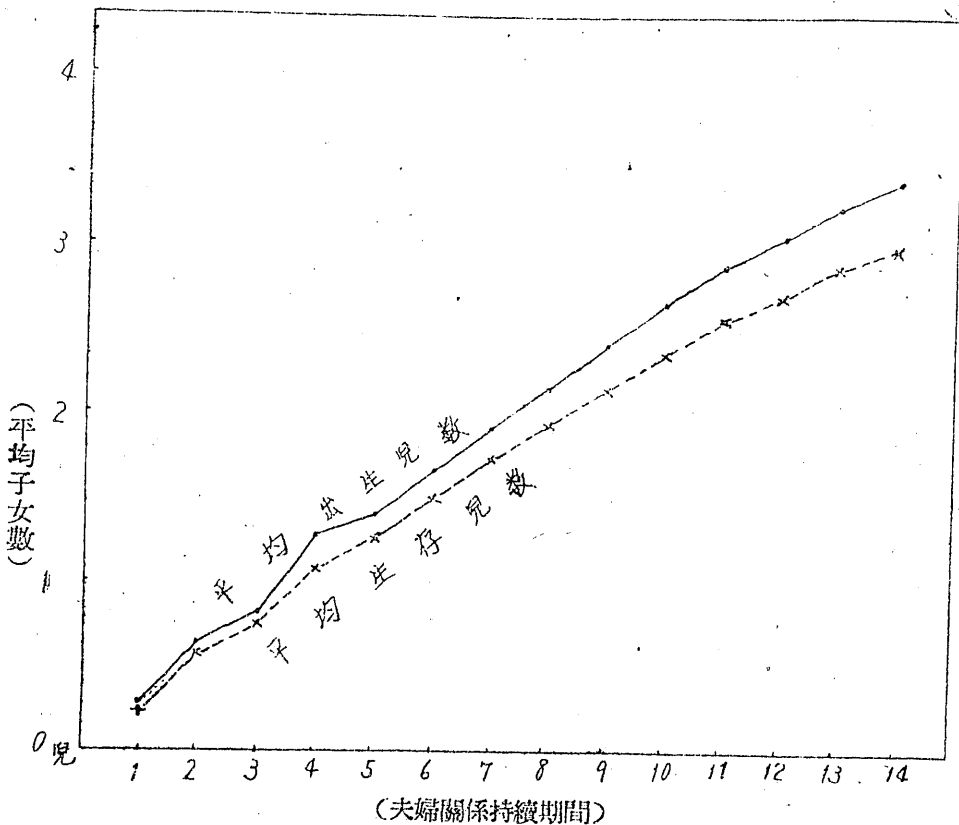
第八表 夫婦関係持続期間別及ビ子女ノ生存年数別生存子女数(妻ノ初婚年齢二十五歳ノ場合)

| 夫婦関係持続期間 | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 合計 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 生存年数 | 〇 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一三 | 一四 | |
| 子女数 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 〇 | | | | | | | | | |

| 年 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 一三 | 一四 | 一五 | 一六 | 一七 | 一八 | 一九 | 二〇 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 合計 | 四 | 三 | 二 | 一 | 〇 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一夫一婦當り平均計 | 〇・三六 | 〇・五九 | 〇・七四 | 一・〇四 | 一・三三 | 一・六九 | 一・七三 | 一・七五 | 一・七九 | 一・八二 | 一・八五 | 一・八七 | 一・八九 | 一・九一 | 一・九三 | 一・九五 | 一・九七 | 一・九八 | 一・九九 | 二・〇〇 |
| 出生兒數 | 〇・三六 | 〇・五九 | 〇・七四 | 一・〇四 | 一・三三 | 一・六九 | 一・七三 | 一・七五 | 一・七九 | 一・八二 | 一・八五 | 一・八七 | 一・八九 | 一・九一 | 一・九三 | 一・九五 | 一・九七 | 一・九八 | 一・九九 | 二・〇〇 |
| 生存兒數 | 〇・三六 | 〇・五九 | 〇・七四 | 一・〇四 | 一・三三 | 一・六九 | 一・七三 | 一・七五 | 一・七九 | 一・八二 | 一・八五 | 一・八七 | 一・八九 | 一・九一 | 一・九三 | 一・九五 | 一・九七 | 一・九八 | 一・九九 | 二・〇〇 |

右の第八表でみると、結婚一年にして〇・二六、結婚後四年にして一・〇七、結婚後九年にして二・一五、結婚後十四年にして二・九六の平均生存兒數をもつことになつてゐる。この平均生存兒數と平均出生兒數とを對比して圖示すると、左の第三圖の如くである。

第三圖



地域的に見たる我が國生産力の

發展と人口の集積

館

稔

一序

我が國の國土が狭少であり、資源に恵まれることも薄いの反して、人口は極めて稠密であつて、種々の意味に於ける「過剰人口」或は著しく高き「人口壓力」の存在することは、夙に内外の識者によつて指摘せられて來たところである。然るに、今や、四國共同宣言受諾の結果、更に急激に縮少した國土に、在外復員兵力の歸還と在外邦人の引揚とを受け容れ、急激に増加する人口を支持しなければならぬこととなつた。其の規模と、従つてそれが如何に容易ならざる問題であるかは次の極めて簡單な數字に據つて大略之を推測することが出来る。即ち、第一表の如く、終戦時現在に於ける陸海將兵及軍屬は三、七五三、〇〇〇人に上ると推計せられ、引揚を要する地域に在る邦人總數は三、四五〇、〇〇〇人と推計せられてゐる。右の内、終戦時以來昭和二〇年一二月末に至る四箇月間に、既に内地に歸還したる人口は九六六、〇〇〇人に上つてゐる。

事情は概ね以上の如くである。乃ち、一方、かくの如く急激に増加する人口を、極度に制約された條件の下に於て、如何なる産業に於て如何に扶養するかと言ふ人口の産業的再配分が重大なる問題となると共に、他方、

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

第一表 在外邦人の引揚及殘留人口

(昭和二〇年一二月三十一日現在)

| 種別 | 終戦時現在 | 引揚 | 殘留 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 總數 | 七,二〇三,〇〇〇 | 九,六六〇,〇〇〇 | 六,三三七,〇〇〇 |
| 陸軍 | 三,一〇〇,〇〇〇 | 四,三二〇,〇〇〇 | 三,二七一,〇〇〇 |
| 海軍 | 四〇〇,〇〇〇 | 四〇〇,〇〇〇 | 三九六,〇〇〇 |
| 居留民 | 三,四〇〇,〇〇〇 | 四,九四〇,〇〇〇 | 二,九六六,〇〇〇 |

(一) 第一及第二復員省調。軍屬を含む。

(二) 終戦連絡中央事務局第五部第二課「在東亞地域邦人調(第三號)昭和二〇年一二月末現在」に據る。

之を地域的に如何に配分し、支持するかが緊急の重要課題たることを言を俟たない。かくて今や、寸毫の國土と雖も、之が利用開發保全に毫釐の間隙あるを許さない。國土計畫の有機的一環として、最高度に合理的・計畫的な人口の地域的再配分を實現することが必要である。其の爲には、先づ以て、既往に於ける我が國人口の地域的配分及其の變化に關する特色と傾向を、種々の側面から明確に把握するを要する。就中、人口支持力の根源たる各地域に於ける生産力の發展と各地域の人口の集積との關係を既往の事實について明かにすることが基本的に重要である。此の意味に於て、聊か戦前に於ける内地道府縣について生産力の發展と人口の集積との關係に關する既往の事實に一瞥を投じ、其の概要の把握に資するのが本稿の目的である。

此の稿に於ては、一應、觀察期間を大正一四年以降昭和一〇年に至る期間に限定し、戦前に於ける此の間の事實に若干の解析を加へるに止める。大正九年の恐慌によつて轉換開始した經濟不況が進行し、其の底に達したのが昭和四、五年頃であつた。昭和六年の滿洲事變を經過して所謂「準戰

時體制」が漸次確立せられ、昭和二二年支那事變の勃發によつて「戰時體制」へ移行した。即ち、本稿に於ける觀察期間の蔽ふ大正一四年から昭和一〇年に至る一〇年間は戦前に於ける我が國經濟の最も重要な轉換期であつた。昭和一二年以降、戰時體制下には人口の地域的移動は異常に激成せられ、生産力の地域的分布にも著しい變化が行はれた。然し、稿を改めて詳論し度いと思つてゐるが、結論的に言つて、戰時下に於ける人口及生産力の地域的分布の變動は、主として、戦前からの此の傾向の上に、之を急速度上昇擴大するが如き仕方に行はれたと見て大過ない。此の意味に於て本稿の觀察は我が國生産力發展と人口集積との地域的關係の基本的傾向を示すものと言ふことが出来る。新日本の建設が全く新しき理念に基いて、新しい目標に従つて人口及生産力の地域的分布を改めて構成し實現して行かなければならないこと言ふ迄もない。然し、現實の具體的事實は斷絶、跳躍を許さない。新日本建設の新しき理念によつて反省せられ、新しき構想によつて、其の上に新しく打樹てられて行くべき事實は、それ故に一層明確に具體的に把握されなければならないのである。

二 計量方法—生産力についての地域別

「人口壓力指數」

言ふ迄もなく、本稿に於ける方法の中心課題は生産力發展と人口集積との關係に關する計量方法である。而して、此の計量方法として私は「人口壓力指數」(index of population pressure)の適用を試みた。以下、此の點に重點を置いて本稿に於て採つた方法の概要を列記しよう。

一、地域

觀察する地域は昭和一〇年一〇月一日現在に於ける内地道府縣四七地域

とする。

二、期間

本稿の觀察期間は大正一四年に始り昭和一〇年を以て終る一〇箇年とする。言ふ迄もなく、此の期間は、戰爭直前の一〇箇年として一括して觀察することが必要である。然し、此の期間は二つの異つた時期に區分される。即ち、(1) 經濟不況が本格的に進行して其の底に達するに至つた大正一四年から昭和五年迄の時期と、(2) 滿洲事變を經過して「準戰時體制」が漸次確立せられた昭和五年乃至昭和一〇年の時期である。便宜上、前者を「前期」、後者を「後期」と呼ぶこととする。

叙上の期間について、資料の制限上、大正一四年、昭和五年及昭和一〇年の三年次を中心として毎五年に觀察することとする。尙、以下の指數の基準は總て大正一四年とする。

三、人口の集積

人口集積の指標は、計算の便宜上、之を大正一四年を基準とする普通人口密度の指數に求めることとした。此の指數は人口總數の指數と同一であること言ふ迄もない。以下、此の指數を「人口集積指數」と呼び、第一年を基準とした第 i 年のそれを d_{i1} といふ文字で表はすこととする。

四、生産力の發展

各地域の生産力の發展を計量することは極めて困難なる作業である。各地域についての総合的生產指數は存在しない。そこで、本稿に於ては、暫定的ではあるが、最も簡単な方法として、各道府縣に於て年々作成してゐる生産價額を採り指數となし、之を物價指數を以て除したる指數を求めるといふ方法を試みた。

1. 生産價額指數

既往の年次に溯つて道府縣別生産價額を採ることは決して容易ではない。道府縣統計書を通覧することが困難であるばかりではなく、例へば、岐阜縣の如く、生産價額を全く表章してゐない縣もある。又、例へば「桑葉」の如く、之を計上する縣もあり、しない縣もある。かやうな困難を除く去する爲に有用な資料がある。それは靜岡縣統計課に於て、元同課長實藤豊吉氏が、全國道府縣の統計課長に照會して得られた資料について、統一編成せられた「道府縣生産額調」である。此の調は大正一四年以降昭和一一年に至る迄作成せられてゐるが、其中、昭和四年以降同一一年に至る迄は毎年雜誌「統計集誌」資料欄に發表せられてゐる。本稿に於ては、誤植其の他を靜岡縣統計課、其の他當該府縣統計課について訂正したる上、觀察の中心とすべき年次の前後三箇年の平均を採り之を用ふることとした。但し、大正一四年については資料の制限上、大正一四年及昭和元年兩年次の平均を求めて之を用ひた。

以上の結果を取纏めて第二表として掲げる。尙、第一年を基準とする第i年の生産額指數は之をbiといふ文字で表はすこととする。

第二表 生産價額及同指數

| 總數 | 生産價額 | | | 生産價額指數(大正一四年=100.00) | |
|-------|--------------|------------|-------------|----------------------|-------|
| | 大正一四年 年平均 | 昭和五年 平均 | 昭和十一年 平均 | 昭和五年 | 昭和十一年 |
| 一 北海道 | 50,230 | 46,860 | 65,826 | 88.4 | 128.5 |
| 二 青森 | 26,231 | 27,101 | 27,633 | 103.3 | 105.1 |
| 三 岩手 | 18,426 | 10,100 | 18,326 | 65.7 | 100.0 |
| 四 宮城 | 16,311 | 10,426 | 16,226 | 63.9 | 97.7 |
| 五 秋田 | 19,321 | 15,726 | 19,126 | 81.4 | 99.0 |

| | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|
| 六 山形 | 33,226 | 10,826 | 27,426 | 82.8 | 82.0 |
| 七 福島 | 34,600 | 17,226 | 28,226 | 81.5 | 81.5 |
| 八 茨城 | 27,520 | 23,226 | 36,426 | 84.4 | 132.4 |
| 九 栃木 | 22,926 | 12,226 | 30,226 | 53.3 | 132.1 |
| 一〇 群馬 | 27,271 | 32,226 | 30,226 | 114.5 | 110.8 |
| 一一 埼玉 | 25,226 | 19,226 | 35,226 | 76.2 | 139.7 |
| 一二 千葉 | 32,226 | 17,226 | 42,226 | 131.3 | 131.3 |
| 一三 東京 | 1,027,127 | 1,223,127 | 1,825,127 | 119.1 | 178.7 |
| 一四 神奈川 | 33,226 | 45,226 | 72,226 | 136.2 | 217.5 |
| 一五 新潟 | 33,226 | 32,226 | 34,226 | 97.0 | 103.3 |
| 一六 富山 | 22,226 | 25,226 | 36,226 | 113.5 | 163.2 |
| 一七 石川 | 27,226 | 30,226 | 38,226 | 110.7 | 139.7 |
| 一八 福井 | 22,226 | 24,226 | 37,226 | 109.0 | 167.8 |
| 一九 山梨 | 22,226 | 21,226 | 29,226 | 95.5 | 131.5 |
| 二〇 長野 | 25,226 | 29,226 | 33,226 | 115.8 | 131.5 |
| 二一 岐阜 | 23,226 | 23,226 | 27,226 | 100.0 | 117.3 |
| 二二 靜岡 | 27,226 | 27,226 | 30,226 | 100.0 | 111.0 |
| 二三 愛知 | 22,226 | 26,226 | 27,226 | 118.0 | 122.5 |
| 二四 三重 | 29,226 | 26,226 | 28,226 | 89.7 | 96.8 |
| 二五 滋賀 | 20,226 | 22,226 | 29,226 | 110.0 | 144.6 |
| 二六 京都 | 46,226 | 33,226 | 42,226 | 71.7 | 91.3 |
| 二七 大阪 | 1,424,226 | 1,223,226 | 1,825,226 | 85.9 | 128.9 |
| 二八 兵庫 | 22,226 | 25,226 | 32,226 | 113.5 | 145.1 |
| 二九 奈良 | 23,226 | 24,226 | 31,226 | 104.3 | 134.5 |
| 三〇 和歌山 | 22,226 | 22,226 | 28,226 | 100.0 | 127.0 |
| 三一 鳥取 | 22,226 | 22,226 | 28,226 | 100.0 | 127.0 |
| 三二 島根 | 22,226 | 22,226 | 28,226 | 100.0 | 127.0 |
| 三三 岡山 | 22,226 | 22,226 | 28,226 | 100.0 | 127.0 |
| 三四 広島 | 22,226 | 22,226 | 28,226 | 100.0 | 127.0 |

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

| | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|---------|------|-------|
| 三五 | 山口 | 三五,〇四六 | 一九〇,三九元 | 三六,五八八 | 九〇・七 | 一五〇・〇 |
| 三六 | 徳島 | 一三,六六〇 | 一〇一,七〇〇 | 二八,〇〇六 | 七〇・六 | 一〇〇・二 |
| 三七 | 香川 | 一四,九四九 | 三〇,三六六 | 一五,四四八 | 八五・九 | 一一三・八 |
| 三八 | 愛媛 | 三六,六六八 | 一九〇,〇三三 | 三三,三三九 | 七三・三 | 一〇三・六 |
| 三九 | 高知 | 一四,七六八 | 九三,四七七 | 八,七七一 | 七三・〇 | 六八・八 |
| 四〇 | 福岡 | 五五,〇五五 | 五五,九六八 | 九六,五七七 | 八三・四 | 一五一・一 |
| 四一 | 佐賀 | 一七,八八五 | 五八,八四三 | 二八,一六六 | 七六・〇 | 七三・七 |
| 四二 | 長崎 | 一七〇,六六八 | 一四,三三六 | 一八七,三三六 | 八六・〇 | 一〇九・三 |
| 四三 | 熊本 | 三〇,一七六 | 一八,〇三九 | 八三,三三九 | 七三・三 | 七九・九 |
| 四四 | 大分 | 一八,六三三 | 一八,〇〇元 | 一八,九六六 | 七三・一 | 八三・三 |
| 四五 | 宮崎 | 一九,九三三 | 九〇,九四四 | 一四,二七七 | 七三・三 | 一七三・七 |
| 四六 | 鹿児島 | 三九,四四四 | 一六〇,五〇〇 | 一七,四四八 | 七三・五 | 八〇・〇 |
| 四七 | 沖縄 | 五五,七五五 | 一四,九三三 | 五,六四四 | 八三・八 | 一〇六・二 |

2. 物價指數

前號の生産額指數を除して生産力指數を求むべき適當なる物價指數の撰定は極めて困難である。先づ第一に全國についての卸賣物價指數が適當であること言ふ迄もない。我が國に於ける全國卸賣物價指數としては商工會議所所在一三都市につき商工省が調査したる全國卸賣物價指數がある。然し、昭和四年の改正によつて昭和五年以降と昭和四年以前のの接続が困難であり、方法として單純算術平均が採られてゐるから基準轉換も亦困難である。所謂物價の牽聯性、統一性に著目すれば、東京卸賣物價指數を探ることも全然不可ではない。まして、本稿の觀察が毎五年であり、生産額指數を前後三箇年平均價額に基いたこと等を斟酌すれば、東京卸賣物價指數を用ふることは許され得ることと考へる。そこで、本稿の目的に對しては品目選定上輸入品品目に稍、重點がおかれてゐる嫌ひはあるが、方法として加重幾何平均を用ひ、從つて、基準轉換の可能なるダイヤモンド社調東

京卸賣物價指數を一應探ることとした。第三表A欄の大正元年八月より同三年七月の平均を基準とする原指數につき、同表B欄の如く、大正一四年を基準として基準轉換を行ひ之を用ふることにした。

第三表 ダイヤモンド社物價指數

| | | |
|------|----------------------|-------------|
| 年次 | (A) 大正元年八月—同三年七月平均基準 | (B) 大正一四年基準 |
| 大正一四 | 一〇一・二 | 一〇〇・〇 |
| 昭和五 | 一三五・九 | 三三・三 |
| 昭和一〇 | 一三五・一 | 六八・八 |

3. 生産力指數

第1號によつて求めたる生産額指數を第2號の物價指數によつて除し、之を生産力指數とした。第一年を基準とする第i年の生産力指數を a_i とし、同様に、物價指數を I_i とすれば、生産力指數は、一般に次の如く表はされる。

$$a_i = b_i / I_i$$

私が此處に求めた生産力指數の全國總數を、全く異つた方法を以て得られた商工省調工業生産指數及三菱經濟研究所調工業生産指數と比較すれば第四表及第一圖の如くである。生産力指數を支配するものは、後述の如く、工業生産力指數である。私の生産力指數は、此等三つの工業生産力指數と極めてよく一致してゐる。ただ私の指數の變動傾向の角度が、他の指數のそれに比して稍、緩かなのは、私の指數が農業生産力を含むからであつて、此の點も合理的であると思はれる。全國の指數については以上の如くであるが、地域別綜合生産力指數は、私の寡聞を以てする限り、本稿が最初の試みであつて、今のところ比較すべき他の資料は存在しないやうである。

第四表 各種工鑛業生産指數比較

| 年次 | 館生産力指數 | 商工省調 | | 三菱經濟研究所調 | |
|------|--------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 昭三八年平均 均基準工鑛業 生産指數 | 昭三八年平均 均基準工鑛業 生産指數 | 一二品目單純 算術平均工業 生産指數 | 二六品目加重 算術平均工業 生産指數 |
| 大正一四 | 100.00 | | | | |
| 昭和元 | | | | | |
| 二 | | | 100.0 | | |
| 三 | | | 105.9 | | |
| 四 | | | 130.6 | | |
| 五 | | 110.7 | 144.1 | 100.0 | |
| 六 | | | 191.1 | 105.0 | 101.4 |
| 七 | | | 197.3 | 167.8 | 107.9 |
| 八 | | | 123.5 | 229.0 | 134.1 |
| 九 | | | 177.4 | 157.9 | 135.0 |
| 〇 | | 177.7 | 141.0 | 170.3 | 150.4 |
| 一 | | | 150.2 | 177.5 | 167.3 |
| 二 | | | 197.8 | | |
| 三 | | | 173.0 | | |
| 四 | | | 180.0 | | |
| 五 | | | 170.0 | | |
| 六 | | | 185.9 | | |

五、生産力の發展と人口の集積との關係

生産力の發展と人口の集積との關係を計量する爲には、第三項による人口集積指數を第四項による生産力指數を以て除したる指數を求めんとした。此の指數は「Paul Simon の所謂「經濟的人口密度指數」(Indices de densité économique de la population) と略同様の概念であるが、基準年次における人口の集積と之を支持收容すべき生産力との關係を與へ

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

られたるものとして、其の後に於ける兩者の關係の變動、即ち、基準年次に對する生産力についての人口收容力の擴大、若くは減退の傾向、換言すれば所謂「人口壓力」(Population Pressure) の低下又は上昇を相對的に指示する指數であつて、此の點に著目して私は之を「人口壓力指數」(Index of population pressure) と名付ける。此の指數は定義によつて生産力の上昇が人口の集積度よりも大なる場合に低下し、逆の場合に上昇する。従つて、生産力について人口收容力が擴大し、人口壓力が減退したる場合に指數は低下し、收容力が縮少し、人口壓力が上昇したる場合に指數は上昇する。第一年を基準とする第*i*年の人口壓力指數を P_i なる文字で表はすとすれば

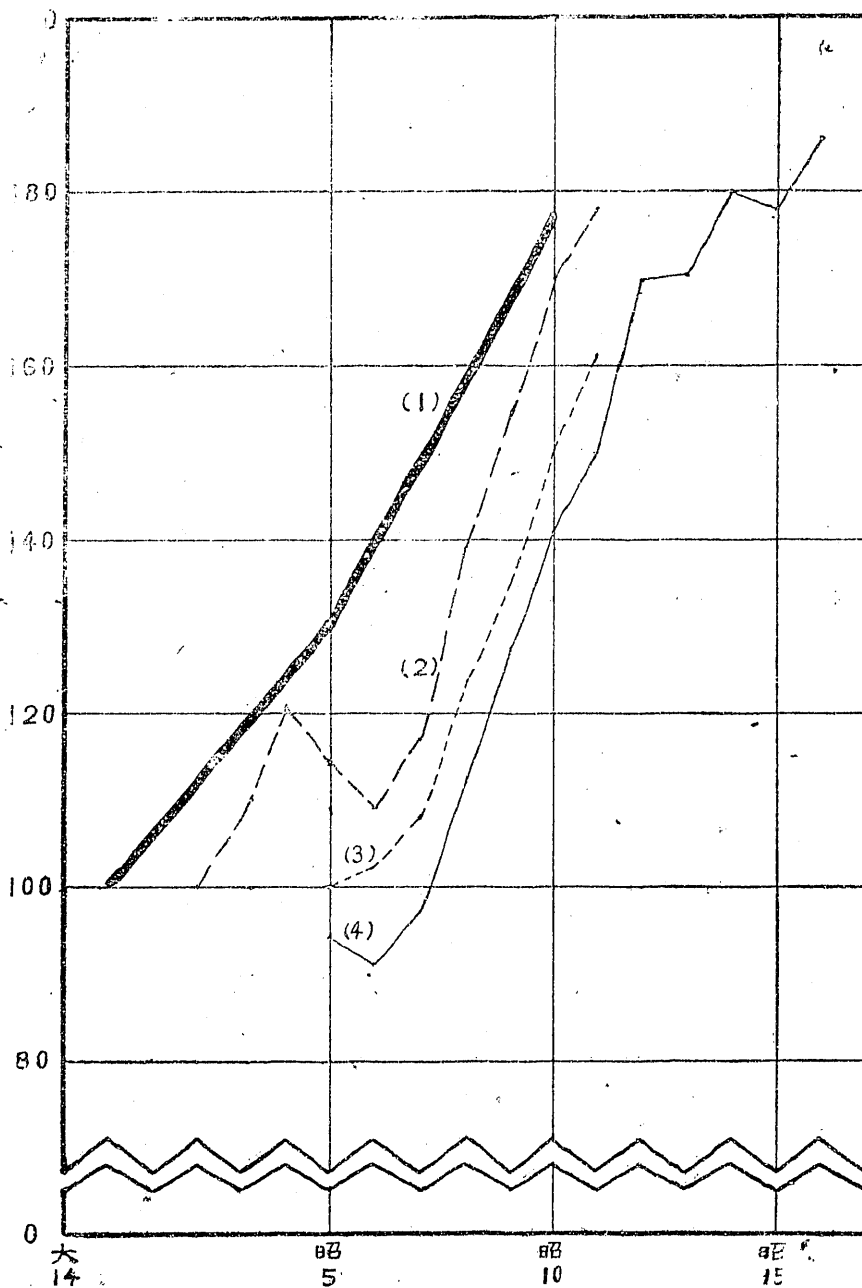
$$P_i = d_i / a_i$$

此の指數については種々の困難な問題が存在する。先づ第一に、此の指數の性質は、定義によつて、抽象化された総合的な生産力發展の傾向と人口の集積との關係を指示するものであつて、人口壓力の變動を標示するとす爲には、一切の配分關係が不變であると假定するを要する。配分關係の變化を指示する何等かの統計學的な指標が求められ、之を配分係數 δ とすれば、一層適切な人口壓力指數は、

$$P = \frac{d}{a \cdot \delta}$$

と表はされるであらう。配分係數を不變と假定する點に此の指數の重要な限界が存在することは否定し得ない。此の問題と關聯して又次のことが問題となる。即ち、人口壓力の變動は往々生活水準の變動として把握される。此の場合には、特に實質所得の人口の集積に對する變動が計量される。所謂形成の本原としての生産力の變動が所得の形成配分の側面から把

第1圖 生産指數比較



- (1) 館 綜合生産力指數
- (2) 三菱經濟研究所12品目工業生産指數
- (3) 同 26品目工業生産指數
- (4) 商工省工業生産指數

握される。かかる計量が行はれた場合に、それは配分係数の變動を考慮した生産力との關係によつて捕捉された壓力指數と原則として一致すべきである。所得からの人口壓力の計量は不可能ではないが、特に地域的分布を見る場合には今日のところ、殆んど可能とは思はれない。本稿に於ては、差當り、配分係数を不變として生産力の變動から計量してみた一つの試みであつて、謂はば此處に謂ふ人口壓力指數は「生産力についての壓力指數」である。第三に、生産總價額を採る場合に、生産總價額は、生産過程に於ける半製品の價額を悉く包攝するから國民所得的計算に於ては重複計算を含むといふ問題がある。然し、本稿の如き手續を以て物的生産力の變動を計量する爲に生産總價額を採り、然かも之を指數として用ふるに於ては重複計算の問題は許され得ると思ふ。次に問題は、國際收支である。中間商業國或は主として海外投資の収益に依存するが如き國を除いて、比較的短期間について見れば、少くとも外國貿易による所得は國內生産による所得と自ら一定の比例關係を持ち、且つ其の割合が著しくは大でないと思定することが出来る。従つて、上述の配分係數不變の假定に之を含ませめて大過あるまいと思はれる。最後に、各地域間に於ける所得の移動について問題がある。或る地域の生産力が著しく減退し、人口壓力指數が上昇しても、此の地域外よりの所得の流入(出稼其の他移動人口の地域外に於ける所得、利子及利潤の流入)によつて、事實上、其の地域の人口壓力はそれ程高まつてゐないといふが如き事實は當然豫想され得る。従つて、配分係數不變の假定は此の點については粗雑たるを免れ得ない。然し、此等の地域外から流入する所得、或は地域外へ流出する所得の地域内部に於ける生産力に基く所得との間に、地域によつて差異はあるが、夫々の地域に自ら一定の比例關係が存在することを否定することは出来ないと思はれる。尙又、人

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

口及資本の移動、特に其の地域的集中には一定の明瞭な傾向が存在する。即ち、都市的、特に大都市的、工業的地域への人口及資本の集中傾向は明かに認められ、其の地域的範圍も明かである。従つて、一般に、生産力指數によつて見たる人口壓力指數は都市的工業的地域に於ては人口壓力減退の傾向を過大に表現し、反之、農村的地域に於ては人口壓力の減退を稍、過少に、壓力の上昇を稍、誇張して示す傾きのあることは否定し得ない。之を念頭に置いて見れば、本稿の指數は未だ不完全粗雑ではあるが、元來、計量極めて困難なる人口壓力の地域的分布及其の變動の極めて大要を示すものとしては決して意義なき試みであると言ひ得ないと思ふ。

三 「人口壓力指數」變動傾向の地域的特性

以上の方法によつて得たる結果を取纏めて表示したるものが第五表である。先づ、大正一四年より昭和一〇年に至る全期間について人口壓力指數變動傾向の若干の地域的特性に一瞥を投ずることとする。全期間について各地域に於ける各指數の變動傾向を簡單明確に把握する爲、各地域の各指數の變動に、最少自乘法によつて直線傾向線(trend line)を當て嵌めることとした²⁾。而して、觀察の主たる目標が指數の變動率に在るのであるから、當て嵌めた傾向直線の方程式 $y = mx + k$ の x の係數 m 、即ち直線の方角係數を採つて比較觀察することとする。かやうな意味に於て第五表に基き傾向直線を當て嵌め、其の方程式のパラメーター、即ち、 x の係數 m 及 k (常數 k は所謂 y -intercept であつて、傾向直線の y 軸との交點を示す) を各指數につき取纏めて表示したるものが第六表である。又、此等の直線傾向線を圖示したものが第二圖である。

第五表 自大正一四年道府縣別人口壓力指數、人口集積指數及生產力指數

大正一四年=100.00

| 道府縣別 | 人口壓力指數 pi | | 人口集積指數 di | | 生產力 | |
|------|-----------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | 昭和五年 | 昭和十年 | 昭和五年 | 昭和十年 | 昭和五年 | 昭和十年 |
| 總數 | 八三・七 | 四四・四 | 一〇八・三 | 一六六・三 | 二二〇・七 | 一七三・七 |
| 北海道 | 八四・八 | 七・八一 | 二四・九 | 一五〇・〇 | 二四・六 | 七四・〇 |
| 青森 | 九・七 | 七九・四 | 一〇八・三 | 二九・五 | 一八・二 | 二四・五 |
| 岩手 | 九・四 | 八四・五 | 一〇八・三 | 二六・五 | 一九・五 | 二六・五 |
| 宮城 | 一〇・九 | 一〇三・五 | 一〇九・七 | 二八・八 | 一七・四 | 二四・八 |
| 秋田 | 一〇・四 | 八・六 | 一〇六・五 | 二二・五 | 一五・七 | 三五・九 |
| 山形 | 一九・三 | 一〇八・三 | 一〇五・四 | 一九・九 | 九・九 | 一〇〇・三 |
| 福島 | 九・九 | 九四・五 | 一〇四・八 | 二〇・九 | 一四・九 | 二七・三 |
| 茨城 | 九・三 | 七五・二 | 一〇五・六 | 一九・九 | 一三・〇 | 一四・元 |
| 栃木 | 九・五 | 三・六 | 一〇四・七 | 一〇・六 | 一九・八 | 一七・九 |
| 群馬 | 八・四 | 九〇・三 | 一〇五・五 | 二〇・七 | 一四・八 | 二二・五 |
| 埼玉 | 一一・七 | 九三・四 | 一〇四・三 | 一九・四 | 一七・六 | 一七・六 |
| 千葉 | 九・三 | 七四・三 | 一〇四・七 | 二〇・五 | 一四・三 | 一四・七 |
| 東京 | 七・九 | 五五・〇 | 一三〇・四 | 一四・八 | 一七・四 | 三五・六 |
| 神奈川 | 六・二 | 四〇・七 | 一四・元 | 三九・九 | 一八・九 | 三三・五 |
| 新潟 | 八・一 | 三三・九 | 一四・七 | 一〇・二 | 一八・四 | 一六・六 |
| 富山 | 八・四 | 五・九 | 一三・九 | 一六・八 | 一三・四 | 三〇・三 |
| 石川 | 六・元 | 三三・五 | 一〇〇・五 | 一〇・五 | 二六・四 | 一五・七 |
| 福井 | 五・四 | 五五・九 | 一〇三・六 | 一〇・一 | 一五・六 | 一八・八 |
| 山梨 | 五・七 | 一〇九・八 | 一〇四・四 | 一七・四 | 一〇・八 | 九七・九 |
| 長野 | 一八・五 | 一四・七 | 一〇五・〇 | 一五・〇 | 九・七 | 七三・九 |
| 岐阜 | 九・三 | 八三・七 | 一〇三・七 | 一〇・三 | 一一・三 | 一九・七 |
| 靜岡 | 九・九 | 七三・七 | 一〇七・四 | 二六・六 | 二八・九 | 一五・九 |
| 愛知 | 六・六 | 六・三 | 一一〇・三 | 三三・六 | 一三・四 | 一九・四 |
| 三重 | 九・九 | 七五・六 | 一〇三・六 | 一五・五 | 一一・四 | 一九・五 |
| 滋賀 | 九・五 | 五・四 | 一〇四・七 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一三・〇 |
| 京都 | 六・七 | 八・三 | 一〇八・七 | 一九・九 | 二九・三 | 一五・八 |
| 大阪 | 七・四 | 六・七 | 一〇七・四 | 一五・七 | 二四・〇 | 二五・〇 |
| 兵庫 | 九・二 | 八・四 | 一〇三・八 | 一七・〇 | 一四・一 | 一四・一 |
| 奈良 | 七・四 | 七・八 | 一〇六・一 | 一〇・二 | 一〇・二 | 一三・三 |
| 和歌山 | 九・三 | 九・五 | 一〇三・七 | 一〇・七 | 一〇・四 | 一三・九 |
| 鳥取 | 八・七 | 七・四 | 一〇三・五 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一三・九 |
| 島根 | 八・七 | 七・四 | 一〇三・五 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一三・九 |
| 岡山 | 八・七 | 七・四 | 一〇三・五 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一三・九 |
| 廣島 | 七・四 | 六・七 | 一〇三・五 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一三・九 |
| 山口 | 七・元 | 六・六 | 一〇三・六 | 一〇・八 | 一〇・八 | 一三・九 |
| 徳島 | 八・三 | 七・元 | 一〇三・九 | 一〇・九 | 一〇・九 | 一三・九 |
| 香川 | 七・五 | 六・元 | 一〇三・九 | 一〇・九 | 一〇・九 | 一三・九 |
| 愛媛 | 九・〇 | 六・元 | 一〇三・九 | 一〇・九 | 一〇・九 | 一三・九 |
| 高知 | 九・〇 | 六・元 | 一〇三・九 | 一〇・九 | 一〇・九 | 一三・九 |
| 福岡 | 八・〇 | 五・四 | 一〇三・三 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一三・九 |
| 佐賀 | 八・〇 | 五・四 | 一〇三・三 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一三・九 |
| 長崎 | 七・四 | 六・七 | 一〇三・七 | 一〇・七 | 一〇・七 | 一三・九 |
| 熊本 | 八・三 | 七・五 | 一〇四・六 | 一〇・六 | 一〇・六 | 一三・九 |
| 鹿兒島 | 八・八 | 七・八 | 一〇四・六 | 一〇・六 | 一〇・六 | 一三・九 |
| 宮崎 | 九・三 | 六・三 | 一〇四・一 | 一〇・一 | 一〇・一 | 一三・九 |
| 沖繩 | 七・七 | 六・七 | 一〇三・四 | 一〇・四 | 一〇・四 | 一三・九 |

第六表 第五表の直線傾向線のParameters

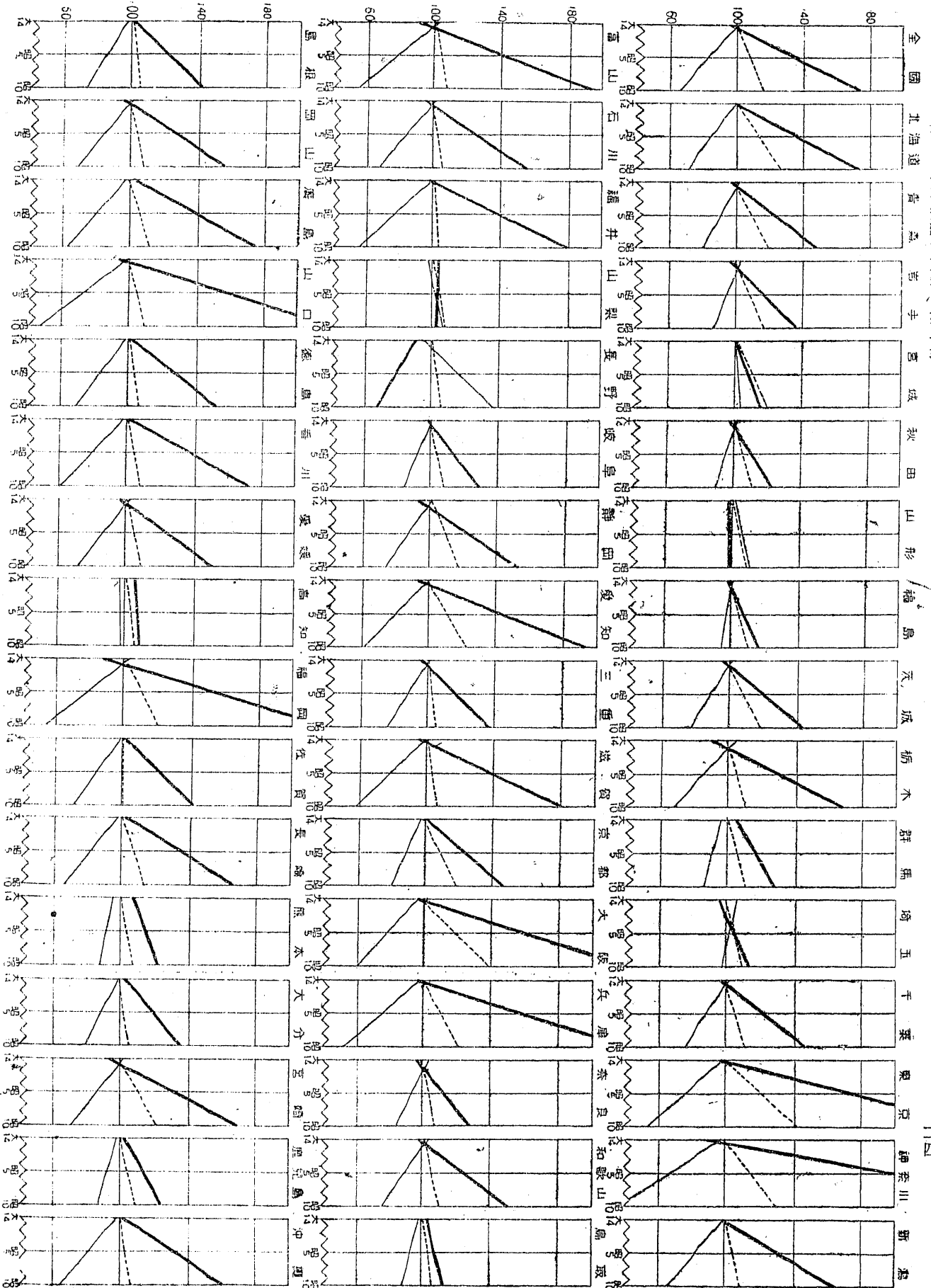
| 道府縣 | Pi | | | di | | | ai | | |
|-----|------|-------|--|-----|-------|-----|-------|-----|--|
| | m | k | | m | k | m | k | | |
| 總數 | △三・四 | 一〇〇・七 | | 一・六 | 九・七 | 七・四 | 九・七 | 七・四 | |
| 北海道 | △三・八 | 九八・七 | | 二・五 | 一〇〇・六 | 七・四 | 九・三 | | |
| 青森 | △三・五 | 一〇〇・五 | | 一・九 | 九八・五 | 四・九 | 九・七 | | |
| 岩手 | △一・五 | 一〇三・五 | | 一・七 | 一〇〇・〇 | 三・八 | 九・七 | | |
| 宮城 | 〇・五 | 一〇〇・三 | | 一・八 | 一〇〇・三 | 一・四 | 一〇〇・〇 | | |
| 秋田 | △一・三 | 一〇一・〇 | | 一・三 | 一〇〇・三 | 二・五 | 九七・六 | | |
| 山形 | 〇・八 | 一〇一・七 | | 〇・九 | 一〇〇・三 | 〇・三 | 九八・三 | | |
| 福島 | △〇・五 | 一〇〇・九 | | 一・六 | 九八・八 | 一・七 | 九八・五 | | |
| 茨城 | △三・九 | 一〇一・八 | | 二・〇 | 九八・五 | 四・六 | 九八・七 | | |
| 栃木 | △三・七 | 一〇四・六 | | 一・〇 | 九八・八 | 七・五 | 九〇・六 | | |
| 群馬 | △〇・五 | 九八・九 | | 一・七 | 一〇〇・三 | 二・三 | 一〇四・六 | | |
| 埼玉 | △〇・六 | 一〇五・〇 | | 〇・九 | 九八・五 | 一・七 | 九八・〇 | | |
| 千葉 | △三・五 | 一〇一・四 | | 一・五 | 九八・八 | 四・八 | 九八・五 | | |
| 東京 | △四・四 | 九八・五 | | 四・八 | 九八・八 | 一・五 | 九八・七 | | |
| 神奈川 | △五・七 | 九七・三 | | 二・九 | 九八・七 | 三・六 | 九八・七 | | |
| 新潟 | △三・四 | 一九八・五 | | 〇・八 | 一〇〇・三 | 六・四 | 九八・七 | | |
| 富山 | △四・七 | 一〇一・七 | | 〇・六 | 一〇〇・三 | 二・一 | 九〇・六 | | |
| 石川 | △三・四 | 一〇一・三 | | 〇・五 | 九八・七 | 五・九 | 九八・五 | | |
| 福井 | △四・九 | 九八・五 | | 〇・三 | 一〇〇・八 | 八・九 | 九八・〇 | | |
| 山梨 | 〇・九 | 九七・〇 | | 〇・七 | 一〇〇・三 | 一・〇 | 一〇三・〇 | | |
| 長野 | 四・三 | 九五・八 | | 〇・五 | 一〇〇・三 | 一・五 | 九八・五 | | |
| 岐阜 | △一・六 | 一〇一・〇 | | 〇・八 | 九八・五 | 二・九 | 九八・七 | | |
| 静岡 | △三・六 | 一〇一・三 | | 一・三 | 一〇一・六 | 五・八 | 九八・三 | | |
| 愛知 | △三・二 | 一〇〇・九 | | 二・七 | 九八・五 | 九・八 | 九八・四 | | |

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

| 道府縣 | △ | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
|-----|------|-------|-----|-------|-----|-------|---|---|---|
| 三重 | △三・四 | 一〇一・六 | 〇・五 | 一〇〇・三 | 三・七 | 九七・八 | | | |
| 滋賀 | △四・五 | 一〇〇・三 | 〇・七 | 一〇〇・七 | 八・六 | 九八・四 | | | |
| 京都 | △一・〇 | 九八・六 | 一・九 | 九八・三 | 四・五 | 一〇〇・九 | | | |
| 大阪 | △三・五 | 九八・八 | 四・四 | 九八・五 | 二・元 | 九七・四 | | | |
| 兵庫 | △四・六 | 九八・六 | 二・六 | 九八・六 | 三・四 | 九八・五 | | | |
| 奈良 | △一・六 | 一〇一・八 | 〇・七 | 九八・九 | 三・四 | 九八・三 | | | |
| 和歌山 | △三・八 | 一〇〇・八 | 一・〇 | 一〇〇・三 | 五・五 | 九八・五 | | | |
| 鳥取 | △〇・四 | 九八・三 | 〇・四 | 一〇〇・五 | 〇・九 | 一〇三・七 | | | |
| 島根 | △三・五 | 九八・五 | 〇・七 | 一〇〇・四 | 三・九 | 一〇一・五 | | | |
| 岡山 | △三・六 | 一〇一・七 | 〇・七 | 九八・九 | 五・九 | 九八・三 | | | |
| 広島 | △三・三 | 九八・四 | 一・五 | 九八・五 | 七・二 | 一〇一・六 | | | |
| 山口 | △五・八 | 九八・七 | 〇・九 | 九八・八 | 三・六 | 九四・三 | | | |
| 徳島 | △三・七 | 九八・三 | 〇・四 | 一〇〇・三 | 四・九 | 一〇〇・九 | | | |
| 香川 | △三・六 | 九八・七 | 〇・三 | 一〇〇・六 | 七・〇 | 一〇〇・五 | | | |
| 愛媛 | △三・八 | 一〇一・〇 | 〇・七 | 一〇〇・五 | 五・五 | 九八・三 | | | |
| 高知 | 〇・二 | 九八・四 | 〇・四 | 一〇〇・六 | 〇・〇 | 一〇四・七 | | | |
| 福岡 | △四・八 | 一〇一・四 | 一・九 | 一〇〇・三 | 三・七 | 八八・五 | | | |
| 佐賀 | △三・七 | 九八・八 | 〇 | 一〇〇・七 | 四・〇 | 一〇〇・三 | | | |
| 長崎 | △三・三 | 九七・三 | 一・四 | 一〇〇・〇 | 六・六 | 一〇一・〇 | | | |
| 熊本 | △〇・〇 | 九八・三 | 〇・九 | 一〇〇・六 | 一・〇 | 一〇六・三 | | | |
| 大分 | △三・〇 | 九八・三 | 〇・四 | 九八・五 | 三・〇 | 一〇三・三 | | | |
| 宮崎 | △三・八 | 一〇一・七 | 二・〇 | 一〇〇・〇 | 七・三 | 九八・七 | | | |
| 鹿児島 | △〇・九 | 九七・三 | 〇・八 | 一〇〇・五 | 一・七 | 一〇三・五 | | | |
| 沖縄 | △三・三 | 九八・五 | 〇・六 | 一〇〇・三 | 五・九 | 一〇一・八 | | | |

一、全 國
 全期間を通じて全國の人口壓力指數は極めて顯著なる減退を現はし、大正一四年を基準として其の指數は昭和五年 82.9、昭和一〇年 65.4 を示してゐる。全期間を通じて指數の低下は直線に近く、傾向線に極めて近接し

第2圖 道府縣別人口壓力指數傾向線



d. ——— p ——— 2. ———

てゐる。傾向線の方向係数は -3.46 であつて、負の方向に \searrow に近い急勾配を見せてゐる。人口稠密なる我が國は、生産力の發展と人口集積との關係に於て、此の間著しく人口壓力を緩和し、人口收容力の擴大を遂げたことを物語つてゐる。

海外への人口移動極めて少き我が國に於ては此の間殆んど發生的増加に近い増加を内地に留め人口は更に漸次集積した。人口集積指數は昭和五年の 108.3 から昭和一〇年の 116.0 に上昇を示してゐる。傾向線の方向傾度は $+1.6$ であるから、正に 5% の顯著なる上昇である。従つて、生産力にして不變であるか、又は生産力の發展が人口の集積に追隨しない場合には人口壓力指數は上昇すべき筈である。然るに、上述の如き顯著なる減退を示してゐることは、此の間に於ける生産力の發展が如何に著しいものであつたかを推定せしめるに十分である。そこで生産力指數を見れば、昭和五年には 130.7 を示し、昭和一〇年に至つては 177.4 と言ふ著しき上昇振りである。傾向直線の勾配は $+7.74$ であつて 8% に近い大きな角度を見せてゐる。即ち、此の間、内地に於ては、人口の集積も漸次擴大したが、急速度の生産力の上昇は、人口集積の度を遙かに凌駕し、その結果、人口壓力指數は顯著な低下を示し、人口收容力を高めたものと言はなければならぬ。

此處に一言すべきは、以上の觀察が、方法に制約せられて、相對的觀察であることは留意しなければならぬといふことである。即ち、人口壓力を軽減したと言ひ、人口收容力を高めたと言ふことは大正一四年の状態を與へられたるものとして之を基準としての表現であるといふことである。

従つて、人口壓力指數の激減にも不拘、此の資料のみから直に絕對的に正の人口壓力が存在せず、人口收容力が餘りに富むと断定出来ないこと言ふ迄

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

もなし。そこで上述したところの意味は大正一四年當時の生産力と人口集積との關係を基準として見れば、爾來昭和一〇年に至る迄の間、我が國生産力の著しき發展は、大正一四年當時に比し人口壓力を著しく緩和し、人口收容力を相對的に高めたと言ひ得るといふことである。

二、人口壓力指數、人口集積指數及生産力指數變動傾向の地域別觀察

1、人口壓力指數

全國の傾向に反映してゐるが如く、少數の例外（人口壓力指數の傾向線方向係數 m_p について長野、山梨、山形、宮城及高知の五縣）を除いて、人口壓力指數は、一般に明瞭な低下傾向を示してゐる。

然し、地域によつて其の低下の程度には著しき差異が認められる〔第六表及第三圖參照〕。 m_p について見れば、長野の $+4.30$ を最大とし、最小は神奈川の -5.97 であつて、其の分布の幅は 10.77 に上つてゐるが、 -4.00 — 2.01 のところに顯著なる度數の集中が見られる。

次に、 m_p の比較的大なる地域を拾へば第七表の如く、曩に指摘したる全國的指數低下の傾向にも拘らず却つて其の上昇を示したる (1) 長野

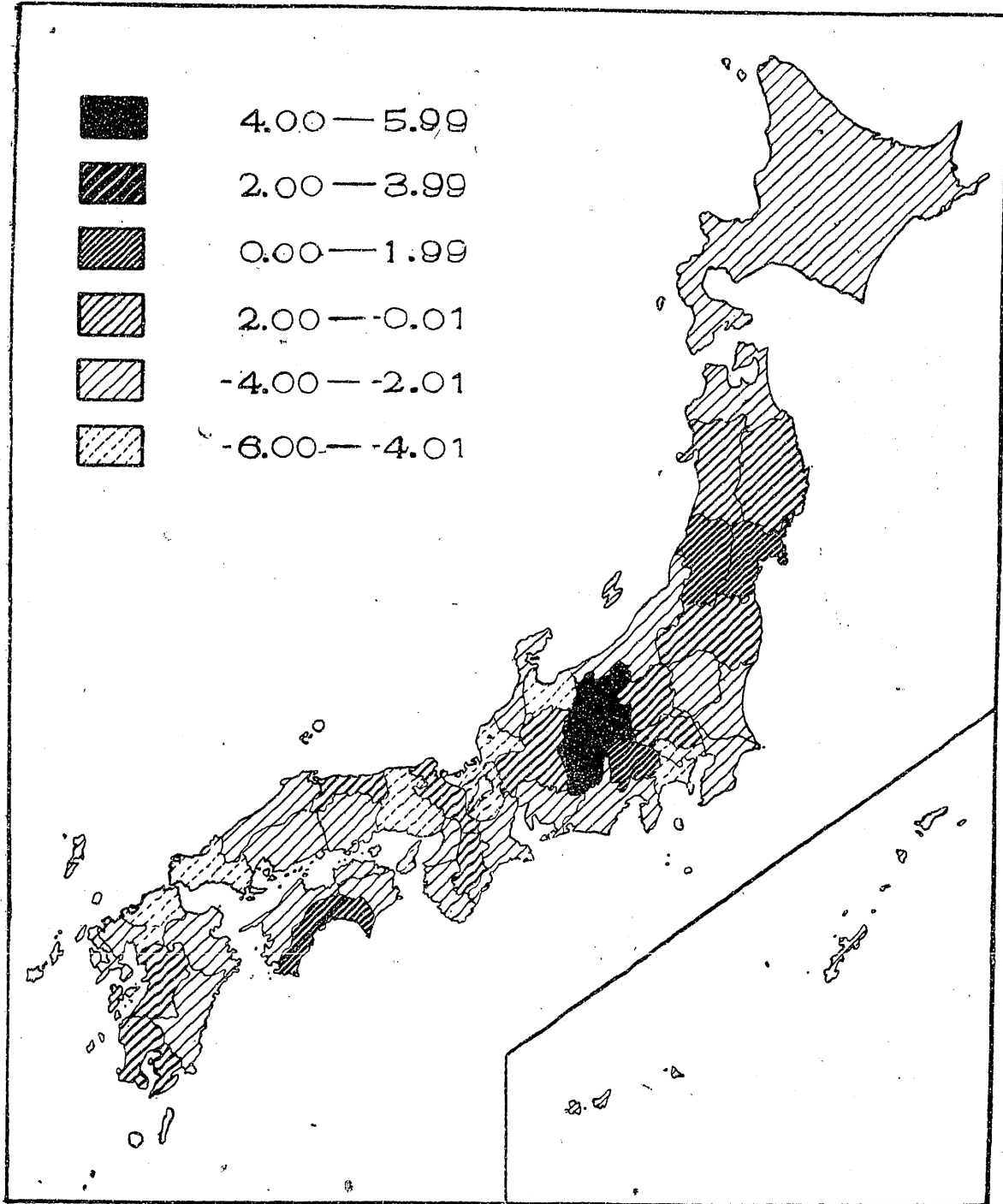
(2) 山梨 (3) 山形 (4) 宮城及(5) 高知五縣の例外の高地域に續いて、東北、東山、南部四國及九州、山陰の農村的地域と群馬及埼玉の關東に於ける大都市に近接する農村的地域とが之に屬する。

以上に反し、 m_p が比較的小なる地域を挙げれば、概ね (a) 所謂新工業地域〔準戰時體制下の〕 (b) 大都市地域 (c) 人口増加低き地域〔例へば北陸〕である。

2、人口集積指數

人口集積指數に於ても亦全國の傾向の通り、残らず上昇の傾向を見せて

第三圖 m_p の分布



第七表 m_p の地域的分布の順位表 (△印負數)

| 順位 | 道府縣 | m_p | 順位 | 道府縣 | m_p |
|----|-----|-------|----|-----|-------|
| 一 | 長野 | 四・三〇 | 二六 | 佐賀 | △三・七 |
| 二 | 山梨 | 〇・九八 | 二七 | 徳島 | △三・七 |
| 三 | 山形 | 〇・八八 | 二八 | 愛媛 | △三・〇八 |
| 四 | 宮城 | 〇・五 | 二九 | 長崎 | △三・三 |
| 五 | 高知 | 〇・二 | 三〇 | 宮崎 | △三・六 |
| 六 | 鳥取 | △〇・四三 | 三一 | 岡山 | △三・六 |
| 七 | 福島 | △〇・五 | 三二 | 沖繩 | △三・三 |
| 八 | 埼玉 | △〇・六 | 三三 | 新潟 | △三・四 |
| 九 | 熊本 | △〇・七 | 三四 | 石川 | △三・四 |
| 一〇 | 群馬 | △〇・九 | 三五 | 廣島 | △三・五 |
| 一一 | 鹿兒島 | △〇・九 | 三六 | 栃木 | △三・七 |
| 一二 | 秋田 | △一・二 | 三七 | 大阪 | △三・七 |
| 一三 | 岩手 | △一・五 | 三八 | 香川 | △三・六 |
| 一四 | 岐阜 | △一・六 | 三九 | 愛知 | △三・八 |
| 一五 | 京都 | △一・八 | 四〇 | 滋賀 | △四・五 |
| 一六 | 奈良 | △一・六 | 四一 | 福井 | △四・九 |
| 一七 | 大分 | △三・〇 | 四二 | 東京 | △四・四 |
| 一八 | 青森 | △三・五 | 四三 | 兵庫 | △四・六 |
| 一九 | 三重 | △三・四 | 四四 | 富山 | △四・七 |
| 二〇 | 茨城 | △三・四 | 四五 | 福岡 | △四・八 |
| 二一 | 島根 | △三・五 | 四六 | 山口 | △五・八 |
| 二二 | 千葉 | △三・五 | 四七 | 神奈川 | △五・七 |
| 二三 | 静岡 | △三・六 | 参考 | | |
| 二四 | 北海道 | △三・八 | | | |
| 二五 | 和歌山 | △三・八 | | | |

$Q = \frac{Q_2 - Q_1}{2} = 1.30$

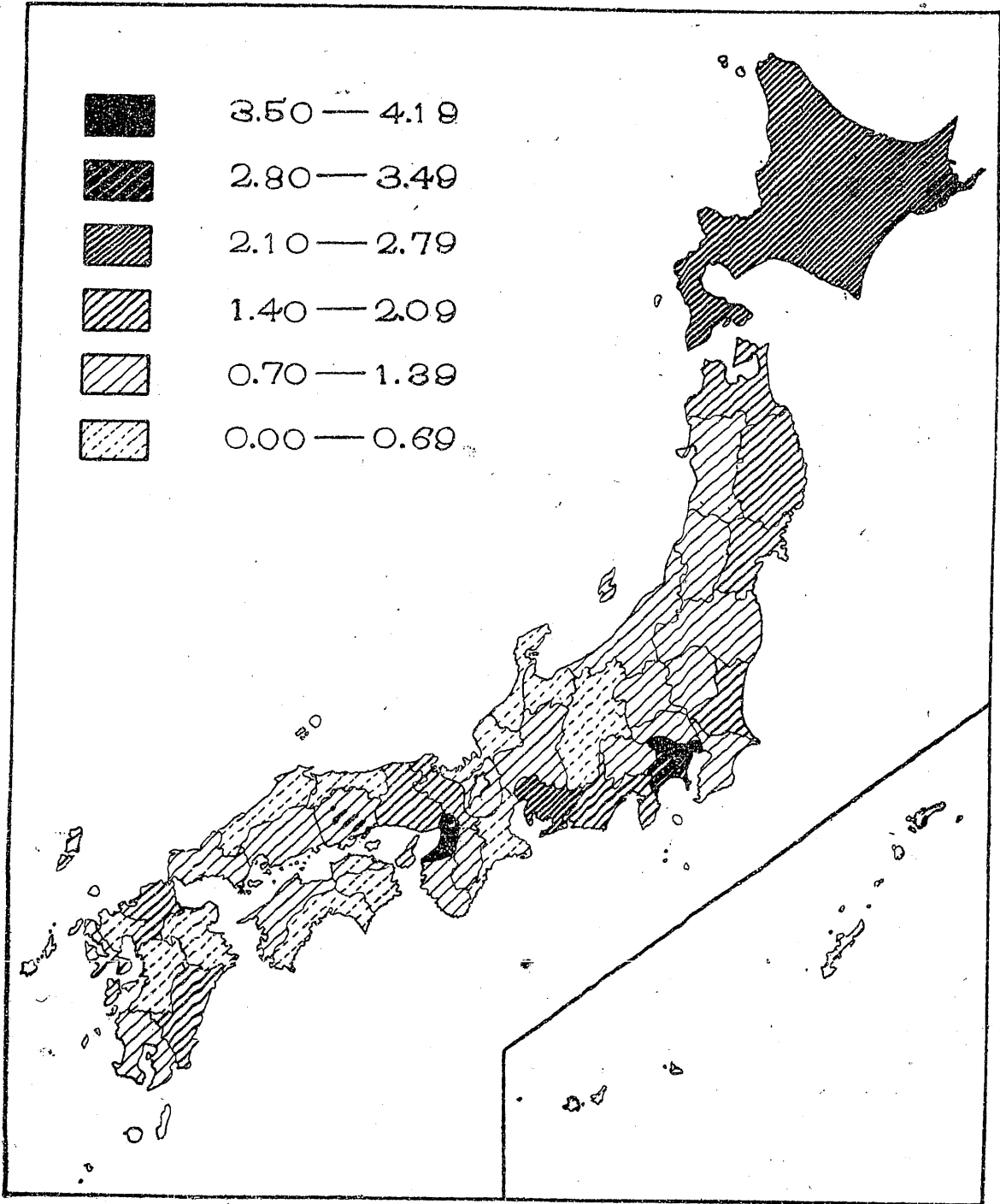
ゐる。人口集積指數の傾向線の方向係數 m_d について見れば、4.18の東京を最高とし、佐賀の零を最低とする。其の分布の幅は僅かに4.18であつて、前項に於て述べた人口壓力指數の分布の幅に較べて著しく狭く。尙、0.139の間、特に0.70-1.39の間に極めて著しき度數の集中が現はれてゐる。
 m_d の比較的大なる地域は、第四圖及第八表の如く、(a) 六大都市を含む地域 (b) 新工業地域 (c) 人口増殖力豊かにして人口流出少き東北の一部である。又、その比較的小なる地域は(a) 人口増殖力低き地域「北陸三縣」、(b) 従來人口流出著しき山陰、長野、四國等の農業地域が之に屬する。

第八表 m_d の地域的分布順位表

| 順位 | 道府縣 | m_d | 順位 | 道府縣 | m_d |
|----|-----|-------|----|-----|-------|
| 一 | 東京 | 四・八 | 一六 | 廣島 | 一・五 |
| 二 | 大阪 | 四・四 | 一七 | 秋田 | 一・三 |
| 三 | 神奈川 | 三・九 | 一八 | 群馬 | 一・七 |
| 四 | 北海道 | 三・五 | 一九 | 福島 | 一・六 |
| 五 | 愛知 | 三・七 | 二〇 | 千葉 | 一・五 |
| 六 | 兵庫 | 三・六 | 二一 | 和歌山 | 一・三 |
| 七 | 宮崎 | 三・三 | 二二 | 栃木 | 一・〇 |
| 八 | 茨城 | 三・〇 | 二三 | 埼玉 | 〇・九 |
| 九 | 福岡 | 二・九 | 二四 | 山形 | 〇・九 |
| 一〇 | 京都 | 二・九 | 二五 | 山口 | 〇・九 |
| 一一 | 青森 | 二・九 | 二六 | 岐阜 | 〇・八 |
| 一二 | 宮城 | 二・八 | 二七 | 新潟 | 〇・八 |
| 一三 | 岩手 | 二・七 | 二八 | 鹿兒島 | 〇・八 |
| 一四 | 静岡 | 二・六 | 二九 | 岡山 | 〇・七 |
| 一五 | 長崎 | 二・五 | 三〇 | 山梨 | 〇・七 |

$Q = \frac{Q_2 - Q_1}{2} = 1.30$

第四圖 m_d の分布



| | | | |
|-------|-----------------------|-------|------|
| 三一 愛媛 | 0.73 | 四〇 三重 | 0.51 |
| 三一 滋賀 | 0.73 | 四一 石川 | 0.50 |
| 三三 奈良 | 0.70 | 四一 長野 | 0.50 |
| 三四 熊本 | 0.69 | 四三 鳥取 | 0.48 |
| 三五 富山 | 0.68 | 四四 高知 | 0.47 |
| 三六 香川 | 0.68 ↑ Q ₂ | 四五 島根 | 0.47 |
| 三七 沖繩 | 0.66 | 四六 福井 | 0.46 |
| 三八 大分 | 0.65 | 四七 佐賀 | 0.45 |
| 三八 徳島 | 0.65 | | 0.45 |

Q=0.63

3. 生産力指數

生産力指數の傾向線の方向係數 m_a についても亦全國の傾向が代表してゐるが如く、僅かに、長野及山梨二縣が例外として減退を見せてゐるの外、一般に、明かな上昇の傾向を示してゐる。然し、上昇の程度の地域的差異は人口集積指數の場合とは反對に、極めて顯著であつて寧ろ人口壓力指數の傾向の地域的變化を凌いでゐる。 m_a の値 22.26 の神奈川を最大とし、1.250 の長野を最小とし、分布の幅は 24.76 の多きに互つてゐる。 m_a の比較的大なる地域は、概ね(a) 大都市地域及(b) 新工業地域であつて、(a)に人口壓力指數低下傾向の比較的著しき地域と殆んど一致する。反之、(b)に指摘したる如く、長野及山梨二縣が決定的に減退傾向を示してゐるの外、一般に、東北、東山、南部四國及九州、山陰の農村的な地域と群馬及埼玉の關東に於ける大都市に近接する農村的な地域に於て m_a の値は小である。此等生産力指數の上昇傾向低き地域も上掲の人口壓力指數上昇傾向の著しき地域と全く一致してゐる。此の點からも、人口壓力指數の變動を支持する。

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

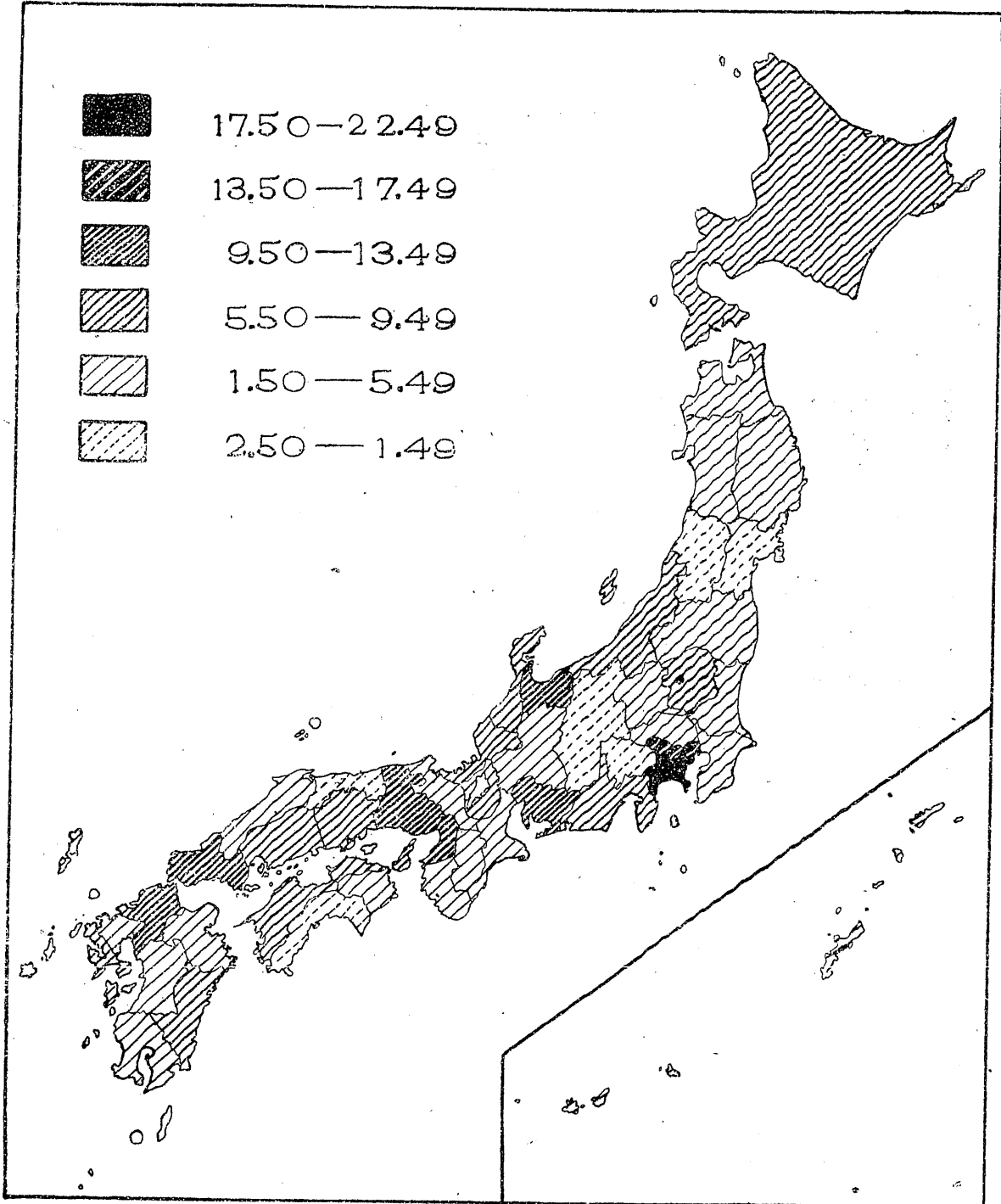
第九表 m_a の地域的分布順位表 (△印負數)

| 順位 | 道府縣 | m_a | 順位 | 道府縣 | m_a |
|----|-----|-----------------------|----|-----|----------------------|
| 一 | 神奈川 | 33.6 | 二六 | 千葉 | 4.7 |
| 二 | 東京 | 25.8 | 二七 | 茨城 | 4.6 |
| 三 | 福岡 | 23.7 | 二八 | 京都 | 4.5 |
| 四 | 山口 | 23.6 | 二九 | 佐賀 | 4.3 |
| 五 | 兵庫 | 22.4 | 三〇 | 三重 | 4.3 |
| 六 | 大阪 | 22.0 | 三一 | 島根 | 3.9 |
| 七 | 富山 | 20.6 | 三二 | 岩手 | 3.8 |
| 八 | 愛知 | 19.4 | 三三 | 大分 | 3.0 |
| 九 | 滋賀 | 18.6 | 三四 | 奈良 | 3.4 |
| 一〇 | 福井 | 18.9 | 三五 | 岐阜 | 2.9 |
| 一一 | 宮崎 | 7.3 | 三六 | 秋田 | 3.5 ↑ Q ₁ |
| 一二 | 栃木 | 15.5 ↑ Q ₃ | 三七 | 群馬 | 2.3 |
| 一三 | 北海道 | 7.4 | 三八 | 鹿児島 | 1.7 |
| 一四 | 廣島 | 7.2 | 三九 | 福島 | 1.7 |
| 一五 | 香川 | 7.0 | 三九 | 埼玉 | 1.7 |
| 一六 | 新潟 | 6.4 | 四一 | 熊本 | 1.5 |
| 一七 | 長崎 | 6.3 | 四二 | 宮城 | 1.4 |
| 一八 | 石川 | 5.7 | 四三 | 鳥取 | 0.9 |
| 一九 | 岡山 | 5.4 | 四四 | 高知 | 0.3 |
| 二〇 | 沖繩 | 5.9 | 四五 | 山形 | 0.3 |
| 二一 | 静岡 | 5.5 | 四六 | 山梨 | 0.3 |
| 二二 | 愛媛 | 5.5 | 四七 | 長野 | △ 3.5 |
| 二三 | 和歌山 | 5.5 | | | |
| 二四 | 青森 | 4.9 | | | |
| 二四 | 徳島 | 4.9 | | | |

↑ Q₂ Me

Q=2.51

第五圖 m_a の分布



配する主たる要因が生産力指数の變動に存することを推定することが出来る。

三、三指数の變動傾向の關係に關する地域的特性

以上に於ては、人口壓力指數、人口集積指數及生産力指數の三指數各別に、その變動傾向の地域的特性を略述したのであるが、進んで、各地域

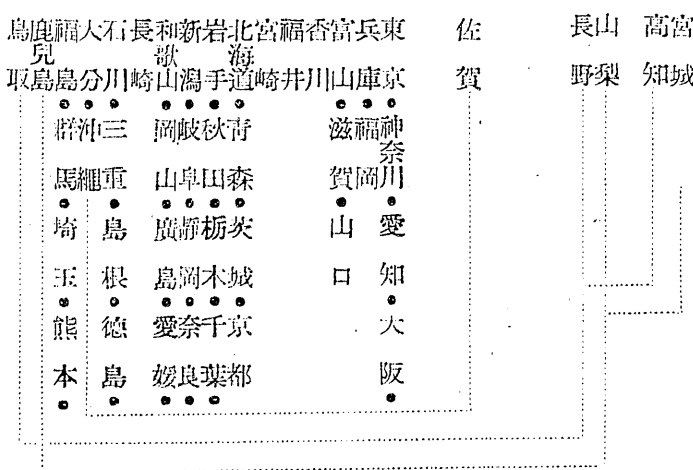
第一〇表 P、d及aの傾向線の方向及其の程度によつて分ちたる地域

- I、pが不變なる地域
- II、pが上昇したる地域
 - 1、aもdも共に上昇したがdの上昇がaの上昇を超えたる地域
 - 2、dは上昇したがaが下降したる地域
- III、pが下降したる地域
 - 1、dが不變であつてaが上昇したる地域
 - 2、aもdも共に上昇したがaの上昇がdの上昇を超えたる地域

| P、d、aの傾向線の方向による種別 | | P、d、aの傾向の程度による種別 | |
|-------------------|-------------------------|------------------|-------------------------|
| (A) | 人口停頓、生産力上昇、壓力下降中等 | (A) | 人口集積度中等なるも生産力上昇度低し |
| (BA) | 人口集積度中等なるも生産力上昇度低し | (BA) | 人口集積度及生産力上昇度共に低し |
| (BA) | 人口集積度中等なるも生産力下降 | (BA) | 人口集積度低く生産力下降 |
| (A) | 人口集積度、生産力上昇著しく、壓力下降著し | (A) | 人口集積度中等、生産力上昇著しく、壓力下降著し |
| (B) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し | (B) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し |
| (C) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し | (C) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し |
| (D) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し | (D) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し |
| (E) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し | (E) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力下降著し |
| (F) | 人口集積度著しく、生産力上昇中等、壓力低下中等 | (F) | 人口集積度著しく、生産力上昇中等、壓力低下中等 |
| (G) | 人口集積度、生産力上昇度、壓力低下共に中等 | (G) | 人口集積度、生産力上昇度、壓力低下共に中等 |
| (H) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力低下中等 | (H) | 人口集積度低く、生産力上昇著しく、壓力低下中等 |
| (I) | 人口集積度中等、生産力上昇度低く、壓力低下微弱 | (I) | 人口集積度中等、生産力上昇度低く、壓力低下微弱 |
| (J) | 人口集積度、生産力上昇度共に低く、壓力低下微弱 | (J) | 人口集積度、生産力上昇度共に低く、壓力低下微弱 |

に於ける此等三つの指數の變動傾向に關する形式的關係について概説しよう。此の關係に著目して地域を區分し一覽表として表はしたものが第一〇表である。第一〇表に據れば、(一) 人口壓力指數が保合つてゐる地域は一つもなく、此の指數は上昇したか或は下降したか其の何れかであつた。然し、既に指摘した通り此の指數は一般に下降し、上昇を示した地域は例

該當なし
地 域 地域數



四七 一五 六 一三 四 一三 六 四 一 四二 一一二 二二 三 五 〇 地域數

外的であつて、僅かに五地域を算ふるに過ぎず、(二) 爾餘の四二地域の多きに互つて人口壓力指數は下降を示してゐる。更に此の指數が下降した

地域は二種に分たれるのであつて、(1) 人口も集積したが、生産力の發展がより以上に著しく、其の結果人口壓力を低減して人口支持力を擴大したといふ地域が大部分であつた。此の種の地域は正に四一地域の多きに上

り、決定的に大多數を占めてゐる。(2) 人口集積の度は變らないが、生産力が發展した爲に人口支持力を高め、人口壓力指數が低下したといふ地

域は僅かに佐賀一縣であつて、完全に例外的地域を形成してゐる。福岡及長崎二縣の間に介在し、増加人口は兩縣に流出したが、地域内部の生産力の擴充の爲にかかる現象を生じたものと説明することが出來よう。(三)

人口收容力の減退を反映して人口壓力指數が上昇を示した地域は例外的に少數であるが、之も亦二種に分れる。即ち、(1) 一つは、人口は集積したが、生産力が低下した爲に人口壓力指數が高まり、人口支持力の減退を

來したといふ特殊な地域であつて、經濟的に最も不活潑な不幸な地域である。生産力の發展が人口の集積を促すのが一般である。生産力低下が人口

の集積と同時的存在を見せてゐるのは極めて特殊の事例に屬すると言はねばならない。此の種に屬するものは山梨及長野の二地域である。此の二地

域に於ては増加人口の一部は流出したであらうけれども、残存した人口は地域の内部に集積したが、かねて近代工業の分布特に少き此等の地域に於

ては生産力の擴充が遂げ得られなかつたことの結果を反映するものと見られる。(2) 今一つは、人口は集積したが生産力の發展が之に及ばなかつ

た結果、人口收容力の減退を來し、人口壓力を高めた地域であつて、宮城、山形及高知の三地域が之に該當する。此等の地域の人口集積が、軍事

上の理由を持つ宮城に於てのみ稍、著しきの外、他の二地域に於ては極めて

て微弱である。其の半面、此等三地域の生産力の擴充は何れも極めて微弱であつてかかる結果を生じたことを物語つてゐる。

更に、上記の類型に、三つの指數の變動の程度を加味すれば一五の地域的類型を區別することが出来る。此等の類型を一つ一つ説明することは煩

に耐えないから概括して其の概要を記せば次の如くである。

(一) 大正一四年より昭和一〇年に至る一〇年間に於て、著しき人口の集積を現はしたが、生産力の發展は洵に目覺しく、其の爲に人口壓力の急速なる低下を來し、人口支持力の著しき擴大を遂げた地域は、全國屈指の既成工業地域であり、大都市地域たる次の六つの地域であつた。

(1) 東京、(2) 神奈川、(3) 愛知、(4) 大阪、(5) 兵庫、(6) 福岡

(二) 以上の六地域に並いで、夫々程度の差異はあるが、大約類似の傾向を示して人口壓力低下の著しき地域は次の一〇地域であつて、何れも、準戦時體制下に於ける新興工業地域である。

(1) 富山、(2) 滋賀、(3) 山口、(4) 香川、(5) 福井、(6) 宮崎、(7) 北海道、(8) 青森、(9) 茨城、(10) 京都

(三) 生産力の擴充、人口の集積、人口壓力の低下、何れも全國で略中に位に位した地域として次の如く二〇地域を算へることが出来る。

(1) 岩手、(2) 秋田、(3) 栃木、(4) 千葉、(5) 新潟、(6) 岐阜、(7) 静岡、(8) 奈良、(9) 和歌山、(10) 岡山、

(11) 廣島、(12) 愛媛、(13) 長崎、(14) 石川、(15) 三重、(16) 島根、(17) 徳島、(18) 大分、(19) 沖繩、(20) 佐賀

(四) 生産力の發展遅々たる爲に人口壓力の上昇は現はれない迄も其の減退殆んど見るに足らなかつた地域として次の六つの地域を擧げること

を要する。

とが出来る。此等の地域は何れも近代工業の分布に恵まれること薄き農業的地域である。

- (1) 福島、(2) 群馬、(3) 埼玉、(4) 熊本、(5) 鹿児島、
- (6) 鳥取

(五) 以上の六地域の特徴の一層深刻なるものとして、即ち、生産力の發展極度に低く、中には生産力の減退をさへ示し(長野及山梨)、爲に人口壓力の上昇、人口支持力の減退を來したものととして次の五つの地域を注意しなければならない。

- (1) 宮城、(2) 山形、(3) 高知、(4) 山梨、(5) 長野

四 前期及後期に於ける「人口壓力指數」

變動の地域的特性

前項に於ては、大正一四年以降昭和一〇年に至る一〇年間について人口壓力指數變動傾向の地域的特性を略述したのであるが、更に之を前期及後期に分つて一瞥を投じておかふと思ふ。前期及後期に於ける傾向の比較に便ならしめる爲、豫め、三つの指數について連鎖指數を算定し第一一表として掲げることとする。

第一一表 p、d及aの連鎖指數

| 道府縣 | p | | d | | a | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭和五年 | 昭和十年 | 昭和五年 | 昭和十年 | 昭和五年 | 昭和十年 |
| 總數 | 31.6 | 27.3 | 100.3 | 107.0 | 100.7 | 103.7 |
| 一 北海道 | 46.5 | 46.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二 青森 | 91.7 | 66.3 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 三 岩手 | 91.0 | 66.3 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 四 宮城 | 103.9 | 100.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 五 秋田 | 100.0 | 8.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 六 山形 | 109.4 | 9.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 七 福島 | 99.9 | 9.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 八 茨城 | 91.3 | 6.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 九 栃木 | 45.7 | 4.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一〇 群馬 | 46.6 | 1.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一一 埼玉 | 11.7 | 4.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一二 千葉 | 9.3 | 1.3 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一三 東京 | 7.7 | 7.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一四 神奈川 | 42.2 | 4.2 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一五 新潟 | 8.5 | 8.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一六 富山 | 46.7 | 4.9 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一七 石川 | 6.9 | 7.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一八 福井 | 4.0 | 7.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一九 山梨 | 45.7 | 1.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二〇 長野 | 12.5 | 3.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二一 岐阜 | 4.3 | 8.9 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二二 静岡 | 9.9 | 8.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二三 愛知 | 4.6 | 7.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二四 三重 | 4.9 | 8.9 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二五 滋賀 | 7.9 | 7.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二六 京都 | 6.7 | 9.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二七 大阪 | 45.4 | 4.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二八 兵庫 | 4.4 | 7.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 二九 奈良 | 9.2 | 8.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 三〇 和歌山 | 4.7 | 8.2 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 三一 鳥取 | 9.3 | 1.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 三二 島根 | 4.7 | 8.9 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 三三 岡山 | 4.7 | 7.3 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

| | | | | | | | |
|----|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 三四 | 廣島 | 七〇・五 | 六六・七 | 一〇四・九 | 一〇六・四 | 一四〇・四 | 一三三・七 |
| 三五 | 山口 | 七〇・九 | 六六・九 | 一〇三・八 | 一〇四・八 | 一四〇・七 | 一三三・八 |
| 三六 | 徳島 | 六〇・三 | 六六・六 | 一〇三・九 | 一〇二・七 | 一三三・五 | 一二七・六 |
| 三七 | 香川 | 五五・六 | 六〇・六 | 一〇三・六 | 一〇三・六 | 一三三・六 | 一二三・四 |
| 三八 | 愛媛 | 六〇・七 | 六〇・四 | 一〇三・三 | 一〇二・九 | 一三三・六 | 一二三・四 |
| 三九 | 高知 | 六〇・三 | 六〇・七 | 一〇四・三 | 一〇〇・〇 | 一三三・六 | 一二三・七 |
| 四〇 | 福岡 | 六〇・〇 | 六〇・七 | 一〇四・七 | 一〇八・九 | 一三三・六 | 一二七・七 |
| 四一 | 佐賀 | 六〇・六 | 六〇・〇 | 一〇四・七 | 九八・四 | 一三三・七 | 一二四・九 |
| 四二 | 長崎 | 七〇・四 | 六〇・五 | 一〇七・七 | 一〇四・五 | 一三三・八 | 一二八・五 |
| 四三 | 熊本 | 六〇・三 | 六〇・三 | 一〇四・六 | 一〇三・〇 | 一三三・六 | 一二九・六 |
| 四四 | 大分 | 六〇・八 | 六〇・八 | 一〇四・三 | 一〇四・三 | 一三三・三 | 一二九・三 |
| 四五 | 宮崎 | 六〇・三 | 六〇・三 | 一〇四・一 | 一〇九・八 | 一三三・〇 | 一二四・七 |
| 四六 | 鹿児島 | 六〇・五 | 六〇・七 | 一〇五・五 | 一〇三・四 | 一三三・六 | 一二四・七 |
| 四七 | 沖縄 | 七〇・七 | 六〇・七 | 一〇三・三 | 一〇三・四 | 一三三・九 | 一二九・四 |

一、前期

1、三指數變動の地域的特性

A、人口壓力指數

全國の人口壓力指數は、大正一四年を基準として昭和五年に 82.9 を示し、明瞭な減退を示してゐるが、其の程度は大正一四年—昭和一〇年の全期間の減退傾向よりも稍、緩慢であつて、後期に於ける減退が更に一層著しきことを物語つてゐる。此の全國の傾向が代表してゐるが如く、僅かに、埼玉、山形、長野及宮城の四地域が例外的に壓力指數の上昇を見せてゐるの外、爾餘の四三地域に於ては悉く其の減退が現はれてゐる。就中、人口壓力減退の著しき地域は神奈川、山口、東京、兵庫、廣島、大阪、香川、福井、長崎、沖縄及滋賀であつて、其の主たる地域は大工業都市地域及レイヨン其の他の新興工業都市地域であつた。反之、人口壓力指數減退

の遅々たる地域は、上述の指數の上昇を示した五地域の外、福島、奈良、岩手、山梨及栃木であつて、青森を除く—此の青森とても第一一表の如く壓力指數減退の程度は決して良好ではない。—東北五縣及關東其の他の農村地域が其の主たるものである。生産的たらざる地域奈良も此の列に加はつてゐる。

B、人口集積指數

全國の人口集積指數は大正一四年を基準として 108.3 と上昇を示してゐる。人口集積指數の上昇の程度は全期間に較べて稍、大であつて、後期に於ける上昇よりも前期が稍、著しきことを物語つてゐる。地域的には、石川及佐賀の二地域が殆んど静止状態なるの外何れも上昇を見せてゐる。人口集積の顯著なる地域は東京、大阪、神奈川、北海道、宮崎、愛知、福岡、宮城、兵庫、京都及岩手であつて、對蹠的なる二種の地域を含んでゐる。即ち、其の一は後述の如く大都市、大工業地域であつて、人口の集中的集積を現はし、其の二は、人口増殖力比較的高き地域にして人口の流出著しからずと推定され得る東北的農村地域である。以上に反して、人口集積の度微弱たりし地域は上述の静止的の二地域の外、大分、島根、奈良、福井、岡山、沖縄、徳島、三重及岐阜であつて、主として人口増殖力低く、從來人口の流出著しき地域である。

C、生産力指數

全國の生産力指數は此の間 130.7 に著しき上昇を示してゐる。前期の上昇の程度は全期間に比し稍、小であつて後期の上昇が更に著しかつたことを示してゐる。地域的に見れば、埼玉、山形及長野の三地域のみが生産力の絶對減退を見せてゐるの外、爾餘の地域は何れも其の上昇を現はしてゐる。就中、上昇の著しき地域は神奈川、東京、大阪、兵庫、山口、廣

島、長崎、香川、福井、北海道及沖繩であつて、大工業都市的地域及新興工業地域が主たるものである。反之、生産力發展の甚だ振はなかつた地域は、生産力の減退を示した上記の三地域の外、奈良、福島、秋田、宮城、山梨、岩手及栃木であつた。青森を除く東北五縣、其の他關東及中部の最も農村的な地域が之に屬してゐる。

以上の如く、生産力指數の上昇著しき地域は、先に一言したる人口壓力指數の低下著しき地域と殆んど全く一致し（生産力指數は高いが壓力指數が中位を示す北海道ただ一地域を例外として）、生産力指數低き地域は、人口壓力指數高き地域と全く合致する。此處でも、人口壓力指數の變動を決定する要因が、人口集積指數よりも寧ろ生産力指數に在ることを見出すことが出来る。

2、三指數の變動傾向の關係に關する地域的特性

三指數の方向及全國に於ける地位によつて類型を分ち表示すれば第一二表の如く、一六通りの類型を區別することが出来る。

(一) 人口集積度及生産力發展が大略相等しき爲に人口壓力の不變なる地域として秋田及福島の東北二縣を算へることが出来る。

(二) 人口壓力指數の上昇を示した地域が四地域現はれてゐるが、壓力指數上昇の形態の相異によつて之を二種に分つことが出来る。即ち、

(1) 宮城は人口集積度も生産力も共に高まつたのであるが、生産力の發展は微々たるものであつて人口集積度が生産力發展の度を超えた爲に人口壓力の上昇を來したものと見られる。之に對して(2) 埼玉、山形及長野の三地域は人口集積度は高まり、生産力は減退したる爲に人口壓力の上昇を來した最も不幸なる形態を現はしてゐる。

(三) 以上は寧ろ例外的類型を示すものであつて、四一地域の多きが、

地域的に見たる我が國生産力の發展と人口の集積

此の間人口壓力指數の減退を現はしてゐる。然し、其の形態的特徴は區々に分たれる。先づ(1) 人口は殆んど靜止的であつたが、生産力の發展稍、見るべきものがあり、爲に人口壓力の減退を來した石川及佐賀の二地域がある。前者は人口増殖力頗る低く後者は人口流出著しき地域である。(2) 爾餘の三九地域に於ては、何れも、人口集積度の上昇、生産力の發展を認め得るのであるが、生産力發展の勢が人口集積度を凌ぎ、爲に人口壓力の減退を示してゐる。然し、其の程度によつて更に多くの型を分ち得ること第一二表の如くである。之を概括して其の主たる特色を掲げれば、(A) 人口集積度の上昇も顯著であるが、生産力の發展は更に著しく、其の爲に人口壓力の急速なる減退を現はした地域は、東京、神奈川、大阪、兵庫の大工業都市地域を筆頭として、廣島、山口、香川、長崎、滋賀、北海道、愛知、京都、福岡及宮崎の主として新舊の工業地域を算へることが出来る。(B) 生産力の發展は顯著であつたが、人口増加の著しからざる地域として、増殖力の微弱なる福井及沖繩を區別することが出来る。(C) 人口集積度、生産力發展共に中位に位するものとして第一二表の如く青森以下一三地域を算へることが出来る。(D) 前號(C)と極めて類似するが人口集積度稍、低きものとして三重、島根、岡山、徳島及大分の五地域を掲げることが出来る。此等は人口靜止的にして生産力發展の稍、見るべきものありたる地域として特に區別したる石川及佐賀兩地域と極めて類似する。(E) 生産力の發展特に遅々として人口壓力指數低下の殆んど見るべきものなき地域として岩手、栃木及山梨の農山村的地域を掲げることが出来る。此等の地域は纔に壓力指數の上昇を免れたとは言へ、先に指摘したる壓力上昇地域、宮城、埼玉、山形及長

第一二表 P、d及a變動の方向及其の程度によつて分ちたる地域 (大正一四年—昭和五年)

- p、d、aの變動方向による種別
- I、pが不變なる地域
 - 1、d及aが共に上昇し、其の上昇の度が大略等しき地域
 - II、pが上昇したる地域
 - 1、dもaも共に上昇したがdの上昇がaの上昇を越ゆる地域
 - 2、aが下降しdが上昇したる地域
 - III、pが下降したる地域
 - 1、dが不變であつて、aが上昇したる地域
 - 2、aもdも共に上昇したがaの上昇がdの上昇を越ゆる地域

| 種別 | 地域 | 地域數 | |
|----------------|------------------------------|--------------|---|
| I、pが不變なる地域 | 1、d及aが共に上昇し、其の上昇の度が大略等しき地域 | 秋田・福島 | 二 |
| | II、pが上昇したる地域 | 宮城 | 一 |
| II、pが上昇したる地域 | 1、dもaも共に上昇したがdの上昇がaの上昇を越ゆる地域 | 埼玉・山形・長野 | 三 |
| | 2、aが下降しdが上昇したる地域 | 石川・佐賀 | 二 |
| III、pが下降したる地域 | 1、dが不變であつて、aが上昇したる地域 | 廣東・神奈川・大坂・兵庫 | 四 |
| | 2、aもdも共に上昇したがaの上昇がdの上昇を越ゆる地域 | 廣島・山梨・香川・長崎 | 四 |
| IV、pが下降したる地域 | 1、dが不變であつて、aが上昇したる地域 | 北陸・滋賀・沖繩 | 二 |
| | 2、aもdも共に上昇したがaの上昇がdの上昇を越ゆる地域 | 愛知・京都・福岡・宮崎 | 四 |
| V、pが上昇したる地域 | 1、dもaも共に上昇したがdの上昇がaの上昇を越ゆる地域 | 青森・茨城・群馬・千葉 | 四 |
| | 2、aが下降しdが上昇したる地域 | 新潟・富山・石川・福井 | 四 |
| VI、pが下降したる地域 | 1、dが不變であつて、aが上昇したる地域 | 鹿兒島・愛媛・高知 | 三 |
| | 2、aもdも共に上昇したがaの上昇がdの上昇を越ゆる地域 | 鳥取・徳島 | 二 |
| VII、pが上昇したる地域 | 1、dもaも共に上昇したがdの上昇がaの上昇を越ゆる地域 | 大分・熊本 | 二 |
| | 2、aが下降しdが上昇したる地域 | 岩手・山梨 | 二 |
| VIII、pが下降したる地域 | 1、dが不變であつて、aが上昇したる地域 | 奈良 | 一 |
| | 2、aもdも共に上昇したがaの上昇がdの上昇を越ゆる地域 | 栃木 | 一 |

野と幾莫の差も無きものと見ることが出来る。(F) 生産力の發展、人口集積度兩ながら頗る低位にして壓力の減退芳しからざる地域として岐阜及奈良の二地域がある。

二、後期

1、三指數變動の地域的特性

第一一表の如く、昭和五年基準全國昭和一〇年の壓力指數は78.9を示し、前期の82.9に比し、壓力指數の一層著しき低下を認めることが出来る。人口集積指數を見れば107.1であつて此の間明瞭なる上昇が認められる。前期の108.3に比し、後期に於ては人口集積の度は僅かながら低減

を現はしてゐる。然るに生産力指數は 1357 の上昇を示し、前期の 1307 を遙かに凌いでゐる。かくの如く、全國について、後期に於ては人口集積の度は稍々減退したが生産力の發展は更に一層顯著となり、その結果人口壓力指數の一層急速度の低下となつて現はれたと言ふことが出来る。

全國に於ける壓力指數低下の度は前期に比し一層顯著となつたが、地域的に見れば、壓力指數の上昇を示した地域は、前期の四地域よりも多く、後期に於ては、長野、山梨、熊本、高知、群馬、鳥取、鹿児島及宮城の八地域に上つてゐる。然も、一般に此等の地域に於ける壓力指數上昇の度は前期のかかる地域に於けるよりも一層著しいことが明かである。壓力指數の上昇したる地域は前期と較べて若干の交代が認められる。即ち、前期に於て壓力指數の上昇を示した五つの地域中、埼玉は後期に於て著しく壓力指數を緩和し、山形及秋田二地域に於ても稍々改良せられて壓力指數の減退を見るに至つた。かくて、長野及宮城二地域が後期に於ても壓力上昇地域として殘留したが、特に長野が前期よりも一層壓力を高めたことは注目に價する。前期から殘留した此の二地域の外に、後期に於ては新しく壓力上昇地域として山梨、熊本、高知、群馬、鳥取及鹿児島が加はつてゐる。然し、此等の地域は前期に於て壓力の低下を示してはゐたが、其の程度に於て決して著しきものではなく、後期に至つて壓力を高めたとしてもさして奇異を感じ得ないものである。

以上の八地域を除いて爾餘の三九地域に於ては壓力指數の減退が認められるのであるが、就中、壓力減退の著しき地域は福岡、富山、神奈川、栃木、山口、福井、滋賀、宮崎、石川、愛知及兵庫である。而して、かかる地域に於ける壓力指數低下の度は前期に比し一般に一層顯著である。又、此等の地域にも前期に比し若干の交代が認められる。即ち、前期に於て壓

力減退の著しかつた東京、廣島、大阪、香川、長崎及沖繩は後期に至つて退陣し、之に代つて、新しく福岡、富山、栃木、宮崎、石川及愛知が登場してゐる。

前期に比し後期に於ける壓力指數變動の特色は、後期に於て指數の兩極端に於て變動傾向が激化したことと、地域間に若干の交代が認められることとである。此等の事情は後述の如く、主として生産力發展の地域的變化を反映するものと見られる。尙、東北六縣が、一般に後期に至つて人口壓力を緩和してゐることは其の人口收容力の弾力性を示すものとして注目し價する。

B、人口集積指數

既述の如く、前期に於ては人口集積指數の絶對減退を見せた地域は現はれてゐなかつたが、後期に至つては、高知及長野二地域が靜止的狀態を現はしてゐるの外福井及佐賀の二地域が減退を示してゐる。

以上の四地域を除く爾餘の四三地域は何れも人口集積度の上昇を來してゐるが、就中、その最も著しき地域は大阪、東京、愛知、神奈川、兵庫、青森、京都、北海道、宮崎、福岡及宮城であつて前期に比し殆んど交代を認めない。纔かに前期の岩手が後期の青森と交代してゐるのみであるが、之とて極めて相接近したるものの交代であつて殆んど注意を惹くに足りないものである。以上に反し、人口集積指數の極めて低き地域は、減退及靜止を示した上記の四地域の外、鳥取、島根、三重、石川、徳島、愛媛及熊本である。此等の地域については、前期に比し後期に於て若干の交代が認められる。即ち、前期の低地域中、大分、奈良、岡山、沖繩及岐阜が稍々人口集積の度を高め、後期に至つては新しく高知、長野、鳥取、愛媛及熊本が加はつてゐる。

以上の如く、前期及後期に於ける人口集積度の地域的分布の變化を比較すれば、人口集積度の高き地域、即ち、人口吸引地域は後期に於てもさしたる變化を見せてゐないが、人口集積度低き人口流出地域には若干の交代が現はれてゐる。此の變化も亦生産力發展の地域的變化を反映してゐるものと見られる。尙、人口地域間移動は前期に比し後期に於て一層激成せられたと見るべきである。主として人口流出地域の人口集積度が、前期に比し後期に於て一層低下してゐることが此の間の事情を物語つてゐる。

C、生産力指數

上述の如く、前期に於て生産力の絶對的減退を示した地域は三地域であつたが、後期に於ては長野、山梨、熊本、高知、鳥取及群馬の六地域を算へ、外に全く停頓的なる鹿兒島がある。爾餘の四〇地域に於ては生産力の上昇が認められるが、就中、其の顯著なるものは、福岡、神奈川、富山、栃木、山口、東京、愛知、兵庫、宮崎、大阪及滋賀である。此等の地域に於ける生産力の發展は前期に於ける此の種の地域に較べて更に稍、顯著なるものがある。前期と後期とに於てかかる地域には相當顯著なる交代がある。即ち、前期に於て生産力發展の著しかつた地域中、廣島、長崎、香川及沖繩の四地域は、後期に至つて著しく其の地位を低下し、福井及北海道も若干の後退を示してゐる。此等に代つて後期に於て新しく加はつた地域に福岡、富山、栃木、愛知、宮崎及佐賀がある。前期に於て生産力發展の特に微弱であつた栃木が一躍此の列に入つたことは洵に注目し得るものがある。後期に於て生産力擴充の著しき地域は從來の大工業地域と準戦時體制下に於ける所謂新興工業地域とであるが、從來の大工業地域中、嘗ては比較的低位を占めてゐた福岡、神奈川及愛知が躍進を示すに至り、東京及大阪が相對的地位を稍、低下せしめたことは注目に價する。尙、此

等の生産力發展著しき地域と人口壓力指數低下の著しき地域と概ね一致を示してゐることは重要である。即ち、人口壓力の減退を促した要因は此處でも主として生産力の發展に在り、前期と後期とに於ける人口壓力變動の地域的分布の變化は主として準戦時體制下に於ける生産力發展の地域的分布を反映するものである。

以上に反し、後期に於て生産力發展の良好ならざる地域は上述の絶對減少を示したる地域及停頓的地域の外、山形、宮城、福島及島根を數へることが出来る。生産力發展の良好ならざる地域についても、一般に、前期に於ける此の種の地域に比し其の程度に於て稍、著しい。又、かかる地域に於ても前期と後期とに於ては明瞭なる地域的交代が現はれてゐる。即ち、前期に於て生産力發展の微弱であつた地域中、埼玉、奈良、秋田、岩手、栃木及岐阜が後期に至つて稍、其の地位を高め、之に代つて新しく、熊本、高知、鳥取、群馬、鹿兒島及島根が加はつてゐる。尙又、人口壓力指數高き地域と此等の生産力發展良好ならざる地域とが殆んど全く一致を示してゐる。

要するに、後期に於ける生産力發展の地域的分布の變化は、生産力發展の顯著なる地域と其の反對の不振なる地域との對照を前期に比し一層明瞭ならしめた。準戦時體制下に於ける生産力の發展は、大工業都市的地域に於て強行せられたることは言ふ迄もないが、從來の工業地域中比較的若き地域に於て一層急角度に行はれ、新興工業地域特に準戦時體制下に於て確立した新興地域に於て急速度に遂行せられた。前期に於ける新興工業地域と後期に於けるそれとの間に若干の交代が見られた。そして、人口壓力指數の地域的分布の變動は主として此等の生産力發展の地域的分布の變動を反映して現はれたのである。

急速なる減退を現はした地域は、神奈川、愛知、兵庫、福岡、宮崎、栃木、富山、滋賀及山口である。東京、大阪、北海道及青森も亦之に亞いでゐる。(2) 生産力發展の勢は(1)に劣るが、人口集積度比較的低い結果壓力の減退を來した石川及福井、之に類似する三重、徳島、愛媛及佐賀がある。(3) 人口集積度、生産力發展共に中位に屬し、従つて、人口壓力減退の度も中位を占めるものとして第一三表の如く、岩手以下一六地域を數へることが出来る。(4) 生産力の發展特に遅々たる爲に壓力の減退微弱なる地域として島根、山形及福島を掲げることが出来る。此等の形態は壓力の上昇を來した鹿兒島、山梨、群馬、熊本及鳥取と極めて近接する。(5) 生産力の發展中位に屬し、人口集積特に著しき爲に壓力の減退微弱なる京都は獨得の形態を持つものと言ふを得る。

五 諸要因間の若干の關係

次に、人口壓力指數の變動に關與する若干の要因を掲げ、諸要因間の統計學的關係を計量して、壓力指數變動の地域的特性を説明すべき資料の一としようと思ふ。而して、諸要因間の關係の統計學的計量方法としては、諸要因の地域的分布につき直線相關係數 r を求めることとした。其の結果を取纏めて表示したものが第一四表である。

第一四表 人口壓力指數の變動傾向に關する

| 番號 | X | Y | r |
|----|-------|-------|------|
| 一 | m_p | m_d | 0.87 |
| 二 | m_p | m_a | 0.88 |

| 番號 | X | Y | r |
|----|-------|-------|------|
| 三 | m_d | m_a | 0.62 |
| 四 | m_a | m_a | 0.66 |
| 五 | m_a | m_a | 0.43 |
| 六 | m_a | m_a | 0.48 |
| 七 | m_a | m_a | 0.47 |
| 八 | m_a | m_a | 0.46 |
| 九 | m_d | m_d | 0.64 |
| 一〇 | m_d | m_d | 0.53 |
| 一一 | m_d | m_d | 0.55 |
| 一二 | m_d | m_d | 0.75 |
| 一三 | m_d | m_d | 0.74 |
| 一四 | m_p | m_p | 0.81 |
| 一五 | m_p | m_p | 0.77 |
| 一六 | m_p | m_p | 0.76 |
| 一七 | m_p | m_p | 0.82 |
| 一八 | m_p | m_p | 0.83 |
| 一九 | F_5 | F_1 | 0.77 |
| 二〇 | F_5 | F_2 | 0.66 |
| 二一 | F_5 | F_3 | 0.61 |
| 二二 | F_5 | F_4 | 0.79 |

F_1 ——昭和五年農業人口率(有業人口につき)
 F_2 ——昭和五年工業人口率(有業人口につき)
 F_3 ——昭和四一六年平均工業生産價額の生産總價額に對する割合
 F_4 ——昭和四一六年平均工業人口一人當工業生産價額
 F_5 ——昭和五年普通人口密度

1、先づ人口壓力指數の變動を直接決定する二つの要因、即ち、人口集積指數及生産力指數について、その夫々の變動傾向と壓力指數のそれとの關係を考慮しよう。第一四表の如く、

A、人口壓力指數變動傾向の地域的分布(m_p)と人口集積指數のそれ(m_d)との間には明かに逆相關の存在が認められる。即ち、人口集積の著しき地域に於て、壓力指數が却つて減退する傾向の存することを示してゐる。換言すれば、人口の集積と人口壓力の減退とが同時的存在として現はれてゐる。

B、人口壓力指數變動傾向の地域的分布と生産力のそれ(m_a)との間には更に極めて緊密なる逆相關の存在が示されてゐる。即ち、生産力の發展著しき地域に於て、壓力指數は明瞭に減退を現はしてゐる。

而して、前號の如く、壓力指數は人口集積指數と逆相關を持つてゐるが、生産力指數との間の逆相關は遙かに明確緊密である。曩に屢屢視察によつて指摘した通り、人口壓力指數の變動傾向を決定する要因は生産力指數である。

C、生産力の發展と人口の集積との間にも明瞭な正の相關關係を認めることが出来る。即ち、生産力の發展は人口を吸引し、人口を吸引するが如き地域に於て生産力の發展が認められる。そして、一般に、生産力發展の著しき地域に於ては、人口集積よりも生産力發展の傾向が顯著であつて、人口壓力は減退するといふ關係が明かである。

2、次に、人口壓力指數の變動を決定する生産力指數の變動は如何やうなる地域的特性と關聯を持つてあらうか。地域的特性は種々の角度から之を觀察することが出来る。然し、其の最も主要なるものは各地

域の産業構造の特性である。而して、産業構造の對照的な特性は農村的な地域、即ち、農業が産業構造の中樞をなす地域と、工業がその中樞をなす工業的地域とである。此等の特性は亦種々の側面から計量され得るが、其の重要な一面は農業及工業の扶養する人口の比重である。此の意味に於て生産力指數の變動率と中間年次たる昭和五年に於ける有業人口中に於ける農業人口率及工業人口率との間の相關係數を求めると第一四表の如く農業人口率との間には明瞭な逆相關を見出し得るし、工業人口率との間には弱相關を認め得る。工業人口率との關係が微弱であることについては尙、吟味を必要とする。工業人口には船舶製造、自動車製造より、揚豆腐製造、輕目燐業、(下駄)鼻緒先附業、傘張替業に至る迄極めて廣範圍の産業が包括せられてゐる。そこで、工業生産價額の生産總價額に對する比率竝に工業人口一人當の工業生産價額をとつて相關係數を求めると第一四表6及7の如く、極めて良好なる相關關係を見出すことが出来る。即ち、生産力指數の變動率と比較的高度の工業、或は非原始的工業の分布度との間に極めて緊密な地域相關が存在する。かくて、生産力發展の角度は農業地域たる工業地域たるが之を決定するが、高度工業的地域、少くとも非原始的工業地域が其の決定に於て重要な地位を占めてゐると推定することが出来る。

3、第一四表9—12は人口集積指數の變動率と上記の諸要因との間にも、生産力指數の變動率と此等の要因との間に存する問題と殆んど同様の關係が存在することを示してゐる。又、第一四表19—22、8及13は、前號の意味に於ける工業化が人口密度を決定し、工業化が人口を吸引支持することに因つて工業化の程度と人口稠密度が密接なる關係

を持ち、従つて工業化の程度高く、人口稠密なる地域に於て人口集積度が高い關係を推定せしめる。

4、以上の諸關係を反映して、第一四表14—17の如く、人口壓力指數の變動率についても2及3と同様の關係が明瞭に認められる。

六、括 要

以上の觀察は、仔細に之を見れば、極めて廣汎に互り錯雜したる頗る多くの事實を包含する。其中、當面の我が國人口問題に取つて特に須要なる若干の事實を列記して一應本稿の結びとしようと思ふ。

一、戦前、大正一四年—昭和一〇年の間に於て全國の人口集積度は高まつたが、生産力についての人口壓力指數は極めて顯著なる減退を現はしてゐる。少くとも、大正一四年當時に較べて生産力についての人口壓力は著しく緩和したものと見ることが出来る。而して、かかる人口壓力の減退は此の間に於ける生産力、就中、工業生産力、特に近代的高度工業生産力の著しき發展に基くものと見られる。

二、不況期たる大正一四年—昭和五年の所謂前期に於ても、我が國生産力は著しき發展を遂げた。爲に生産力についての人口壓力の減退は極めて顯著なるものがあつた。滿洲事變を経過して準戰時體制確立期の大部分を含む昭和五年—同一〇年の所謂後期に於ては、前期に比し自然増加率の幾分の減退が見られ、又、滿洲國其の他大陸への人口の流出によつて、人口集積度の上昇は幾分低下したが、生産力の發展は前期よりも更に著しく、其の爲、人口壓力の減退は後期に於て更に著しきを加へた。

三、全期間を通じて、人口壓力減退の最も著しかつた地域は、神奈川、

福岡、兵庫、東京、愛知、大阪等の既成の大都市、大工業地域と神奈川、山口、富山、福井、滋賀等の新興工業地域とであつた。言ふ迄もなく、それは、此の間に於ける生産力の著しき發展が此等の地域に於て遂げられ、人口の著しき集積にも拘はらず、注目すべき人口壓力の減退として現はれたのである。

四、反之、全期間を通じて、人口壓力低下の微々たる地域、更に進んで人口壓力指數の上昇をさへ來した地域は、東北、東山、南部四國、南部九州及山陰であつて、地理的條件に恵まれること最も薄く、近代的工業の分布殆んど見るべきなき極めて農業的乃至は農村的地域に、特に大都市に近接する關東の農業的地域であつた。言ふ迄もなく、此等の地域は生産力發展の最も遅れたる地域であつて、特に山梨及長野の如く、生産力の絶對減退をさへ見せた地域もある。人口壓力指數が積極的に上昇を示したものは長野、山梨、山形、宮城及高知の五地域であつて、宮城を除いて上述の特性の最も典型的なる地域であつた。ただ、宮城については、軍事及行政上の理由によつて人口集積度が稍著しかつたことが人口壓力指數の上昇を促進したと見られる。又、大都市に隣接する埼玉の如きは、大都市人口の外延的膨脹の爲に人口集積度が高まり少くとも形式的に壓力指數の低下がそれだけ阻止せられたと思はれる。

五、前期と後期とに於て、人口壓力指數變動傾向の地域的分布について、其の基調には殆んど何等の變化をも認め得ない。前期に於ける一般的特徴が一層擴大強調せられたことが後期の一大特色であつた。前期に於て生産力の絶對減退を示した地域は埼玉、山形及長野の三地域に過ぎなかつたが、後期に至つては、長野、山梨、熊本、高知、鳥取

及群馬の六地域を數へることが出来る。

生産力發展の著しかつた地域は前期及後期を通じて殆んど共通であるが、其の角度は後期に於て一段と急を加へてゐる。又、後期に至つては、東京、大阪等の既成大都市、大工業地域の生産力發展が依然著しいものではあつたが、福岡、神奈川及愛知の比較的若き地域に於ける生産力の躍進は更に顯著なるものがあつた。尙又、廣島、長崎、香川、北海道及福井等前期に於て生産力發展の極めて急速であつた地域が後期に至つて其の歩を緩め、代つて、富山、栃木、宮崎、滋賀等の新興工業地域が一層の進展を遂げたことも看過すべからざる特色である。

人口集積の地域的状況も生産力發展の傾向を反映して、前期に比し後期に於て其の集中的傾向を擴大した。即ち、前期に於ける人口集中地域は依然急激なる人口の吸引を繼續すると共に、人口流出地域は益益人口の流出を促進せしめられた。前期に於ては未だ人口の絶對減少を示した地域はなかつたが、後期に至つては福井及佐賀の二地域が絶對減少を現はすと共に高知及長野の人口が靜止状態を來してゐる。

人口壓力指數の變動は全く生産力發展のそれを反映してゐる。前期に於ては壓力指數の上昇を見たる地域は宮城、埼玉、山形及長野の四地域であつたが、後期に於ては長野、山梨、熊本、高知、群馬、鳥取、鹿兒島及宮城の八地域に上つてゐる。其の他壓力指數低下の微弱なる地域も生産力發展の微弱なる地域と對應し、壓力低下顯著なる地域についても全く同様である。既成大都市、大工業地域の飽和的現象、新興工業地域の交代についても亦生産力指數の變動と殆んど全く同様である。

地域的に見たる我が國生産力發展と人口の集積

要するに後期に於ては、前期に於ける生産力發展の著しき地域と不振なる地域との對照が一層明瞭たらしめられた。即ち、準戰時體制下の生産力擴充は既成大都市、大工業地域を中心として強行せられたこと勿論であるが、其の中比較的若き地域竝に新興工業地域に於て一層促進せられた。人口壓力指數の減退傾向は全く之を反映するものである。既成大都市、大工業地域の飽和的現象、新興工業地域の一部交代、かかる事實の明瞭なる存在にも拘はらず、全體として見れば、生産力發展、人口集積、従つて人口壓力減退傾向の地域的不均衡は一層擴大強調せられたものと見なければならぬ。尙、既成大都市の飽和現象及新興工業地域の一部交代の現象は、未だ全面的には重大なる作用を持つに至つてはゐないが、人口再配分に關する萌芽的現象として地域の人口政策、國土計畫上甚だ重大なる意義を有するものとして注意を怠つてはならない。

六、人口の集積を支配する要因は生産力、就中、工業生産力、特に近代的高度工業の生産力の發展である。それ故に生産力の發展は人口の集積を隨伴する。かくて、人口壓力指數の決定に對して、夫々分母と分子として相反する作用を營む要因たるに拘はらず、人口集積と生産力發展とは同時的存在として人口壓力指數の變動と相關する。即ち、人口壓力は人口集積度の著しき地域程著しき減退を示してゐる。言ふ迄もなく、それは、かかる地域に於ける生産力の發展が更に著しきが故である。かくて人口壓力を支配するものは、全く、生産力、就中、工業生産力、特に近代的高度工業生産力の發展である。

七、本稿の分析が、時間的にも、地域的にも、人口壓力の増減を支配する生産力の發展、即ち、工業化は極めて豊かなる弾力性を持つことを

物語つてゐることは、特に今後の我が國人口問題の解決に重要な方向を指示するものと言はなければならぬ。

八、人口壓力指數變動傾向の特性に鑑み、特に留意すべき地域は、北海道、東北、東山、山陰、南部四國及南部九州である。其中、東北及北海道については、前期及後期の壓力指數従つて生産力指數の變動の裡に、生産力發展の弾力性を認めることが出来る。此の事實は、此等の地域の將來の人口收容力擴大について既に何等かの希望を寄せしめるものがある。爾餘の地域については未だかかる何等の兆候をも發見し得ない。特に東山及南部四國は最も望ましからざる状態を現はしてゐる。此等の地域に如何にして生産力を賦與し、人口收容力の擴大、否、少くとも壓力の緩和に資すべきか、今後に於ける人口再配分計畫、國土計畫上の重要な課題であると言はなければならぬ。

課題に對して甚しき資料の制限、従つて方法の不備に因つて、本稿に於ける計量の結果が未だ決して完全であるとは云ひ得ない。然し、一層精密なる資料に基く一層完全なる方法による結果が現はれるに至る迄、本稿の觀察は少くとも一つの有用なる指標を供するものと稱するも敢て過言ではないと信ずる。又、此處に要約したところは、概ね我々の常識と一致すべき事項であつて、特に著しく之を覆すが如き事實を含んでゐない。然し、常識的事實に不完全ながらも一つの計量的目標を供し特に各地域について具體的なる指標を與へ得たことは地域的人口政策、國土計畫に於て從來比較的手薄であつた部分に一つの有用なる資料を供し、馳ては、當面の我が國人口問題の解決に何等かの方途を示唆する點に於て必しも無意義な努力ではなかつたやうに思はれる。(昭和二二・二一・一八稿)

附記 本稿の資料の作成については、本研究官文學士上田正夫氏並に福島ミツコ氏に負ふところ多大なるものがある。最少自乘法による傾向直線及相關係數の算定は大部分福島ミツコ氏を煩はしたものである。記して深甚の謝意を表する次第である。

註 1) Paul Simon: Indices de densité économique de la population, méthode de calcul et applications, — Population, Nov., 1934.

Paul Simon: Essai d'établissement d'un indice de densité économique de population avec applications de celui-ci. Congrès international de la population, Paris, 1937. 1. Théorie générale de la population, 1938, pp. 230 fg.

縮 繪「人口密度の性質とシモンの經濟的人口密度指數の概念」統計集誌 第六五九號 昭和十一年五月

2) 最少自乘法又は Moment 法による傾向直線 $y = mx + k$ に於ける m 及 k は次の式によつて求められる。

$$m = \frac{(\sum y)(\sum x) - n \sum xy}{(\sum x)^2 - n \sum x^2} \quad (1)$$

$$k = \frac{(\sum x)(\sum xy) - \sum y \sum x^2}{(\sum x)^2 - n \sum x^2} \quad (2)$$

然るに、此處の data は時系列であり、 x が等間隔である。

$$t = \frac{x - \bar{x}}{c} \quad (3)$$

として $y = at + b$ に於ける a 及 b は式(1)及(2)によつて

$$a = \frac{\sum ty}{\sum t^2} \quad (4)$$

$$b = \frac{\sum y}{n} \quad (5)$$

(4)及(5)によつて求めたる a 及 b を m 及 k に還元する方法を用ひた。算定は極めて容易簡單である。

3) m_p の地域分布についてその大小を論ずる基準としては色々のものが考へられるが、此處では、第一・四分位數(Q_1)及第三・四分位數(Q_3)を採つて其の基準とすることとした。四分位數の定義によつて、 Q_1 乃至 Q_3 の間には度數の1・2を包含する。従つて、度數の1・2を m_p の大なる地域と小なる地域とに分つて見るることとなる。本稿に於ける大小高低の基準は以下總て

人口現象から見た理論的家族構成
に關する二三の確率(うめ草)

館 稔

一、男女兒出生生存の確率

男兒出生の確率を m 、生命表の男女 x 歳の生存數を夫々 l'_x 、 l''_x 、男兒及び女兒が出生して x 歳まで生存する確率を夫々 p_1 、 p_2 とすれば、

$$p_1 = m \cdot l'_x / 100,000 \quad p_2 = (1-m) \cdot l''_x / 100,000$$

出生性比女一〇〇に付男一〇五とし、男兒と女兒とが生れて一五歳まで生存する確率を求めてみると、

| 國 | 男 兒 | 女 兒 |
|---------|-------|-------|
| 日 本 | 〇・四〇五 | 〇・三九一 |
| イギリス | 〇・四四三 | 〇・四四一 |
| U S | 〇・四六〇 | 〇・四四八 |
| フ ラ ン ス | 〇・四四二 | 〇・四三一 |

男兒が多く生れるが男兒の死亡率は女兒よりも高いから結婚年齢に達する迄に男女の數は等しくなる傾向があると云はれるが、第二次大戦前の上記の結果では正確に左様であるとは云へないやうである。これは死亡率改善の結果、男兒と女兒との死亡率の懸隔が縮小する傾向があつて、この死亡率の差よりも男女出生の確率の差が強く残存するからであると見られる。

二、出生兒の男女の確率

三人の子女ある家族で

(1) 三人とも男である確率(P_1)

(2) 一人男で二人女である確率(P_2)

$$P_1 = m^3 = 0.134$$

$$P_2 = \frac{3!}{1!2!} m(1-m)^2 = 0.366$$

(3) 二人男で一人女がある確率(P_3)

之に準ずることとした。

4) 直線相關係數の算式は次のものを用ひた。

$$r = \frac{1}{n} \frac{\sum XY - \bar{X}\bar{Y}}{\sqrt{\frac{1}{n} \sum X^2 - \bar{X}^2} \sqrt{\frac{1}{n} \sum Y^2 - \bar{Y}^2}}$$

(4) 三人共女である確率(P_1)

$$P_1 = 2! \frac{3!}{1!1!1!} m^3(1-m) = 0.384$$

(3) 三人共女である確率(P_1)

$$P_1 = (1-m)^3 = 0.116$$

従つて、一般に n 人の子女ある家族で r 人が男である確率 P は

$$P = \frac{n!}{r!(n-r)!} (m)^r (1-m)^{n-r}$$

三、夫妻妊娠期間生存の確率

夫妻の平均結婚年齢を夫々 u 歳、 v 歳とすれば、

(1) 夫妻揃つて妻の妊娠期間を生存する確率(P_1)

$$P_1 = \frac{l'_u + u - v}{l'_u} \cdot \frac{l''_v}{l''_v}$$

(2) 夫が生存し妻が死亡する確率(P_2)

$$P_2 = \frac{l'_u + u - v}{l'_u} \cdot (1 - \frac{l''_v}{l''_v})$$

(3) 妻が生存し夫が死亡する確率(P_3)

$$P_3 = (1 - \frac{l'_u + u - v}{l'_u}) \cdot \frac{l''_v}{l''_v}$$

(4) 夫妻共に死亡する確率(P_4)

$$P_4 = (1 - \frac{l'_u + u - v}{l'_u}) \cdot (1 - \frac{l''_v}{l''_v})$$

國 平均初婚年齢 夫妻生存

| 國 | 夫 歲 | 妻 歲 | 夫妻生存 | 夫生存 | 妻生存 | 夫妻死亡 |
|----------------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 日 本 | 26 | 23 | 70.3% | 80.8% | 70.3% | 47.7% |
| フ ラ ン ス | 26 | 23 | 70.3% | 80.8% | 70.3% | 47.7% |
| イギリス | 26 | 23 | 70.3% | 80.8% | 70.3% | 47.7% |
| 瑞 典 | 26 | 23 | 70.3% | 80.8% | 70.3% | 47.7% |
| イギリス及び瑞典一九三四年他は一九三五年 | 26 | 23 | 70.3% | 80.8% | 70.3% | 47.7% |

彙報

人口民族部研究報告會

人口民族部の定例研究報告會は、應舎の都合上暫く中絶してゐたが、新廳舎移轉と共に、従前通り毎週水曜日に例會を開くこととなり、年内に左の如く研究報告がなされた。

十一月二十一日

館研究官

地域的に見たる我國生産力の發展と人口の集積

地域別人口壓力指數

十一月二十八日

三國研究官

國民福祉指數に就て

十二月五日

關山研究官

育児費調査結果の概要

十二月十二日

左右田研究官

人口の産業構造に關する研究

十二月二十一日

横田研究官

Norman E. Heynes "Medical History of Cotraception" に就て

炭礦勞務緊急充足に關する措置

終戦後朝鮮人、中國人勞務者の歸國等に依り、石炭の産出量は著しく減退し、引いて國民生活一般に未曾

有の危機を齎すに至つたので、政府は昭和二十年十月二十六日閣議を以て之が打開策を講ずることとなり、厚生省は其の具體策として、先づ勞務者の緊急充足を圖るため、十一月二日各府縣長官宛左の如く通牒を發した。

炭礦勞務ノ緊急充足ニ關スル件

現下石炭事情ノ極度ニ逼迫セルニ鑑ミ茲ニ十月二十六日閣議ニ於テ別紙ノ通り石炭生産緊急對策ニ關スル件ニ決定相成直ニ之ガ實施ニ移スコト相成候處目下ノ石炭事情ハ炭礦ニ於ケル治安狀況ノ惡化、炭礦醜使ニ依ル切羽ノ崩潰、貯炭ノ減少、風水害、加フルニ勞務ノ補充難等ノ惡條件ノ堆積ニ依リ之ガ減産振リハ著シキモノアリ斯クテハ戰後ニ於ケル平和産業ノ復興、國民生活ノ再建ハ期スベクモアラズ洵ニ憂慮スベキ實情ニ有之候處特ニ石炭生産ノ最大要素タル勞務ニ付テハ終戦後從來之ガ中堅ニ位置セル朝鮮人、華人等ノ移入勞務者ノ歸還、怠業等ニ依リ俄カニ勞務ノ逼迫ヲ來シ一層減産顯著トナリタル狀況ニ鑑ミ之ガ勞務ノ緊急充足ハ刻下ノ最大喫緊事ニ有之候ニ付テハ左記御了知ノ上別紙要綱ニ依リ之ガ所要勞務ノ絕對確保ヲ期シ格段ノ御努力相成度

記

- 一、各廳府縣供出目標數ハ別表ノ通り決定セルコト
- 二、需要地廳府縣ハ右ニ依リ直チニ炭礦ノ實情ニ即シタル受入計畫ヲ樹テ速カニ供出地廳府縣ニ聯絡ヲ爲スコト
- 三、供出地廳府縣ニ於テハ管内勤勞署別供出割當數ヲ決定スルニ當リテハ炭礦ノ從來ノ地盤關係等ヲ充分

斟酌シ之ヲ爲スコト

四、前二號ノ各措置ハ遅クモ十一月二十日迄ニ完了スル如クスルコト

五、供出目標數ハ一應ノ供出努力目標ヲ示セルモノナ

ルニ依リ徒ラニ之ニ拮ハルコトナク充足見込確實ナルモノ等ニ付テハ右目標ヲ超ユルモ支障ナキニ付相互緊密ナル聯絡ヲ圖リ彈力性アル措置ヲ講ズルコト

六、給源ハ概ネ左ニ求メ強力ナル指導勸奨ニ依リ充足ノ完遂ヲ期スルコト

(一) 炭礦勞務經驗者

需要地廳府縣ニ於テ出身地別經驗者名簿ヲ求人者ヨリ提出セシメ之ヲ活用スルコト

(二) 軍工場復員者

軍復員者ニ付テハ陸軍職業輔導會支部、海軍復員接護會支部ト聯絡ノ上之ガ協力ヲ求ムルコト

(三) 戰災等ニ依リ疎開者

(四) 季節的出稼ノ慣行ヲ有スル者
農山村ニ於ケル有經驗者ノ活用ヲ圖ルコト

(五) 其ノ他ノ適格者

供出ニ當リテハ其ノ勞務ノ特殊性ニ鑑ミ極力適格者ノ確保ニ留意スルコト

七、指導勸奨ノミニ依リテハ充足困難ト認メラルル場合ハ已ムヲ得ズ強制的措置ヲ執ル見込ナルモ能フ限

リ自發的ナル協力ニ依リテハ如ク措置スルコト

八、別紙要領ニ依リ炭礦勞務專任囑託並之ガ補助員ニ付テハ別途石炭統制會ヨリ推薦アル等ニ付速カニ適

任者選定ノ上所要ノ手續ヲ了シ之ガ活用ヲ圖ルコト

九、食糧賃金等處遇ニ付テハ別途通牒ノ豫定ナルコト

炭礦勞務緊急充足ニ關スル實施要綱

第一、目的及充足強調期間

現下炭礦勞務ノ緊要ナルニ鑑ミ十一月、十二月ノ二ヶ月ニ互リ特ニ廳府縣及職業紹介機關ノ一體の活動ヲ強調シ其ノ全機能ヲ擧ゲテ之ガ勞務ノ確保ヲ期セントス

第二、普及宣傳

廳府縣ノ實情ニ即シ大體左ニ依リ現下石炭事情ノ逼迫化及ビ炭礦勞務ノ重要性ヲ認識セシムル普及宣傳ヲ爲ス

(一) 官民一體トナリ關係團體ノ協力ヲ促シ從來炭礦勞務ノ供出比較的多キ地方ニ對シ集中のニ行フト共ニ軍工場復員者ニ對シテハ特ニ徹底セシムル様考慮スルコト

(二) 一般の宣傳トシテハラデオ、新聞紙、ポスター、ビラ、映寫用スライド、其ノ他ノ公示宣傳ヲ利用スルコト

(三) 炭礦勞務ノ供出比較的多キ地方ニ對シテハ町内會、部落會等ノ協力ヲ求メ炭礦事情ニ關スル座談會、懇談會等ヲ開催スルコト

此ノ場合炭礦勞務專任囑託及ビ補助員ヲ活用スルコト

第三、勞務開拓

農山村等從業炭礦勞務比較的多キ地方ニ於ケル季節的の出稼ヲ慫慂スルハ勿論軍工場復員者等ニ對シテハ積極的ナル開拓ヲ爲ス

(一) 廳府縣及勤勞署職員ニ地域別擔當ヲ定メ最近ノ失業狀況等ノ調査ヲ參考トシ戶別の開拓ヲ爲ス

第四、其ノ他

ノ外聯絡委員等ノ活動ヲ促スコト
(二) 專任囑託及補助員ノ自由活潑ナル活動ヲ爲シ得ル如クシ本來ノ能力ヲ充分ニ發揮セシムルコト

廳府縣及勤勞署ハ供出割當數充足ニ付飽ク迄責任ヲ持チ完全ナル供出ニ努ムルコト

(一) 本期間中適當ナル時期ニ隨時應援協力ノ爲關係省ヨリ保官ヲ派遣スル豫定ナルコト

(二) 需給兩地廳府縣及勤勞署ハ常ニ密接ナル聯絡ヲ保チ炭礦事情、受入態勢、勞務ノ供出狀況等ニ付情報交換ヲ爲シ受入、供出ニ付過誤ナキヲ期ス

昭和二十年米豫想收穫高 (九月二十日現在)

| 道 區 | 作付面積 | 豫想收穫高 | 對前年度作付面積 | 對前年度收穫高 | 對前年實收高 | 平均五ヶ年實收高 |
|-----|-----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|
| 總數 | 二、九四、三〇・五 | 一、六六、二、七〇 | △ 八、九三、〇 | △ 一、九七、三三 | △ 一、四七、〇 | 一、四七、〇 |
| 北海道 | 一、四三、三三 | 一、〇〇、七〇 | △ 八、三三、〇 | △ 一、九七、三三 | △ 一、四七、〇 | 一、四七、〇 |
| 東北區 | 一、五〇、九七 | 七五、五〇 | △ 六、六〇、五 | △ 七四、七三 | △ 五七、〇 | 五七、〇 |
| 青森 | 三、一六、五 | 九三、四〇 | △ 八、七三、六 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 岩手 | 九、五七、八 | 一、〇〇、〇〇 | △ 四、〇四、三 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 宮城 | 二〇、三九、九 | 一、七〇、三 | △ 五、九三、六 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 秋田 | 九、七六、八 | 一、〇〇、〇〇 | △ 四、六四、〇 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 山形 | 六、六四、九 | 一、〇〇、〇〇 | △ 二、八六、三 | △ 五〇、一八 | △ 四四、〇 | 四四、〇 |
| 福島 | 一、四三、三三 | 一、〇〇、〇〇 | △ 一、三、七〇 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 關東區 | 一、四三、三三 | 一、〇〇、〇〇 | △ 一、三、七〇 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 茨城 | 九、五七、八 | 一、〇〇、〇〇 | △ 八、七三、六 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 栃木 | 四、〇八、〇 | 一、〇〇、〇〇 | △ 四、九三、一 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 群馬 | 一、〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇 | △ 三、〇七、五 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 群馬 | 一、〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇 | △ 三、〇七、五 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |
| 千葉 | 一、〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇 | △ 三、〇七、五 | △ 三三、〇 | △ 三三、〇 | 三三、〇 |

| 東 京 | 神 奈 川 | 新 北 陸 | 富 山 | 石 川 | 福 井 | 東 山 梨 | 山 梨 | 長 野 | 岐 阜 | 東 海 | 靜 岡 | 愛 知 | 三 重 | 近 畿 | 滋 賀 | 京 都 | 大 阪 | 兵 庫 | 奈 良 | 和 歌 山 | 中 國 | 鳥 取 | 島 根 | 岡 山 | 廣 島 | 山 口 | 德 島 | 香 川 | 愛 媛 | 高 知 | | | |
|--------|--------|-----------|---------|--------|--------|----------|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 八、三三〇 | 二、五五・六 | 一七三、〇九五 | 三、八〇九・六 | 四、七三・九 | 四、〇〇・六 | 一七、〇八五・四 | 一七、〇八五・四 | 六、七五・七 | 六、〇七・八 | 五、一五五・〇 | 三、四三三・五 | 五、一六八・五 | 六、二四四・四 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | 三、七六二・一 | | |
| 一、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 三、一七五・四八〇 | 一、〇〇〇 | 九、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、三三三・〇 | 四、三三三・〇 | 一、三六〇・〇〇〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | 一、〇七三・〇 | | |
| △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | |
| 一、二四・八 | 二、五〇・六 | 三、四三三・〇 | 一、六七・七 | 一、二七・三 | 七、四三・七 | 三、五〇・〇 | 三、五〇・〇 | 一、九二〇・〇 | 九、三三・二 | 九、三三・二 | 六、四三・五 | 九、七九・三 | 一、三三・九 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | 四、七二・八 | |
| △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 三、四七 | 二、五〇・六 | 四、〇〇・三 | 三、四三三・〇 | 三、三〇・七 | 三、三〇・七 | 三、六九・七 | 三、六九・七 | 一、〇三・四 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | 一、三三・五 | |
| △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 三、〇八五 | 四、三三・七 | 七、八八・八 | 四、〇〇・三 | 一、四九・〇 | 三、五〇・九 | 三、一四・四 | 三、一四・四 | 三、七三・三 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 | 三、八四・六 |

緊急開拓事業實施要綱の決定

政府は終戦後の食糧事情及新農村建設の要請に即應し大規模な開墾、干拓及土地改良事業を實施することとなり、緊急開拓實施要領を昭和二十年十一月九日の閣議で決定した

緊急開拓實施要領

方針

終戦後の食糧事情及復員に伴ふ新農村建設の要請に即應し大規模なる開墾、干拓及土地改良事業を實施し以て食糧の自給化を圖ると共に離職せる工員、軍人其の他の者の歸農を促進せんとす

要領

◇開墾

一、開墾面積 開墾面積は一五五萬町歩（内地八六萬町歩、北海道七〇萬町歩）とし概ね五ヶ年を以て完成するものとする

二、事業主體

(一) 概ね五十町歩未満の小園地開墾は地方長官に於いて適當と認むる團體、個人をして施行せしむ

(二) 概ね五十町歩以上三百町歩未満の集團地開墾は都道府縣農地開發營團、地方農業會、其の他實力ある團體、個人をして施行せしむるものとし地方長官之を決定す、概ね三百町歩以上の集團地開墾に付ては農林省に於て之を決定す、但し北海道に付ては別途考慮す

(三) 軍用地中農耕適地は自作農創設のため急速に開發せしめ可及的速かに拂下等の處分をなし舊耕作及新入植者に譲與す、右拂下等の處分に關し

九州區

| | | | | | | | | |
|-----|----------|-----------|---|---------|---|-----------|---|---------|
| 福岡 | 九四、四九・八 | 二、〇三四、〇〇〇 | △ | 一、五五五・二 | △ | 八、一〇一 | △ | 七、三二一 |
| 佐賀 | 五〇、五六・八 | 九四、六六〇 | △ | 三、三三九・七 | △ | 一五、六六六 | △ | 三、六五三 |
| 長崎 | 二八、九四〇・七 | 三、四七、一五〇 | △ | 二、九〇四 | △ | 六、〇〇〇 | △ | 一、五、〇〇八 |
| 熊本 | 七四、三三〇・二 | 一、四〇〇、八〇〇 | △ | 二、九七九・〇 | △ | 一、四二〇、〇〇〇 | △ | 三、九、七三〇 |
| 大分 | 五、一六七・九 | 八四、三三〇 | △ | 八、六〇二 | △ | 一、五、七五五 | △ | 三、九、七六四 |
| 宮崎 | 四、四四四・四 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | △ | 二、八七二・一 | △ | 三、五、七七一 | △ | 四、七、七三三 |
| 鹿兒島 | 七、一〇六・四 | 九〇〇、〇〇〇 | △ | 三、九七九・四 | △ | 一、八、三三〇 | △ | 三、〇、八五五 |

ては農林省及大藏省協議の上之を決定す、尙最近

に於ける急速軍備擴充の爲買上又は寄附に係る土地にして特に前所有者より返還の要望ある場合は取得當時の事情をも勘案し當人に於て自作するを適當とするものに附ては前所有者への還元を認む、但し之が還元に當りては當該地區全體の開發利用計畫の一環として之を實施し換地等の方法に依ることあり

(四) 所要勞力 開墾作業の所要勞力は延約十一億七千二百三十萬人にして年度勞力數は左の通りとす(第一表参照)

(五) 増産目標 開墾地には米、麥、豆類、雜穀、薯類等主要食糧作物を栽培し左の増産目標の達成に努むるものとす(第二表参照)

◇干拓

一、干拓面積 干拓面積は約十萬町歩(湖面干拓七五萬町歩、海面干拓二・五萬町歩)とし概ね六ヶ年を以て完成す

二、事業主體 干拓事業は原則として國營又は縣營に依ることとし公共的に行ふ民間事業をも勸奨す。

三、所要勞力 干拓事業の所要勞力は延約四億人にし

て年度割勞力數は左の通りとす。(第三表)

四、増産目標 干拓地には米、麥等主要食糧作物を栽培するものとし、數年後に於ける干拓地熟地化の場合に於て左の増産目標の達成に努む

米、二百萬千石、麥、卅四萬石
(豫定地)八郎瀉、霞浦、印旛沼、琵琶湖、濱名湖、有明灣、渥美半島

◇土地改良

一、土地改良實施面積 客土、機械排水、耕地整理、畑地灌漑等を根幹とする土地改良事業實施面積は約二一〇萬町歩とし概ね三ヶ年を以て完成す

二、事業主體 干拓改良事業は都道府縣市町村、地元農業會、又は耕地整理組合をして施行せしむ

三、所用勞力 土地改良事業の所要勞力は延約三、九〇〇萬人として毎年の所用勞力數は一、三〇〇萬人とす

四、増産目標 土地改良事業の實施に依り米、麥等主要食糧に付き左の増産目標に努むるものとす(第四表参照)

◇歸農計畫

一、歸農戶數 歸農戶數は一〇〇萬戶(内地八〇萬戶、

北海道二〇萬戶)を目標とし概ね五ヶ年間に入植せしむるものとす

二、歸農方法 歸農方法は健實なる自作農を創設する目標の下に集團地入植又は小園地入植をなさしむるものとし、集團地入植戶數約五五萬戶(内地三五萬戶、北海道二〇萬戶)、小園地入植數は約四五萬戶とす

三、一戸當經營面積 (一)集團地入植については内地(除東北地方)平均一町五反歩(差當り一町歩、將來の擴張豫定地、採草地等五反歩)東北地方平均二町五反歩(差當り一町五反歩、將來の擴張豫定地及び採草地等一町歩)北海道平均五町歩(農耕地三町五反歩、採草地等一町五反歩)とす、差當り集團地入植に充つべき土地は開墾地(集團地)約一〇五萬町歩及び干拓地約一〇萬町歩を豫定す、(二)小園地入植に付ては實情に即し適宜經營面積を定むるものとし地元小開墾面積五〇萬町歩の内より之に充つるものとす

四、農村工業及び副業の專入 終戦後の國情の變化に對應して農村と工業との緊密なる結合を圖るため積極的に農村工業の導入及び副業の開發等を行ふものとし且つ之に必要な職業輔導並に授産の創意的施設の樹立充實等に對し特別な考慮を爲す

措置

一、本事業の重要性に鏡み之に關する中央及地方の行政機構の整備を圖るものとす。

二、軍用地、國有林等の積極的利用を圖ると共に、開墾及干拓適地の迅速なる取得並に開拓事業實施手續の簡素化を圖る爲速に所要の法制的措置を講ず(参考Ⅱ軍用地、二十三萬町歩、國有林野、六十萬町歩)

三、本事業の施行に伴ひ道路、鐵道用水其他必要なる

施設を速に施行するものとす。

四、本事業施行上必要な資材及輸送を優先的に確保す、開拓用機械及資材に充つる爲軍用車輛、其他の資材を又歸農者用として軍用纖維品其他の生活用品を成るべく大量轉用する様措置す。

五、本事業の急速なる進捗を爲るために一般民間關係者の土木、機械、電力關係技術の全面的活用を爲るものとす。

六、歸農者の生活安定を爲るため住宅の建設及び交通、衛生、教育施設の整備等に關する施策を優先的に取扱ふものとす。

七、本事業の迅速なる遂行を期するため農地開發營團の性格の變更及び農業會の機構の整備強化を爲るものとす、本事業に關係を有する中央及地方の各種團體等の協力を爲るため協力團體を結成するものとす。

八、本事業の施行に當りては北海道の地理的事情並びに立地條件を充分に考慮し全體計畫として完遂を期するものとす。

九、本事業達成に必要な経費に付速に豫算的措置を講ずるものとす。

緊急開拓事業實施要綱決定(附表)

(第一表) ◇開墾 (三)所要勞力

| | 延人員 | 實人員 |
|------|-------------|----------|
| 第一年度 | 二五,九八,〇〇〇 | 一,二五,〇〇〇 |
| 第二年度 | 三〇,〇〇,〇〇〇 | 一,二五,〇〇〇 |
| 第三年度 | 三〇,五五,一〇〇 | 一,三〇,〇〇〇 |
| 第四年度 | 三六,三三,〇〇〇 | 四,三三,〇〇〇 |
| 第五年度 | 元八,六四,五〇〇 | 一,四三,〇〇〇 |
| 計 | 一,二八,五〇,〇〇〇 | |

(第二表) ◇開墾 (四)増産目標

| 米穀年度 | 米 | 麥 | 豆 | 類 | 雜穀ノ他 | 諸 | 類 | 計(米換算) |
|------|------|------|---|---|------|---|---|--------|
| 廿一年度 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 |
| 廿二年度 | 一七三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一七三 |
| 廿三年度 | 五〇 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 五三 |
| 廿四年度 | 八三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八三 |
| 廿五年度 | 一,三六 | 一,五〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三,〇三 |
| 廿六年度 | 一,六六 | 一,三三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三,〇〇 |
| 廿七年度 | 一,七六 | 一,八〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三,五七 |
| 廿八年度 | 一,八元 | 三,〇四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四,八三 |
| 廿九年度 | 一,八五 | 三,一七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四,八三 |
| 卅年度 | 一,八五 | 三,一〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四,八三 |

【備考】今回ノ緊急開拓ニ依リ昭和二十一年度ニ於テ麥及諸類ノ増産ヲ擧グルコトトセリ。

(第三表) ◇干拓 (三)所要勞力

| | 延人員 | 實人員 |
|------|-------------|---------|
| 第一年度 | 四〇,〇〇〇,〇〇〇 | 四〇,〇〇〇 |
| 第二年度 | 六〇,〇〇〇,〇〇〇 | 六〇,〇〇〇 |
| 第三年度 | 六〇,〇〇〇,〇〇〇 | 六〇,〇〇〇 |
| 第四年度 | 八〇,〇〇〇,〇〇〇 | 八〇,〇〇〇 |
| 第五年度 | 八〇,〇〇〇,〇〇〇 | 八〇,〇〇〇 |
| 第六年度 | 八〇,〇〇〇,〇〇〇 | 八〇,〇〇〇 |
| 計 | 四〇〇,〇〇〇,〇〇〇 | 四〇〇,〇〇〇 |

◇干拓年次計畫

| | 單位町歩 |
|------|---------|
| 第一年度 | 一〇,〇〇〇 |
| 第二年度 | 一五,〇〇〇 |
| 第三年度 | 一五,〇〇〇 |
| 第四年度 | 三〇,〇〇〇 |
| 第五年度 | 三〇,〇〇〇 |
| 計 | 一〇〇,〇〇〇 |

◇開墾年次計畫

| | 内 | | 計 | 北海道 | | 合 |
|------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 集團開墾 | 小開墾 | | 集團開墾 | 計 | |
| 第一年度 | 三〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一三〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一七〇,〇〇〇 | 三〇〇,〇〇〇 |
| 第二年度 | 三〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一三〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一七〇,〇〇〇 | 三〇〇,〇〇〇 |
| 第三年度 | 三〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一三〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一七〇,〇〇〇 | 三〇〇,〇〇〇 |
| 第四年度 | 三〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一三〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一七〇,〇〇〇 | 三〇〇,〇〇〇 |
| 第五年度 | 三〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一三〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一七〇,〇〇〇 | 三〇〇,〇〇〇 |
| 計 | 三〇〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 一,三〇〇,〇〇〇 | 五〇〇,〇〇〇 | 一,七〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 |

(第四表) ◇干拓 (四)増産目標(單位千石)

| 米穀年度 | 米 | 麥 | 計(米換算) |
|------|-------|------|--------|
| 廿二年度 | 一,一四〇 | 五八 | 一,一九〇 |
| 廿三年度 | 二,一八〇 | 一,九七 | 三,三六 |
| 廿四年度 | 三,四四〇 | 一,七五 | 四,一九四 |

以降前段ニ同ジ

重要物資所要量調

| 種別 | 總量 | 單位 | 三年度分 |
|-------|--------------|----|--------|
| 普通鋼々材 | 一〇四、七四〇 | 噸 | 三、九七〇 |
| 型鋼 | 五、八〇〇 | 噸 | 一、六〇〇 |
| 軌條 | 一八、〇〇〇 | 噸 | 八、六〇〇 |
| 第二次製品 | 三〇、八三三 | 噸 | 八、九六六 |
| 機 | (釘、針金、其他) | 噸 | 二五、七〇八 |
| 器 | 四、四四一 | 噸 | 一、五七六 |
| 銑鐵及鑄鋼 | (トラクター其他用) | 噸 | 八、六六六 |
| 電氣銅 | 一、二二七 | 噸 | 二、七七一 |
| 木 | (電線及機器用) | 石 | 一四、五〇〇 |
| セメント | 五、七五〇 | 噸 | 六、一〇〇 |
| 燃料油 | 一七四、三七〇 | 斗 | 四、四四〇 |
| トラクター | 二、一〇〇 | 臺 | 一、〇五〇 |
| 同附屬農具 | 六、三〇〇 | 臺 | 三、一五〇 |
| 蓄力用農具 | (ブラウ、ハロー等) | 臺 | 三、〇〇〇 |
| 拔根機 | 三、六〇〇 | 臺 | 二、〇〇〇 |
| 移動製材機 | 二、一〇〇 | 臺 | 一、七〇〇 |
| 土工用車輛 | 六、四〇〇 | 輛 | 三、四〇〇 |
| トラック | (機關車共) | 臺 | 五、五〇〇 |
| 開鑿鐵他 | 七、五五〇 | 千丁 | 一、九三三 |
| 軍手 | (鐵、鎌、鋸、鉋、斧等) | 千枚 | 一、〇三三 |
| 地下足袋 | 一〇、〇〇〇 | 千足 | 三、〇〇〇 |
| 毛布 | 一〇、〇〇〇 | 千枚 | 一、一〇〇 |
| 作業衣 | 二、〇〇〇 | 千着 | 三、〇〇〇 |

臺灣人の歸還に關する計畫輸送

内地在留臺灣人は現在約三萬人、内約一萬人は復員軍人、軍屬、元被徵用者であり、約二萬人が一般居留者(此内約五千五百人は學生)であるが、終戦後臺灣航路杜絶のため、歸還希望者も歸國不可能であつたが、政府は之が對策として、臺灣航路の再開を圖ると共に、昭和二十一年一月より計畫輸送を爲すこととし、左の如く方策を決定した。

- 一、出航港、浦賀、吳、鹿兒島、
- 一、到著港、基隆、高雄、
- 一、就航豫定船舶、長雲、夏月、筑紫、日昌、CD44號
- 十二月十九日浦賀出港ノ長雲丸ヲ第一船トシテ逐次就航ノ豫定ナリ
- 一、輸送順位、復員軍人、軍屬、元被徵用者、海外ヨリノ引揚者、一般在留者ノ順序トス
- 一、歸蒙申込手續、復員軍人、軍屬、元被徵用者ニシテ夫々集團セル向ニ對シテハ收容所ノ責任者ヲ通ジテ出發日、乗船港等ヲ通報スベキモ其ノ他ノ歸蒙希望者ハ本月末日迄ニ居留地都道府縣廳宛、申込マレ度、其ノ出發日時、乗船港等ハ追テ地方長官ヨリ通知セラルベシ。

食糧輸入の許可

昭和二十年十一月二十四日附マツクアサー司令部から食糧、棉花、石油、鹽の輸入を許可する旨の指令がなされた。その要點は左の如くである。

一、一九四六年度に輸入を許可さるべき食糧、棉花、石油、鹽の各商品の輸入量は世界市場に於ける需給關

係、世界の船腹量及び日本が對價として何の程度の輸出能力を有するか等の事情に基いて決定される。

一、食糧に付ては輸入量及び何の地域から對日輸出すべきかに關し目下検討中である。殊に極東に於ける食糧事情の究明が行はれてをり、それから對日輸出しても世界の食糧補給にさして支障を及ぼさない如き地域からその餘剩食糧が對日輸出に振り向けられることにならう。

一、輸出食糧の全量は世界の食糧事情を検討し且對日輸出に使用しうる船腹量が明確化された後に決定される。

勞働組合法案の決定

政府はマツクアサー司令部の要求に基き厚生省に勞務法制審議委員會を設け、豫て作成中の勞働組合法案を審議の上之を決定した。この際同委員會は左の附帶決議をもなした。今法案及附帶決議を掲ぐれば、左の如くである。尙ほ本法案は第八十九回帝國議會に提出せられ、修正の上可決されたが、年内には未だ其の公布を見るに至らなかつた。

勞働組合法案

第一章 總 則

第一條 本法ハ國結權ノ保障ニ依リ勞働者ノ經濟的社會的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄與スベキ均等ノ機會ヲ與フルコトヲ目的トス

第二條 左ノ法令ノ關係條項ハ勞働組合ノ爲ニスル組合員ノ前條規定ノ精神ニ基ク行爲ニ付テハ之ヲ適用

セズ

一 刑法

二 暴力行為等處罰ニ關スル法律

三 警察犯處罰令

四 行政執行法

五 出版法

第三條 本法ニ勞働組合トハ勞働者ガ主體トナリテ自

主のニ勞働條件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ圖ル

コトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合

ヲ謂フ

左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ勞働組合ト認メズ

一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ參

加ヲ許スモノ

二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三 共濟、修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモ

四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモ

勞働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官勞働委員會ノ

決議ニ依リ之ヲ決定ス

本法ニ勞働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ

他給料ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第二章 勞働組合

第四條 勞働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間

以內ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届

出ヅベシ

第五條 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名稱

二 目的並事業

三 主タル事務所ノ所在地

四 組合員又ハ參加團體ニ關スル規定

五 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

六 會議ニ關スル規定

七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定

八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定

九 組合規約ノ變更ニ關スル規定

第六條 第四條ノ届出事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一

週間以內ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ勞働委員會ノ決議ニ依リ厚生大臣又ハ地

方長官其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 勞働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ

但シ組合聯合ニ在リテハ參加團體名簿ヲ備付クルヲ

以テ足ル

第九條 勞働組合ノ代表者又ハ勞働組合ノ委任ヲ受ケ

タル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト

勞働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ

有ス

第十條 使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員タルノ故

ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他ノ不利益ヲ與フルコトヲ得ズ

使用者ハ勞働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨ

リ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ズ

第十一條 使用者ハ同盟罷業其ノ他爭議行爲ニ因リ損

害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ勞働組合又ハ其ノ組合員若

ハ役員ニ對シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ 但シ

爭議行爲ガ第二十四條ノ規定ニ違反シテ爲サレタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 勞働組合ノ役員ハ共濟、修養其ノ他福利事

業ノ爲ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコト

ヲ得ズ 但シ組合員總會ノ決議ヲ經タルトキハ此ノ

限ニ在ラズ

第十三條 勞働組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生

二 破産

三 組合員四分ノ三以上ノ多數ニ依リ總會決議

四 第十四條ノ規定ニ依リ解散命令

第十四條 勞働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リ

タルトキハ勞働委員會ノ申立ニ基キ裁判所ハ其ノ解

散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十五條 勞働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且

主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ

因リテ法人格ヲ取得ス

一 第五條第一號乃至第三號及第七號ニ掲ゲタル事

項

二 役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ一週間以內

ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ變更

ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十六條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、

第五十二條乃至第五十五條及第五十七條ノ規定ハ法

人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル勞働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第

七十二條乃至第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 (法人タル勞働組合ニハ産業組合ニ準ジ適當

ナル免税ノ恩典ヲ與フルコト)

第三章 労働協約

第十八條 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ニ労働條件ニ關スル協定其ノ他勞資關係ノ調整ニ關スル協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ實現ヲ圖リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九條 労働協約ハ其ノ書面作成ニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

労働協約ノ當事者ハ前項ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ツベシ

第二十條 労働協約ニハ其ノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約ヲ以テ労働條件其ノ他労働者ノ待遇ニ關スル規程ヲ定メタルトキハ其ノ規程ハ當該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ對シテ法的拘束力ヲ有ス當該労働協約ノ規定ニ依リ規程決定ノ爲メ設置セラレタル機關ノアルトキハ其ノ定メタル規程亦同ジ

前項ノ規程ニ違反スル労働契約ハ無効トシ其ノ無効トナリタル部分ハ規程ノ定ニ依リテ當然補充セララル

第二十二條 一ノ工業事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種ノ労働者モ亦當然當該労働協約ニ依リ拘束セラル

第二十三條 一地域ニ於ケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官(其ノ地域ガ二都道府縣ニ互ルトキハ厚生大臣)ハ協約當事者ノ双方若

ハ一方ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其ノ協約ノ拘束力ヲ其ノ他ノ労働者全部及其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ爲スニ付テハ労働委員會ノ決議ニ依ルコトヲ要ス労働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニ依リテ其ノ效力ヲ生ズ

第二十四條 労働協約中ニ協定事項ニ關スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他爭議行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第四章 労働委員會

第二十五條 勞資關係ニ關スル事務ノ圓滑ナル運営ニ資スル爲使用者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及第三者各同數ヨリ成ル労働委員會ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ事業主代表及労働者代表ノ同意ヲ得テ之ヲ委嘱ス

労働委員會ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別ノ委員會ヲ設クルコトヲ得

労働委員會ノ委員及職員ハ刑法ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

労働委員會ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 労働委員會ハ第三條、第七條、第十四條及第二十三條ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 労働爭議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査

二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働爭議ノ豫防

三 労働爭議ノ仲裁及調停

四 労働條件ノ改善ニ關スル建議

第二十七條 労働委員會公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者双方ノ請求アルトキハ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八條 労働委員會第二十六條ノ規定スル事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者ハ其ノ團體又ハ労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ其ノ出頭ヲ求メ若ハ必要ナル帳簿其ノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ其ノ委員若ハ職員ヲシテ關係ノ工場事業場ヲ臨檢セシムルコトヲ得

第二十九條 労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務遂行ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十條 労働組合ノ介入ナキ労働爭議ノ豫防解決ノ協定ニシテ労働委員會ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働條件特ニ適切ナラザルトキハ労働委員會ハ其ノ實情ヲ調査シタル上改善ノ具體案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係ノ使用者又ハ其ノ團體ニ對シ労働條件ニ關スル一定ノ規程ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ關係使用者及勞働者ニ對シ勞働協約ト
同一ノ效力ヲ有ス

前各項ノ規定ハ勞働委員會ガ厚生大臣ニ建議シタル
場合ニ之ヲ準用ス

第五章 罰 則

第三十二條 第十條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下
ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 正當ノ事由ナクシテ第二十八條ノ規定ニ
依ル出頭若ハ書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ臨檢ヲ拒ミ妨
ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居
者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ
關シ第三十二條又ハ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタル
トキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故
ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二條及前條前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルト
キハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理
人ニ適用ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百
圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 勞働組合ノ代表者若ハ清算人又ハ使用者
ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ料料ニ處ス

一 第四條、第六條若ハ第十九條第二項(第三十條
ノ規定ニ依リテ準用セラレル場合ヲ含ム)ニ定ム
ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタ
ルトキ

二 第八條ニ定ムル名簿ノ備付ヲ爲スコトヲ怠リタ
ルトキ

三 第十五條第二項又ハ第十六條ノ規定ニ依リ準用
セラルル民法第七十七條ニ定ムル登記ヲ爲スコト
ヲ怠リタルトキ

四 第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第八
十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ檢査ヲ妨ゲタルトキ

五 第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第八
十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコト
ヲ怠リタルトキ

六 第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第七
十九條又ハ第八十一條ニ定ムタル公告ヲ爲スコト
ヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

七 第三十一條第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲ爲スコ
トヲ怠リタルトキ

附帶決議

一 憲法中ニ勞働ノ權利及義務ニ關スル規定ヲ設ケ
ルコト

二 法第一條ノ精神ニ基キ第二條ニ掲グル法令ノ外
刑罰並警察法令ニ付關結權ニ對シテ不當ノ制限ヲ
加ヘザル様濫用防止ノ措置ヲトルベキコト

三 政府ハ勞働行政機構ヲ整備擴充シ、出來得ル限
リ速ニ勞働省ヲ創設シ之ニ勤勞行政ヲ統一スベキ
手續ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ互リテ一切ノ勞
働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤勞
署ヲ擴充改造シテ之ニ當ラシムルコト

四 經濟復興ヲ審議スル等ノ場合ニ於テハ勞働組合
ノ代表者ヲ參加セシメ廣ク勞働者ヲシテ經濟復興
ノ重責ヲ分擔セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト

五 勞働爭議調停法ヲ廢止シ、新ニ勞資關係ノ調整

ヲ目的トシ爭議ヲ豫防スルト共ニ迅速簡易ニ爭議
ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト

六 中央勞務委員會ハ其ノ指令ノ下ニ勞働ニ關スル
科學的調査ヲ行ハシメル爲ニ現存ノ機關ヲモ統合
シ、充分ニ組織セラレタル有力機關ヲ設置シテ之
ヲ其ノ事務局ニ附屬セシメルコト

七 勞働委員會ノ委員又ハ勞働組合ノ役員ノ選任ニ
付テハ人選ヲ慎重ニシテ軍國主義者其ノ他本制度
ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヤウ特別
ノ配慮ヲ爲スコト

昭和二十年人口調査の結果

昭和二十年十一月一日に行はれた人口調査の結果
は、同月二十六日内閣告示第三十五號を以て左の如く
公布された。

●内閣告示第三十五號(昭和二十年十一月二十六日)
昭和二十年人口調査ノ結果ニ據ル昭和二十年十一月一
日現在ノ都道府縣郡島嶼市區別人口左ノ如シ

昭和二十年十一月二十六日

都道府縣郡島嶼市區別人口

本表中括弧内ノ數字ハ總數中監獄及矯正院内
ニ在リタル人員ヲ示ス

本表ノ人口ハ昭和二十年人口調査規則第二條
第一項ノ規定ニ依リ調査ノ時期ニ陸海軍ノ部
隊及艦船ニ在リタル數並ニ外國人ヲ含マズ

本表ノ地域ハ昭和二十年人口調査規則第二條
第一項ノ規定ニ依リ左ノ地域ヲ包含セサルヲ
以テ注意ヲ要ス

樺太

全域

北海道

國後郡泊村、留夜別村

色丹郡色丹村

紗那郡紗那村

檮提郡留別村

藥取郡藥取村

得撫郡

新知郡

占守郡

花咲郡齒舞村ノ内志渡島、多樂島、水晶島、勇留島、秋勇留島

東京都

小笠原島

鹿兒島縣

大島郡

沖繩縣

全域

總數

都道府縣合計 七、九六、四七七 男 三、八四、六三三 女 三、一一、八四四

東京都 三、四八、二六四 男 一、七八、一四一 女 一、七〇、一二〇

麴町區 (三、八五五) 男 一、七、九七六 女 六、三三七

神田區 三、六、四六六 男 一、四、六三三 女 二、一、八三三

日本橋區 三、八、八七六 男 一、三、五九九 女 一、〇、三三三

京橋區 三、三、三〇四 男 一、〇、七三三 女 一、四、五七三

芝區 三、一、二六六 男 一、〇、六六六 女 一、九、五〇〇

麻布區 三、〇、六七七 男 一、〇、八六六 女 九、八五一

赤坂區 八、七一一

四谷區 一、一、三〇四

牛込區 三、〇、七七一

小石川區 四、四、四〇四

本郷區 四、三、〇〇四

下谷區 四、六、六八八

淺草區 四、二、九九一

本所區 三、三、七五五

深川區 一、四、〇、九〇四

品川區 九、二、三三三

目黒區 九、七、七三三

荏原區 三、三、三三三

大森區 一、〇、八、八八八

蒲田區 三、三、三三三

世田谷區 三、七、六、四四四

澁谷區 八、四、〇、〇七七

澁橋區 五、〇、〇、〇〇〇

中野區 三、四、〇、〇一一

杉並區 (九、四〇〇) 男 三、二、三三九 女 一、〇、七、五五〇

豐島區 九、二、二二二

瀧野川區 (八、七) 男 三、五、四四四 女 一、九、〇、五五〇

荒川區 八、四、〇、〇〇〇 男 三、〇、八八八 女 一、〇、一、一〇〇

王子區 一、〇、一、一〇〇 男 三、三、三三三 女 一、九、九、九九九

板橋區 三、七、七、七四四 男 一、三、七、七四四 女 一、〇、一、九四四

足立區 一、七、一、四四四 男 六、八、八八八 女 一、〇、〇、〇〇〇

向島區 二、二、二二二 男 六、八、八八八 女 一、〇、〇、〇〇〇

城東區 二、二、二二二 男 六、八、八八八 女 一、〇、〇、〇〇〇

葛飾區 一、七、一、五五五 男 六、六、六六六 女 一、〇、〇、〇〇〇

江戸川區 一、四、一、四四四 男 七、七、七三三 女 一、〇、〇、〇〇〇

八王子市 三、一、二、二二二

立川市 四、四、四四四

西多摩郡 一、四、四、六六六

南多摩郡 一、四、〇、四四四

北多摩郡 (九) 男 三、〇、一、一〇〇 女 一、五、三、三三八

大島 一、六、六、六六六

三宅島 五、六、六〇〇

八丈島 六、三、三四四

京都府 一、六、三、七七七

京都市 (一、五九九) 男 三、三、四四四 女 一、五、三、三三八

上京區 一、九、六、三三三

左京區 一、三、三、三三三

中京區 一、五、一、一〇〇

東山區 九、五、八八八

下京區 一、七、九、九九九

右京區 九、一、一、一〇〇

伏見區 八、七、五五五

福知山市 三、七、七、七四四

舞鶴市 八、〇、〇、〇〇〇

愛宕郡 一、一、一、一〇〇

葛野郡 一、一、一、一〇〇

乙訓郡 三、一、一、一〇〇

宇治郡 九、七、九、九九九

久世郡 三、一、一、一〇〇

| | | | | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|------|--------|--------|
| 綴喜郡 | 五,〇七七 | 三,八四一 | 六,七九六 | 旭區 | 三,七五七 | 三,八三三 |
| 相樂郡 | 五,八八九 | 六,六六六 | 三〇,五三三 | 城東區 | 九,九八九 | 九,九四九 |
| 南桑田郡 | 三三,三三九 | 三〇,九九三 | 三〇,三三三 | 阿倍野區 | 九,四四九 | 九,七七九 |
| 北桑田郡 | 三三,三三九 | 一一,〇〇〇 | 三三,三三三 | 住吉區 | 九,四四九 | 九,七七九 |
| 船井郡 | 六,八〇三 | 三,九〇〇 | 三〇,六六六 | 東住吉區 | 二七,七七九 | 二七,七七九 |
| 天田郡 | 四,三六四 | 九,〇〇九 | 三,三三三 | 西成區 | 八,八〇〇 | 八,八〇〇 |
| 何鹿郡 | 五,六六八 | 三,五六六 | 三〇,三三三 | 堺市 | 二六,二六六 | 二六,二六六 |
| 加佐郡 | 三,八八八 | 二,九九九 | 三,九九九 | 岸和田市 | 二六,二六六 | 二六,二六六 |
| 與謝郡 | 七,九九三 | 三,九九三 | 六,九九九 | 豐中市 | 二二,二二二 | 二二,二二二 |
| 中郡 | 三,六六一 | 三,三三三 | 一四,四四四 | 布施市 | 二二,二二二 | 二二,二二二 |
| 竹野郡 | 三,六六一 | 二,六六六 | 三〇,〇〇〇 | 池田市 | 四〇,四四四 | 四〇,四四四 |
| 熊野郡 | 九,九九八 | 八,九九三 | 二〇,六六六 | 吹田市 | 四〇,四四四 | 四〇,四四四 |
| 大阪府 | 總數 | 男 | 女 | 泉大津市 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 大阪市 | 一,二〇三,九九九 | 一,三三三,七七七 | 一,四四七,一八八 | 高槻市 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 北區 | (五九九) | 五五,九九九 | 五五,九九九 | 貝塚市 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 都島區 | 二五,七七三 | 二二,九九〇 | 二二,九九〇 | 三島郡 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 福島區 | (四一五) | 三,三三三 | 三,三三三 | 豐能郡 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 此花區 | 一九,七七〇 | 一〇,二九六 | 九,四四四 | 泉北郡 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 東區 | 四,七七八 | 三,三三八 | 二,四四四 | 泉南郡 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 西區 | 一八,八八八 | 一〇,五五五 | 八,三三七 | 南河内郡 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 東區 | 九,八八八 | 五,三三三 | 四,五五五 | 中河内郡 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 西區 | 三,三三三 | 七,〇〇〇 | 六,三三七 | 北海内郡 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 港區 | 八,八八八 | 五,三三三 | 三,四四四 | 神奈川縣 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 大正區 | 三,三三三 | 二,五五五 | 一,三三三 | 總數 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 天王寺區 | 二九,九九九 | 九,三三三 | 一〇,六六六 | 橫濱市 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 南區 | 二,五五五 | 六,四四四 | 六,一五二 | 鶴見區 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 浪速區 | 五,六六六 | 二,九九九 | 二,七七七 | 神奈川區 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 大淀區 | 二,三三三 | 二,二二二 | 九,九九九 | 總數 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 西淀川區 | 四,七七七 | 三,三三三 | 三,〇〇〇 | 兵庫縣 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 東淀川區 | 二〇,五五五 | 一〇,九九九 | 一〇,九九九 | 神戶市 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 東成區 | 三,〇〇〇 | 三,五五五 | 三,四四四 | 灘區 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |
| 生野區 | 二,三三三 | 三,三三三 | 三,三三三 | 葦合區 | 二八,八八八 | 二八,八八八 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|-------|------|-----------|-----------|-----------|------|---------|--------|-----------|-------|
| 生田區 | 二七,七六一 | 一四,八四四 | 二,八六七 | 佐用郡 | 元,一五五 | 一八,〇五〇 | 二,一五五 | 新潟市 | 一七四,七〇〇 | 八,九六六 | 九,七五五 | |
| 兵庫區 | 七〇,八四八 | 三六,〇七七 | 四,七七一 | 宍粟郡 | 七,三三三 | 三,三四六 | 六,九七七 | 長岡市 | 六,七〇四 | 一八,四七〇 | 一九,八二七 | |
| 長田區 | (一八四) | 五〇,九三三 | 五,九三三 | 城崎郡 | 九,六二二 | 四,三三〇 | 三,二二二 | 新潟市 | (三五四) | | | |
| 須磨區 | 二二,九三三 | 五〇,九三三 | 五,九三三 | 出石郡 | 六,九三九 | 三,八三七 | 二,五四三 | 高山市 | 三,二〇八 | 一六,一〇三 | 二〇,〇〇六 | |
| 姫路市 | 六,九三三 | 五〇,九三三 | 五,九三三 | 養父郡 | 五,一八八 | 三,七三〇 | 三,九六六 | 三條市 | 四,七九二 | 一九,一五〇 | 三,五九九 | |
| 尼崎市 | 八三,二七三 | 五〇,九三三 | 五,九三三 | 朝來郡 | 四,九七五 | 一九,七九三 | 三,一五五 | 柏崎市 | 五,〇九三 | 一六,五七〇 | 一九,七六六 | |
| 明石市 | (八四) | 五〇,九三三 | 五,九三三 | 美方郡 | 五,六九八 | 四,七九三 | 三,八四〇 | 北蒲原郡 | 三,五〇八 | 一四,三三七 | 一五,九五一 | |
| 西宮市 | 一三,〇五一 | 七,三〇一 | 五,八五〇 | 氷上郡 | 九,六六七 | 四,七九三 | 五,〇七三 | 中蒲原郡 | (一九) | | | |
| 洲本市 | 四,九八一 | 三,〇五五 | 四,〇九六 | 多紀郡 | 三,四三三 | 元,八六四 | 五,六四九 | 西蒲原郡 | 三三,三六八 | 九,三三四 | 一六,〇三四 | |
| 飾磨市 | 三,九八八 | 四,一五〇 | 四,六六六 | 津名郡 | 一三,四〇三 | 五,一〇一 | 四,九三〇 | 南蒲原郡 | 二八,四四二 | 六,五九九 | 一〇,八七四 | |
| 伊丹市 | 三,九八八 | 四,一五〇 | 四,六六六 | 三原郡 | 七,六三三 | 五,七五五 | 四,九三〇 | 東蒲原郡 | 二二,五三三 | 三,三六八 | 五,二四二 | |
| 相生市 | (一三五) | 三,一三一 | 三,三六六 | 長崎縣 | 一,三三,五九九 | 六八,八六八 | 六九,七七八 | 三島郡 | 四,四五三 | 一六,一〇四 | 一八,四四九 | |
| 武庫郡 | 一六,三三六 | 三,一三一 | 三,三六六 | 長崎市 | (九九八) | 六八,八六八 | 六九,七七八 | 古志郡 | 二七,五八八 | 五,八三一 | 五,六三三 | |
| 川邊郡 | 一〇,三三三 | 三,一三一 | 三,三六六 | 佐世保市 | 一四,七四八 | 六,七九八 | 七,九六九 | 北魚沼郡 | 二六,三三三 | 五,六三三 | 五,六三三 | |
| 有馬郡 | 九,三三三 | 三,一三一 | 三,三六六 | 島原市 | 一四,七四八 | 六,七九八 | 七,九六九 | 中魚沼郡 | 九七,三九九 | 四,四四一 | 五,八〇八 | |
| 明石郡 | (九三六) | 三,一三一 | 三,三六六 | 諫早市 | 五,四七〇 | 五,九六九 | 元,八三三 | 刈羽郡 | 一七,九六九 | 四,〇八三 | 四,四四九 | |
| 美濃郡 | 七,三三三 | 三,一三一 | 三,三六六 | 大村市 | (九九九) | 三,〇二一 | 三,一八一 | 東頸城郡 | 二二,〇五五 | 五,〇五五 | 六,五五六 | |
| 加東郡 | 七,三三三 | 三,一三一 | 三,三六六 | 西彼杵郡 | 一七,九六九 | 七,九六九 | 元,八三三 | 中頸城郡 | 三九,三三三 | 一五,五五五 | 一三,七〇三 | |
| 多可郡 | 五,七九八 | 三,一三一 | 三,三六六 | 東彼杵郡 | 一七,九六九 | 七,九六九 | 元,八三三 | 西頸城郡 | (四〇) | | | |
| 加西郡 | 二〇,九一一 | 三,一三一 | 三,三六六 | 北高來郡 | 一七,九六九 | 七,九六九 | 元,八三三 | 岩船郡 | 八四,八八八 | 六,七六五 | 四,〇八三 | |
| 加古郡 | 七,八八八 | 三,一三一 | 三,三六六 | 南高來郡 | 一七,九六九 | 七,九六九 | 元,八三三 | 佐渡郡 | 九,三五三 | 四,〇五五 | 五,一九七 | |
| 飾磨郡 | 八,三三三 | 三,一三一 | 三,三六六 | 北松浦郡 | 三〇,一七〇 | 四,四四一 | 二,六六六 | 埼玉縣 | 二九,〇六六 | 五,九三三 | 五,二四二 | |
| 神崎郡 | 七,八八八 | 三,一三一 | 三,三六六 | 南松浦郡 | (九) | 三,一八一 | 三,一八一 | 川越市 | 三,〇七〇 | 九,五五六 | 一,〇九二,四四四 | |
| 掛保郡 | 二四,九二〇 | 三,一三一 | 三,三六六 | 壹岐郡 | 一三,三三三 | 五,九七七 | 六,三三三 | 熊谷市 | (四八四) | | | |
| 赤穂郡 | 七,七五五 | 三,一三一 | 三,三六六 | 對馬島 | 五,〇〇六 | 四,九七七 | 三,一八一 | | 二,一六〇 | 三,七九〇 | 三,五七〇 | |
| | | | | 新潟縣 | 三,三九九,五五五 | 一,〇九五,八八八 | 一,二二五,八八八 | | | 五,五五五 | 三,三〇七 | 三,〇九八 |
| | | | | 總數 | (二四七) | | | | | (一〇) | | |
| | | | | 男 | | | | | | | | |
| | | | | 女 | | | | | | | | |

| | | | | | |
|------|-----------|---|---------|---|---------|
| 川口市 | 77,000 | 男 | 40,550 | 女 | 36,450 |
| 浦和市 | 48,871 | 男 | 25,190 | 女 | 23,681 |
| 大宮市 | 77,500 | 男 | 40,870 | 女 | 36,630 |
| 北足立郡 | 283,500 | 男 | 148,850 | 女 | 134,650 |
| 入間郡 | 200,000 | 男 | 106,600 | 女 | 93,400 |
| 比企郡 | 237,500 | 男 | 124,000 | 女 | 113,500 |
| 秩父郡 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 児玉郡 | 206,700 | 男 | 106,000 | 女 | 100,700 |
| 大里郡 | 219,000 | 男 | 113,000 | 女 | 106,000 |
| 北埼玉郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 南埼玉郡 | 205,000 | 男 | 106,000 | 女 | 99,000 |
| 北葛飾郡 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 群馬縣 | 1,000,000 | 男 | 530,000 | 女 | 470,000 |
| 前橋市 | 97,000 | 男 | 50,000 | 女 | 47,000 |
| 高崎市 | 97,000 | 男 | 50,000 | 女 | 47,000 |
| 桐生市 | 85,000 | 男 | 45,000 | 女 | 40,000 |
| 伊勢崎市 | 85,000 | 男 | 45,000 | 女 | 40,000 |
| 勢多郡 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 群馬縣 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 多野郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 北甘樂郡 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 碓氷郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 吾妻郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 利根郡 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 佐波郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 新田郡 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 山口郡 | 50,000 | 男 | 25,000 | 女 | 25,000 |
| 邑樂郡 | 237,000 | 男 | 124,000 | 女 | 113,000 |
| 千葉縣 | 1,000,000 | 男 | 530,000 | 女 | 470,000 |
| 千葉市 | 283,500 | 男 | 148,850 | 女 | 134,650 |
| 銚子市 | 97,000 | 男 | 50,000 | 女 | 47,000 |
| 市川市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 船橋市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 館山市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 木更津市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 松戸市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 安房郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 夷隅郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 君津郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 長生郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 山武郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 市原郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 千葉郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 東葛飾郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 印旛郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 香取郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 海上郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 匝瑳郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 茨城縣 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 水戸市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 日立市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 土浦市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 東茨城郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 西茨城郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 那珂郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 久慈郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 多賀郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 鹿島郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 行方郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 稻敷郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 新治郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 筑波郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 眞壁郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 結城郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 猿島郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 北相馬郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 栃木縣 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 宇都宮市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 足利市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 栃木市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 佐野市 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 河内郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 上野郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 芳賀郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 下都賀郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |
| 鹽谷郡 | 207,000 | 男 | 106,000 | 女 | 101,000 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|------|--------|----------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 那須郡 | 三、四、八四 | 一、三、〇八二 | 一、三、〇三三 | 桑名郡 | 四、〇、五〇 | 一、八、七九五 | 三、一、五五 | 港區 | 七、〇、四六 | 一、四、五八一 | 三、八、六五 |
| 安蘇郡 | 三、〇、五五 | 三、〇、五五〇 | 三、〇、五五 | 員辨郡 | 六、七、七六 | 六、九、九六 | 三、八、八六 | 南區 | 五、〇、三五四 | 三、五、五〇八 | 三、四、七四六 |
| 足利郡 | 七、七、七八 | 三、〇、五五七 | 三、〇、三六一 | 三重郡 | 七、〇、八二 | 四、〇、五五 | 四、〇、五五 | 豐橋市 | 二、〇、八四〇 | 五、〇、一三五 | 五、七、七五 |
| 奈良縣 | 總數 | 男 | 女 | 河藝郡 | 四、〇、九二 | 三、七、九六 | 三、〇、三〇 | 岡崎市 | 七、〇、六六 | 七、〇、六六 | 四、〇、五〇六 |
| 奈良市 | 七、〇、八四 | 三、〇、四七 | 六、〇、四七 | 安濃郡 | 三、〇、六九 | 二、八、二四 | 三、〇、七五 | 一宮市 | 七、〇、五八 | 六、九、九三 | 三、〇、五五 |
| 添上郡 | (一、〇、九) | 三、〇、四七 | 六、〇、四七 | 一志郡 | 二、六、〇二 | 二、八、九五 | 三、〇、二六 | 瀬戶市 | 四、〇、五五 | 三、〇、一五 | 三、〇、一五 |
| 生駒郡 | 四、〇、七九 | 三、〇、三六一 | 六、〇、七八 | 飯南郡 | 三、〇、一五 | 三、〇、五九 | 三、〇、五九 | 半田市 | 七、〇、五五 | 七、〇、五五 | 三、〇、五五 |
| 山邊郡 | 三、〇、七九 | 四、〇、三〇四 | 五、〇、四五 | 多氣郡 | 六、〇、〇七 | 六、九、九六 | 三、〇、七八 | 春日井市 | 四、〇、五五 | 四、〇、五五 | 三、〇、五五 |
| 磯城郡 | 一、〇、一五 | 四、〇、三〇 | 五、〇、七六 | 阿山郡 | 一、四、〇七 | 三、〇、四七 | 三、〇、四七 | 愛知縣 | 八、〇、五五 | 一、〇、六五 | 三、〇、五五 |
| 宇陀郡 | 三、〇、八四 | 三、〇、四二 | 六、〇、七〇 | 名賀郡 | 六、〇、四八 | 六、八、八八 | 三、〇、三八 | 豐川市 | 四、〇、五五 | 四、〇、五五 | 三、〇、五五 |
| 高市郡 | 五、〇、八六 | 三、〇、八六 | 三、〇、八六 | 志摩郡 | 三、〇、四八 | 三、〇、四八 | 三、〇、四八 | 春日井市 | 四、〇、五五 | 四、〇、五五 | 三、〇、五五 |
| 北葛城郡 | 六、〇、八一 | 四、〇、八〇 | 五、〇、九〇 | 北牟婁郡 | 五、〇、三 | 五、〇、三 | 三、〇、三六 | 東春日井郡 | 一、〇、六五 | 一、〇、六五 | 三、〇、五五 |
| 南葛城郡 | 四、〇、五一 | 一、八、九七 | 三、〇、九四 | 南牟婁郡 | 六、〇、二八 | 五、〇、六三 | 四、〇、五五 | 西春日井郡 | 七、〇、五〇 | 七、〇、五〇 | 三、〇、五五 |
| 宇智郡 | 三、〇、四九 | 一、六、〇五 | 一、九、七四 | 愛知縣 | 總數 | 一、五、六、八五 | 一、五、〇、四五 | 丹羽郡 | 一、三、五三 | 一、三、五三 | 三、〇、四三 |
| 吉野郡 | 一、三、三三 | 五、〇、九一 | 六、〇、七四 | 名古屋市 | 五、七、四二 | 二、九、九一 | 二、九、九一 | 葉栗郡 | 四、〇、九二 | 四、〇、九二 | 三、〇、四二 |
| 三重縣 | 總數 | 男 | 女 | 千種區 | (一、四) | 二、〇、九 | 二、〇、九 | 中島郡 | 一、五、五八 | 一、五、五八 | 三、〇、四二 |
| 津市 | 五、〇、五〇 | 二、六、〇三 | 三、〇、五二 | 東區 | (六、〇) | 三、〇、九 | 三、〇、九 | 海部郡 | 一、六、八六 | 一、六、八六 | 三、〇、四二 |
| 四日市市 | (三、七) | 四、〇、四三 | 五、〇、四三 | 北區 | (三、六) | 三、〇、三 | 三、〇、三 | 知多郡 | 三、三、七三 | 三、三、七三 | 三、〇、四二 |
| 宇治山田市 | (二、五) | 四、〇、四三 | 五、〇、四三 | 西區 | 四、〇、一〇 | 三、〇、〇 | 三、〇、〇 | 碧海郡 | 三、三、〇三 | 三、三、〇三 | 三、〇、四二 |
| 松阪市 | (一、七) | 三、〇、三〇 | 三、〇、三〇 | 中村區 | 九、〇、三二 | 四、〇、〇 | 四、〇、〇 | 額田郡 | 一、六、八六 | 一、六、八六 | 三、〇、四二 |
| 桑名市 | 三、〇、三三 | 一、五、三二 | 一、五、三二 | 榮區 | 一、五、九五 | 七、〇、五 | 七、〇、五 | 西加茂郡 | 八、〇、八三 | 八、〇、八三 | 三、〇、四二 |
| 上野市 | 三、〇、四一 | 三、〇、三〇 | 三、〇、三〇 | 中區 | 一、八、九六 | 九、五、三 | 九、五、三 | 東加茂郡 | 七、〇、五 | 七、〇、五 | 三、〇、四二 |
| 鈴鹿市 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 昭和田區 | 五、〇、三三 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 北設樂郡 | 四、〇、〇 | 四、〇、〇 | 三、〇、四二 |
| | (七) | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 瑞穂區 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 南設樂郡 | 四、〇、〇 | 四、〇、〇 | 三、〇、四二 |
| | | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 熱田區 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 寶飯郡 | 四、〇、〇 | 四、〇、〇 | 三、〇、四二 |
| | | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 中川區 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 渥美郡 | 四、〇、〇 | 四、〇、〇 | 三、〇、四二 |
| | | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 三、〇、三三 | 八名郡 | 四、〇、〇 | 四、〇、〇 | 三、〇、四二 |

静岡縣 總數 男 女

静岡市 總數 男 女

濱松市 總數 男 女

沼津市 總數 男 女

清水市 總數 男 女

熱海市 總數 男 女

三島市 總數 男 女

富士宮市 總數 男 女

賀茂郡 總數 男 女

田方郡 總數 男 女

駿東郡 總數 男 女

富士郡 總數 男 女

庵原郡 總數 男 女

安倍郡 總數 男 女

志太郡 總數 男 女

榛原郡 總數 男 女

小笠郡 總數 男 女

周智郡 總數 男 女

磐田郡 總數 男 女

濱名郡 總數 男 女

引佐郡 總數 男 女

山梨縣 總數 男 女

甲府市 總數 男 女

東山梨郡 總數 男 女

西山梨郡 總數 男 女

東八代郡 總數 男 女

西八代郡 總數 男 女

南巨摩郡 總數 男 女

中巨摩郡 總數 男 女

北巨摩郡 總數 男 女

南都留郡 總數 男 女

北都留郡 總數 男 女

滋賀縣 總數 男 女

大津市 總數 男 女

彦根市 總數 男 女

長濱市 總數 男 女

滋賀郡 總數 男 女

栗太郡 總數 男 女

野洲郡 總數 男 女

甲賀郡 總數 男 女

蒲生郡 總數 男 女

神崎郡 總數 男 女

愛知郡 總數 男 女

犬上郡 總數 男 女

坂田郡 總數 男 女

東淺井郡 總數 男 女

伊香郡 總數 男 女

高島郡 總數 男 女

岐阜縣 總數 男 女

岐阜市 總數 男 女

大垣市 總數 男 女

高山市 總數 男 女

多治見市 總數 男 女

稻葉郡 總數 男 女

羽島郡 總數 男 女

海津郡 總數 男 女

養老郡 總數 男 女

不破郡 總數 男 女

安八郡 總數 男 女

掛妻郡 總數 男 女

本巢郡 總數 男 女

山縣郡 總數 男 女

武儀郡 總數 男 女

郡上郡 總數 男 女

加茂郡 總數 男 女

可兒郡 總數 男 女

土岐郡 總數 男 女

惠那郡 總數 男 女

益田郡 總數 男 女

大野郡 總數 男 女

吉城郡 總數 男 女

長野縣 總數 男 女

長野市 總數 男 女

松本市 總數 男 女

| | | | | | | | | | | | |
|------|-------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|------|-------|-------|--------|
| 上田市 | 1,676 | 18,105 | 2,378 | 刈田郡 | 2,484 | 3,333 | 5,817 | 安積郡 | 7,966 | 3,441 | 6,525 |
| 岡谷市 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 柴田郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 岩瀬郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 飯田市 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 伊具郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 南會津郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 諏訪市 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 互理郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 北會津郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 南佐久郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 名取郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 耶麻郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 北佐久郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 宮城郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 河沼郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 小縣郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 黒川郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 大沼郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 諏訪郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 加美郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 東白川郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 上伊那郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 志田郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 西白河郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 下伊那郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 玉造郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 石川郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 西筑摩郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 遠田郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 田村郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 東筑摩郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 栗原郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 石城郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 南安曇郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 登米郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 雙葉郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 北安曇郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 桃生郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 相馬郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 更級郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 牡鹿郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 岩手縣 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 埴科郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 本吉郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 盛岡市 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 上高井郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 福島縣 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 釜石市 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 下高井郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 總數 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 宮古市 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 上水内郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 男 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 岩手郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 下水内郡 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 女 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 紫波郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 宮城縣 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 總數 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 神貫郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 仙臺市 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 若松市 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 和賀郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 石卷市 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 郡山市 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 膽澤郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| 鹽竈市 | 1,676 | 15,551 | 1,917 | 平市 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 江刺郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| | | | | 信夫郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 西磐井郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| | | | | 伊達郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 東磐井郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| | | | | 安達郡 | 2,484 | 3,117 | 5,601 | 氣仙郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |
| | | | | | | | | 上閉伊郡 | 8,039 | 5,477 | 13,516 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|---------|---------|------|-----------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|
| 九戸郡 | 45,500 | 45,000 | 50,500 | 西村山郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 足羽郡 | 36,000 | 17,000 | 30,000 |
| 二戸郡 | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 北村山郡 | 115,000 | 35,000 | 35,000 | 吉田郡 | 55,000 | 30,000 | 30,000 |
| 青森縣 | 1,000,000 | 500,000 | 500,000 | 最上郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 坂井郡 | 128,000 | 55,000 | 55,000 |
| 弘前市 | 70,500 | 35,000 | 35,000 | 南置賜郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 大野郡 | 100,000 | 55,000 | 55,000 |
| 青森市 | 70,500 | 35,000 | 35,000 | 東置賜郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 今立郡 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 八戸市 | 70,500 | 35,000 | 35,000 | 西置賜郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 丹生郡 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 東津輕郡 | 120,000 | 50,000 | 50,000 | 東山田郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 南條郡 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 西津輕郡 | 90,000 | 40,000 | 40,000 | 西田川郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 敦賀郡 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 中津輕郡 | 70,000 | 30,000 | 30,000 | 飽海郡 | 133,000 | 55,000 | 55,000 | 三方郡 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 南津輕郡 | 150,000 | 70,000 | 70,000 | 秋田縣 | 1,300,000 | 500,000 | 500,000 | 遠敷郡 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 北津輕郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 秋田市 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 大飯郡 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 上北郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 能代市 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 石川縣 | 800,000 | 400,000 | 400,000 |
| 下北郡 | 90,000 | 35,000 | 35,000 | 鹿角郡 | 70,000 | 30,000 | 30,000 | 金澤市 | 300,000 | 150,000 | 150,000 |
| 三戸郡 | 130,000 | 50,000 | 50,000 | 北秋田郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 七尾市 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| 山形縣 | 1,300,000 | 600,000 | 600,000 | 山本郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 小松市 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| 山形市 | 90,000 | 40,000 | 40,000 | 南秋田郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 江沼郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| 米澤市 | 50,000 | 20,000 | 20,000 | 河邊郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 能美郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| 鶴岡市 | 50,000 | 20,000 | 20,000 | 由利郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 石川郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| 酒田市 | 50,000 | 20,000 | 20,000 | 仙北郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 河北郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| 南村山郡 | 50,000 | 20,000 | 20,000 | 平鹿郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 羽咋郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| 東村山郡 | 50,000 | 20,000 | 20,000 | 雄勝郡 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 鹿島郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| | | | | 福井縣 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 鳳至郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| | | | | 福井市 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 珠洲郡 | 70,000 | 35,000 | 35,000 |
| | | | | 敦賀市 | 100,000 | 40,000 | 40,000 | 富山縣 | 100,000 | 40,000 | 40,000 |
| | | | | | | | | 富山市 | 100,000 | 40,000 | 40,000 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|---|--------|---|--------|----|---------|-----|--------|---|--------|---|--------|----|--------|
| 高岡市 | 三三,七四四 | 男 | 三三,〇三三 | 女 | 三〇,六一五 | 總數 | 六三,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 上新川郡 | 四〇,六六六 | 男 | 三九,〇三三 | 女 | 三六,六一五 | 總數 | 七五,六四八 | 廣島縣 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 中新川郡 | 二二,五五五 | 男 | 二一,〇三三 | 女 | 一九,六一五 | 總數 | 四〇,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 下新川郡 | 一四,二六六 | 男 | 一三,〇三三 | 女 | 一二,六一五 | 總數 | 二五,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 婦負郡 | 六,六六六 | 男 | 六,〇三三 | 女 | 五,六一五 | 總數 | 一一,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 射水郡 | 五,三三三 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 四,六一五 | 總數 | 九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 氷見郡 | 六,六六六 | 男 | 六,〇三三 | 女 | 五,六一五 | 總數 | 一一,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 東礪波郡 | 一〇,三三三 | 男 | 一〇,〇三三 | 女 | 九,六一五 | 總數 | 一九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 西礪波郡 | 一〇,三三三 | 男 | 一〇,〇三三 | 女 | 九,六一五 | 總數 | 一九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 鳥取縣 | 五五,三三〇 | 男 | 五三,〇三三 | 女 | 五〇,六一五 | 總數 | 一〇三,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 鳥取市 | 五,八八八 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 四,六一五 | 總數 | 九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 米子市 | 四,九九九 | 男 | 四,〇三三 | 女 | 三,六一五 | 總數 | 七,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 岩美郡 | 四,五五〇 | 男 | 四,〇三三 | 女 | 三,六一五 | 總數 | 七,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 八頭郡 | 七,七七七 | 男 | 七,〇三三 | 女 | 六,六一五 | 總數 | 一三,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 氣高郡 | 五,五五〇 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 四,六一五 | 總數 | 九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 東伯郡 | 三,三三三 | 男 | 三,〇三三 | 女 | 二,六一五 | 總數 | 五,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 西伯郡 | 一〇,五五〇 | 男 | 一〇,〇三三 | 女 | 九,六一五 | 總數 | 一九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 日野郡 | 四,七三三 | 男 | 四,〇三三 | 女 | 三,六一五 | 總數 | 七,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 島根縣 | 六〇,三三三 | 男 | 五八,〇三三 | 女 | 五五,六一五 | 總數 | 一一三,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 松江市 | 五,〇三三 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 五,〇三三 | 總數 | 一〇,〇六六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 濱田市 | 五,三三三 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 四,六一五 | 總數 | 九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 出雲市 | 五,一〇〇 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 四,六一五 | 總數 | 九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 八束郡 | 九,三三三 | 男 | 九,〇三三 | 女 | 八,六一五 | 總數 | 一七,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 能義郡 | 五,八三三 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 四,六一五 | 總數 | 九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 仁多郡 | 六,六六六 | 男 | 六,〇三三 | 女 | 五,六一五 | 總數 | 一一,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 大原郡 | 七,七七七 | 男 | 七,〇三三 | 女 | 六,六一五 | 總數 | 一三,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 飯石郡 | 四,四四四 | 男 | 四,〇三三 | 女 | 三,六一五 | 總數 | 七,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 飯川郡 | 一六,〇〇〇 | 男 | 一五,〇三三 | 女 | 一四,六一五 | 總數 | 三〇,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 安濃郡 | 三,八八八 | 男 | 三,〇三三 | 女 | 二,六一五 | 總數 | 五,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 通摩郡 | 四,三三三 | 男 | 四,〇三三 | 女 | 三,六一五 | 總數 | 七,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 邑智郡 | 七,二二二 | 男 | 七,〇三三 | 女 | 六,六一五 | 總數 | 一三,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 那賀郡 | 八,五五五 | 男 | 八,〇三三 | 女 | 七,六一五 | 總數 | 一五,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 美濃郡 | 四,八八八 | 男 | 四,〇三三 | 女 | 三,六一五 | 總數 | 七,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 鹿足郡 | 三,四三三 | 男 | 三,〇三三 | 女 | 二,六一五 | 總數 | 五,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 隱岐島 | 五,六六六 | 男 | 五,〇三三 | 女 | 四,六一五 | 總數 | 九,六四八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 岡山縣 | 一,五五五 | 男 | 一,五五五 | 女 | 一,五五五 | 總數 | 三,一一〇 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 岡山市 | 九,八三三 | 男 | 九,八三三 | 女 | 九,八三三 | 總數 | 一九,六六六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 倉敷市 | 四,五五五 | 男 | 四,五五五 | 女 | 四,五五五 | 總數 | 九,一一〇 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 津山市 | 四,六六六 | 男 | 四,六六六 | 女 | 四,六六六 | 總數 | 九,三三二 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 玉野市 | 三,三三三 | 男 | 三,三三三 | 女 | 三,三三三 | 總數 | 六,六六六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 御津郡 | 五,七七七 | 男 | 五,七七七 | 女 | 五,七七七 | 總數 | 一一,五五四 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 赤磐郡 | 六,九九九 | 男 | 六,九九九 | 女 | 六,九九九 | 總數 | 一三,九九八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 和氣郡 | 三,四四四 | 男 | 三,四四四 | 女 | 三,四四四 | 總數 | 六,八八八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 邑久郡 | 四,四四四 | 男 | 四,四四四 | 女 | 四,四四四 | 總數 | 八,八八八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 上道郡 | 五,九九九 | 男 | 五,九九九 | 女 | 五,九九九 | 總數 | 一一,九九八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 兒島郡 | 三,三三三 | 男 | 三,三三三 | 女 | 三,三三三 | 總數 | 六,六六六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 都窪郡 | 七,二二二 | 男 | 七,二二二 | 女 | 七,二二二 | 總數 | 一四,四四四 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 淺口郡 | 三,三三三 | 男 | 三,三三三 | 女 | 三,三三三 | 總數 | 六,六六六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 小田郡 | 一,七二二 | 男 | 一,七二二 | 女 | 一,七二二 | 總數 | 三,四四四 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 後月郡 | 四,六六六 | 男 | 四,六六六 | 女 | 四,六六六 | 總數 | 九,三三二 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 吉備郡 | 八,四四四 | 男 | 八,四四四 | 女 | 八,四四四 | 總數 | 一六,八八八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 上房郡 | 三,八三三 | 男 | 三,八三三 | 女 | 三,八三三 | 總數 | 七,六六六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 川上郡 | 四,八八八 | 男 | 四,八八八 | 女 | 四,八八八 | 總數 | 九,七七六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 阿哲郡 | 五,五五五 | 男 | 五,五五五 | 女 | 五,五五五 | 總數 | 一一,一一〇 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 眞庭郡 | 七,七七七 | 男 | 七,七七七 | 女 | 七,七七七 | 總數 | 一五,五五四 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 苦田郡 | 四,三三三 | 男 | 四,三三三 | 女 | 四,三三三 | 總數 | 八,六六六 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 勝田郡 | 六,六六六 | 男 | 六,六六六 | 女 | 六,六六六 | 總數 | 一三,三三二 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 英田郡 | 五,九九九 | 男 | 五,九九九 | 女 | 五,九九九 | 總數 | 一一,九九八 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 久米郡 | 三,七七七 | 男 | 三,七七七 | 女 | 三,七七七 | 總數 | 七,五五四 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |
| 廣島縣 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 | 廣島市 | 一八,八五五 | 男 | 一八,八五五 | 女 | 一八,八五五 | 總數 | 三七,七一〇 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 蘆品郡 | 大,九七九 | 五,六六六 | 三,三三三 | 美禰郡 | 四,七三三 | 三,〇〇六 | 三,七〇九 | 三好郡 | 六,〇〇〇 | 四,〇二四 | 四,〇〇〇 |
| 神石郡 | 三,七五五 | 二,五七一 | 一,七〇四 | 大津郡 | 三,六六六 | 三,〇〇〇 | 三,六〇〇 | 總數 | 六,〇〇〇 | 四,〇二四 | 四,〇〇〇 |
| 甲奴郡 | 三,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 阿武郡 | 八,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 四,九〇〇 | 男 | 三,六六六 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 雙三郡 | 八,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 總數 | 九,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 五,〇〇〇 | 女 | 五,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 |
| 比婆郡 | 七,七七七 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 和歌山縣 | 九,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 五,〇〇〇 | 高松市 | 七,六六六 | 四,〇〇〇 | 三,六六六 |
| 山口縣 | 總數 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 和歌山市 | 二,四〇〇 | 九,〇〇〇 | 六,六〇〇 | 丸龜市 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 下關市 | 一,五五五 | 七,一五五 | 六,六六六 | 新宮市 | 九,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 坂出市 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 宇部市 | 八,七三七 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 海門市 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 大川郡 | 二,八五一 | 二,八五一 | 二,八五一 |
| 山口市 | 八,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 田邊市 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 木田郡 | 八,八七一 | 八,八七一 | 八,八七一 |
| 萩市 | 八,八八八 | 二,〇〇〇 | 二,〇〇〇 | 海草郡 | 八,〇〇〇 | 八,〇〇〇 | 八,〇〇〇 | 小豆郡 | 三,六三三 | 三,六三三 | 三,六三三 |
| 德山市 | 七,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 那賀郡 | 三,五五五 | 三,五五五 | 三,五五五 | 香川郡 | 九,〇〇〇 | 九,〇〇〇 | 九,〇〇〇 |
| 防府市 | 六,〇〇〇 | 七,〇〇〇 | 七,〇〇〇 | 伊都郡 | 九,〇〇〇 | 九,〇〇〇 | 九,〇〇〇 | 綾歌郡 | 二,二二二 | 二,二二二 | 二,二二二 |
| 下松市 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 有田郡 | 七,〇〇〇 | 七,〇〇〇 | 七,〇〇〇 | 仲多度郡 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 |
| 岩國市 | 四,八八八 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 日高郡 | 二,九二九 | 二,九二九 | 二,九二九 | 三豊郡 | 二,五五五 | 二,五五五 | 二,五五五 |
| 小野田市 | 四,〇〇〇 | 一,九三三 | 二,〇〇〇 | 西牟婁郡 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 總數 | 一,三三四 | 一,三三四 | 一,三三四 |
| 光市 | 三,五七七 | 一,四七二 | 一,六〇〇 | 東牟婁郡 | 七,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 愛媛縣 | 一,三三四 | 一,三三四 | 一,三三四 |
| 大島郡 | 七,七六六 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 德島縣 | 八,五五五 | 七,七六六 | 七,七六六 | 松山市 | 二,七六六 | 二,七六六 | 二,七六六 |
| 玖珂郡 | 三,三三三 | 一,九三三 | 二,〇〇〇 | 德島市 | 八,〇〇〇 | 八,〇〇〇 | 八,〇〇〇 | 今治市 | 九,〇〇〇 | 九,〇〇〇 | 九,〇〇〇 |
| 熊毛郡 | 七,五五五 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 名東郡 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 宇和島市 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 |
| 都濃郡 | 三,五五五 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 勝浦郡 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 入幡濱市 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 佐波郡 | 九,〇〇〇 | 一,八三三 | 二,一〇〇 | 那賀郡 | 二,〇〇〇 | 二,〇〇〇 | 二,〇〇〇 | 新居濱市 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 |
| 吉敷郡 | 九,〇〇〇 | 一,八三三 | 二,一〇〇 | 海部郡 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 西條市 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 四,〇〇〇 |
| 厚狹郡 | 三,五五五 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 名西郡 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 溫泉郡 | 二,六六六 | 二,六六六 | 二,六六六 |
| 豐浦郡 | 八,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 板野郡 | 二,〇〇〇 | 二,〇〇〇 | 二,〇〇〇 | 越智郡 | 二,五五五 | 二,五五五 | 二,五五五 |
| | | | | 阿波郡 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 周桑郡 | 三,五五五 | 三,五五五 | 三,五五五 |
| | | | | 麻植郡 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 新居郡 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| | | | | 美馬郡 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------|---------|--------|-------|------|--------|--------|--------|------|--------|-------|-------|-------|
| 宇摩郡 | (三七) | 四、七三三 | 四、六六六 | 飯塚市 | 六、九五五 | 一八、一五〇 | 二〇、七五五 | 大分市 | 四、七七一 | (三三八) | 三、四八三 | 三、四九六 |
| 上浮穴郡 | 四、〇二一 | 三、三六一 | 三、五五〇 | 久留米市 | 五、七七八 | 三、六三三 | 四、二五五 | 別府市 | 六、九九九 | (一一) | 三、二四四 | 六、七五五 |
| 伊豫郡 | 六、五三三 | 四、〇二五 | 四、八八八 | 大牟田市 | (二) | 六、七五〇 | 六、一〇三 | 中津市 | 四、九九九 | | 三、〇八五 | 二、四六四 |
| 喜多郡 | 一〇、九三三 | 四、六三三 | 五、九二二 | 小倉市 | 一七、七六七 | 六、七五〇 | 六、一〇三 | 日田市 | 四、六六六 | (一一) | 三、〇一九 | 三、五〇〇 |
| 西宇和郡 | 八、七三三 | 七、七〇六 | 四、九二二 | 門司市 | 三、六六八 | 三、七五〇 | 六、一〇三 | 佐伯市 | 三、六〇〇 | | 一、五〇四 | 一、八〇九 |
| 東宇和郡 | 七、九三三 | 三、五〇〇 | 六、四三三 | 田川市 | (一〇五) | 四、三三九 | 四、六六一 | 西國東郡 | 五、六三三 | | 三、五〇四 | 三、六三六 |
| 北宇和郡 | 一七、五五五 | 五、九二二 | 六、五五五 | 糟屋郡 | 一六、三五六 | 四、九三三 | 六、〇〇九 | 東國東郡 | 六、九三三 | | 三、九三三 | 七、九三三 |
| 南宇和郡 | 四、一〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、七〇〇 | 宗像郡 | 四、四三三 | 三、九三三 | 六、〇〇九 | 速見郡 | 七、三三三 | | 三、七〇五 | 六、五三三 |
| 高知縣 | 總數 | 三、七五八 | 四、七六八 | 遠賀郡 | 四、四三三 | 四、八三三 | 四、六六六 | 大分郡 | 一〇、一三三 | | 四、五三三 | 五、五三三 |
| 高知市 | (四七) | 五、七六九 | 五、八四四 | 鞍手郡 | 九、四三三 | 四、五三三 | 四、六六六 | 北海郡 | 一三、六三三 | | 三、七三三 | 三、九三三 |
| 安藝郡 | (三九) | 四、八三三 | 五、三三三 | 嘉穂郡 | 三、四三七 | 九、三三三 | 一〇、三三三 | 南海郡 | 六、六三三 | | 三、六三三 | 三、九三三 |
| 香美郡 | 八、一三三 | 六、六六一 | 四、六六六 | 朝倉郡 | (三五) | 一〇、一三三 | 四、八三三 | 直入郡 | 五、八三三 | | 三、三三三 | 三、五三三 |
| 長岡郡 | 五、五三三 | 四、九六六 | 四、〇〇〇 | 筑紫郡 | 七、五九九 | 六、七〇〇 | 四、八三三 | 玖珠郡 | 四、八三三 | | 三、〇五五 | 三、七六六 |
| 土佐郡 | 三、一三三 | 一〇、九六六 | 一、三三三 | 早良郡 | 六、九六六 | 七、七一一 | 九、〇〇〇 | 日田郡 | 四、〇五五 | | 三、七三三 | 三、八三三 |
| 吾川郡 | 六、一三三 | 三、〇〇〇 | 五、九六六 | 糸島郡 | 六、八九九 | 三、二六六 | 三、七三三 | 下毛郡 | 四、六六六 | | 三、六六六 | 六、〇〇〇 |
| 高岡郡 | 一七、五三三 | 八、〇〇〇 | 三、五三三 | 浮羽郡 | 六、三三三 | 三、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 宇佐郡 | 三、九三三 | | 四、四三三 | 五、〇〇〇 |
| 幡多郡 | (三) | 六、八三三 | 六、七三三 | 三井郡 | 九、七三三 | 五、六三三 | 四、〇〇〇 | 佐賀縣 | 總數 | 八、〇〇〇 | 三、九三三 | 四、〇〇〇 |
| 福岡縣 | 總數 | 二、七六六 | 一、三〇〇 | 三洲郡 | 一五、八三三 | 五、八三三 | 六、九三三 | 佐賀市 | (八四) | 五、九三三 | 三、九三三 | 三、〇〇〇 |
| 福岡市 | (二、九三三) | 一、三〇〇 | 一、四三三 | 八女郡 | 一四、六三三 | 六、八三三 | 八、〇〇〇 | 唐津市 | (五〇) | 四、四三三 | 三、〇六六 | 三、七三三 |
| 若松市 | (七四) | 三、六三三 | 三、三三三 | 山門郡 | 九、七三三 | 八、九三三 | 九、八三三 | 佐賀郡 | 一〇、九三三 | | 四、六六六 | 五、九三三 |
| 八幡市 | 一五、七三三 | 七、三三三 | 三、三三三 | 企救郡 | 五、三三三 | 二、五三三 | 二、七三三 | 神埼郡 | 五、一三三 | | 三、五三三 | 六、五三三 |
| 戸畑市 | 五、五三三 | 六、四三三 | 三、三三三 | 田川郡 | (七四) | 六、三三三 | 四、一〇〇 | 三養基郡 | 七、〇六六 | | 三、九三三 | 七、九三三 |
| 直方市 | 四、五三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 京都市 | 九、三三三 | 六、八三三 | 四、八三三 | 小城市 | 六、七三三 | (三五) | 三、三三三 | 四、三三三 |
| | 三、〇〇〇 | 三、三三三 | 三、三三三 | 築上郡 | 六、三三三 | 五、八三三 | 四、八三三 | 東松浦郡 | 一、二五五 | | 五、三三三 | 六、〇〇〇 |
| | | | | 大分縣 | 總數 | 一、二五五 | 六、〇〇〇 | 西松浦郡 | 九、三三三 | | 四、二五五 | 五、〇〇〇 |
| | | | | | (三九) | 五、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 杵島郡 | 一、四三三 | | 六、八三三 | 七、七三三 |

| 郡市 | 總數 | 男 | 女 |
|---------|--------------|-----------|-----------|
| 藤津郡 | 一、六一六 | 五、一五〇 | 四、〇〇六 |
| 熊本縣 | 總數 一、五五、七五 | 七五、〇〇〇 | 八〇、七五〇 |
| 熊本市 | 一八、二一六 | 八、〇〇〇 | 一〇、二一六 |
| 八代市 | 四、六六一 | 一、八七七 | 二、七八四 |
| 人吉市 | 七、三二一 | 二、六九〇 | 四、六三一 |
| 荒尾市 | 九、三三四 | 一、七〇六 | 七、六二八 |
| 飽託郡 | 九、三三六 | 三、〇九〇 | 六、二四六 |
| 宇土郡 | 五、三三三 | 一、八九七 | 三、四三六 |
| 玉名郡 | 一、六六五 | 六、一〇八 | 一、五五七 |
| 熊本郡 | 九、八七三 | 四、〇〇二 | 五、八七一 |
| 菊池郡 | 一〇、四三一 | 四、八〇〇 | 五、六三一 |
| 阿蘇郡 | 一八、〇九九 | 五、〇一七 | 一三、〇八二 |
| 上益城郡 | 一〇、三三七 | 四、七四四 | 五、六三三 |
| 下益城郡 | 七、〇〇九 | 二、三二一 | 四、六八八 |
| 八代郡 | 九、五五三 | 四、〇九四 | 五、四五九 |
| 葦北郡 | 九、二七四 | 三、二一一 | 六、〇六三 |
| 球磨郡 | 九、五三三 | 四、〇三九 | 五、四九四 |
| 天草郡 | 三、六一五 | 九、一八〇 | 一、七〇五 |
| 宮崎縣 | 總數 九三、六六七 | 四六、二〇一 | 四七、四六六 |
| 宮崎市 | 六、八八八 | 三、二二六 | 三、六六二 |
| 都城市 | 一、三三三 | 二、七四八 | 三、三三三 |
| 延岡市 | 五、九五四 | 三、六六〇 | 二、二九四 |
| 宮崎郡 | 七、三三九 | 三、一四一 | 四、一九八 |
| 西那珂郡 | 一、五三三 | 四、七三三 | 五、五〇四 |
| 北諸縣郡 | 一、五〇〇 | 四、〇六八 | 五、三三三 |
| 西諸縣郡 | 一、三、九六六 | 四、八八八 | 五、三三四 |
| 東諸縣郡 | 二、八、四〇〇 | 五、〇〇九 | 三、三三三 |
| 兒湯郡 | 二、一、九七七 | 五、一五五 | 三、〇二〇 |
| 東臼杵郡 | 六、一、九六六 | 三、〇二〇 | 三、一四六 |
| 西臼杵郡 | 一、五、八、〇〇〇 | 六、九、〇〇〇 | 八、〇、〇〇〇 |
| 鹿兒島縣 | 總數 一、五、八、〇〇〇 | 六、九、〇〇〇 | 八、〇、〇〇〇 |
| 鹿兒島市 | 三、六、六六六 | 四、〇、〇〇〇 | 三、二、六六六 |
| 川内市 | 三、五、五五五 | 一、五、五五五 | 二、〇、〇〇〇 |
| 鹿屋市 | 五、五、五五五 | 二、〇、〇〇〇 | 三、五、五五五 |
| 鹿兒島郡 | 五、七、七七七 | 三、五、五五五 | 二、二、二二二 |
| 揖宿郡 | 一、〇、三、三三三 | 四、〇、〇〇〇 | 五、〇、〇〇〇 |
| 川邊郡 | 一、四、七、七四四 | 三、〇、〇〇〇 | 一、七、七四四 |
| 日置郡 | 一、六、二、二二二 | 七、〇、〇〇〇 | 八、〇、〇〇〇 |
| 薩摩郡 | 一、五、三、三三三 | 六、七、七七八 | 七、七、七七八 |
| 出水郡 | 一、五、九、九一一 | 五、七、七七八 | 六、二、二二二 |
| 伊佐郡 | 一、九、三、三三三 | 七、七、七七八 | 八、七、七七八 |
| 始良郡 | 一、三、三、三三三 | 六、七、七七八 | 七、七、七七八 |
| 贈吻郡 | 一、七、〇、〇〇〇 | 五、九、九九九 | 六、〇、〇〇〇 |
| 肝屬郡 | 一、三、七、七五五 | 七、〇、〇〇〇 | 八、〇、〇〇〇 |
| 熊毛郡 | 一、三、八、八八八 | 三、三、三三三 | 四、五、五五五 |
| 北海道 | 總數 三、五、八、八八八 | 一、七、八、八八八 | 一、八、〇、〇〇〇 |
| 札幌市 | 三、〇、〇、〇〇〇 | 一、五、〇、〇〇〇 | 一、五、〇、〇〇〇 |
| 旭川市 | 九、九、九九九 | 四、九、九九九 | 五、〇、〇〇〇 |
| 小樽市 | 一、五、五、五五五 | 九、三、三三三 | 六、二、二二二 |
| 函館市 | 一、八、八、八八八 | 七、七、七七八 | 九、〇、〇〇〇 |
| 望蘭市 | 九、一、七六六 | 四、三、三三三 | 四、八、三三三 |
| 釧路市 | 五、〇、六六六 | 三、〇、六六六 | 二、〇、〇〇〇 |
| 帶廣市 | 九、九、九九九 | 一、九、九九九 | 七、〇、〇〇〇 |
| 北見市 | 五、九、九九九 | 四、六、六六六 | 一、三、三三三 |
| 夕張市 | 四、六、六六六 | 三、三、三三三 | 一、三、三三三 |
| 岩見澤市 | 四、一、九九九 | 二、九、九九九 | 一、二、〇〇〇 |
| 石狩支應管内 | 一、九、九九九 | 一、五、五五五 | 四、四、四四四 |
| 空知支應管内 | 四、七、七七七 | 三、七、七七七 | 一、〇、〇〇〇 |
| 上川支應管内 | 三、〇、〇〇〇 | 二、〇、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 |
| 後志支應管内 | 一、三、三三三 | 一、三、三三三 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 檜山支應管内 | 九、〇、〇〇〇 | 八、〇、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 |
| 渡島支應管内 | 三、三、三三三 | 三、三、三三三 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 膽振支應管内 | 一、四、七、七五五 | 一、四、七、七五五 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 日高支應管内 | 五、四、四七七 | 五、四、四七七 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 十勝支應管内 | 一、九、八、八八八 | 一、九、八、八八八 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 釧路國支應管内 | 一、〇、八、八八八 | 一、〇、八、八八八 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 根室支應管内 | 五、七、七五五 | 五、七、七五五 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 網走支應管内 | 三、九、九九九 | 三、九、九九九 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 宗谷支應管内 | 五、三、三三三 | 五、三、三三三 | 〇、〇、〇〇〇 |
| 留萌支應管内 | 一、三、四、四四四 | 一、三、四、四四四 | 〇、〇、〇〇〇 |

職業政策に關する聯合國最高司令部の日本政府に對する覺書

聯合國最高司令部は一九四五年十一月二十八日附を

以て、日本政府に對し、各種勞働條件に關し、國籍、宗教、社會的地位等に依り差別待遇をせざることを、其の他左の如き覺書を送つた。

聯合國最高司令部一九四五年十一月二十八日附（CL O經由）

AG三三〇・一四（二八四五）ESS/LA
NO四五

日本政府ニ對スル覺書

職業政策ニ關スル件

一、日本帝國政府ハ勞務者ニ對シ、民業ト官業トヲ間ハズ其賃金、勞働時間、勞働條件ニ關シ國籍、宗教、社會的地位ニヨリ差別ヲナシ又ハ許容スルコトナキ様確實ニ措置スベシ

二、朝鮮人、臺灣人及支那人ニシテ復員ヲ欲セズ日本ニ留ルコトヲ望ミシ者ニハ就業ニ關シ日本人ト比較シテ同等ノ權利、特權、機會ヲ保證スベシ

三、朝鮮人、臺灣人及支那人ニシテ引揚ヲ待チ居ル者ガ進駐軍ニ就業スルニ關シテ差別ナク其機會ヲ與フベシ斯ル勞務者ハ凡テ日本人勞務者同等ノ率ヲ以テ賃金ノ支拂ヲ受クベク且進駐軍ニ作業スル日本人勞務者ニ與ヘラル凡ニ恩典ニ與ラシムベシ

四、日本政府ハ復員軍人ニ對シ單ニ軍務ニアリシ故ノミヲ以テスル差別的就職入學ノ便宜ヲ規定スル種類ノ凡ニ法律命令規則、條例條項廢止撤廢ヲ指令ス

五、本覺書受領ノ通告及探ラレタル處置ノ報告ハ最高司令部ニ致スヤウ指令ス

在外同胞數調査

終戦後の在外同胞數に付外務省の發表に依れば昭

二十年十一月末現在で、その終戦當時、引揚及在留者數は左の如くである。

在外同胞員數調

外務省管理局調（昭和二十年十一月末）

| 地域別 | 終戦時 | 引揚済 | 在留現在 |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 華北(含蒙疆) | 三三,〇〇〇 | 九,〇〇〇 | 三〇,〇〇〇 |
| 華中 | 一四,〇〇〇 | — | 一四,〇〇〇 |
| 華南(含香港) | 一六,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 |
| 滿洲(含關東) | 一,三〇,〇〇〇 | — | 一,三〇,〇〇〇 |
| 北部朝鮮 | 三七,〇〇〇 | — | 三七,〇〇〇 |
| 南部朝鮮 | 四一,〇〇〇 | 三〇,〇〇〇 | 一一,〇〇〇 |
| 樺太 | 五〇,〇〇〇 | 五,〇〇〇 | 四五,〇〇〇 |
| 臺灣 | 三〇,〇〇〇 | — | 三〇,〇〇〇 |
| 南洋群島 | 二四,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 二三,〇〇〇 |
| シヤム | 三,〇〇〇 | — | 三,〇〇〇 |
| 佛印 | 七,〇〇〇 | — | 七,〇〇〇 |
| ビルマ | 二,〇〇〇 | — | 二,〇〇〇 |
| フィリッピン | 一八,〇〇〇 | 九,〇〇〇 | 九,〇〇〇 |
| 舊軍政地域 | 四〇,〇〇〇 | — | 四〇,〇〇〇 |
| 計 | 三,四三〇,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三,三九七,〇〇〇 |

備考

(1) 南部朝鮮ヨリノ引揚者中ニハ滿洲及北部朝鮮ヨリノ引揚者ヲ含ムモ内譯不明ナリ。

(2) 終戦時在留同胞中ニハ原則トシテ現地召集者ヲ除キオオルモ實狀判明セザルモノアルニ付正確ヲ期シ難シ。

軍事保護院官制中改正及醫療局官制の制定

政府は軍事保護院を保護院に改正すると共に、新に醫療局を厚生省に設置することとし、昭和二十年十二

月一日夫々左の如く官制の改正及新定を公布した。勅令第六百九十號（昭和二十年十二月一日）

軍事保護院官制中左ノ通改正ス
「軍事保護院」ヲ「保護院」ニ改ム

第一條第二號中「(軍人遺族)」ヲ「(遺族)」ニ、同條第三號中「(軍人家族)」ヲ「(家族)」ニ、同條第四號中「(軍人援護)」ヲ「(軍事援護)」ニ改メ同條第二號中「(療養)」ヲ削ル

第二條第一項中「(事務官) 專任十九人」ヲ「(事務官) 專任四人」ニ、「(理事官) 專任二十五人」ヲ「(理事官) 專任四人」ニ、「(技師) 專任十六人」ヲ「(技師) 專任一人」ヲ削ルト

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ「(技師) 專任七人」ヲ「(技師) 專任一人」ニ改メ

第十五條、第十六條及第二十條ヲ削除ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ軍事保護院職員ノ職ニ在ル者(療養所又ハ保育所ニ屬スル者ヲ除ク)別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ軍事保護院書記官ハ保護院書記官ニ、軍事保護院事務官ハ保護院事務官ニ、軍事保護院理事官ハ保護院理事官ニ、軍事保護院技師ハ保護院技師ニ、軍事保護院職業補導官ハ保護院職業補導官ニ、軍事保護院屬ハ保護院屬ニ、軍事保護院技師ハ保護院技師ニ、軍事保護院職業補導官ハ保護院職業補導官ニ、同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ軍事保護院ノ職員ニシテ休職中ノモノ(休職ト爲リタル療養所又ハ保育所ニ屬シタル者ヲ除ク)別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ保護院ノ職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

醫療局官制 (昭和二十年十二月一日勅令) 第六百九十一號

第一條 醫療局ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ其ノ國ニ於テ醫療及保育ヲ爲スヲ要スル患者及乳幼児ノ醫療及保育ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 醫療局ニ左ノ職員ヲ置ク

- 長官 勅任
- 次長 一人 勅任
- 書記官 專任一人 奏任
- 事務官 專任二十人 奏任

理事官 專任三十二人 奏任

技師 專任三十九人 奏任

醫師 專任四百六十人 奏任

調劑官 專任三十二人 奏任

屬(技師) 專任三百二十五人 判任

醫師補 專任八十八人 判任

調劑官補 專任七十五人 判任

看護婦長 專任七十二人 判任

第三條 醫療局ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 厚生大臣ハ局務ノ一部ヲ分掌セシムル爲病院、療養所又ハ保育所ヲ設ケルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

病院、療養所又ハ保育所ノ長官ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 長官ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第六條 次長ハ長官ヲ輔佐シ長官事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第七條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ醫療ヲ掌ル

第十條 調劑官ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十三條 醫師補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫療ニ從事ス

第十四條 調劑官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ從事ス

第十五條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス

第十六條 第一條ノ患者及乳幼児ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國立結核療養所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ軍事保護院職員ノ職ニ在リテ療養所若ハ保育所ニ屬スル者又ハ國立結核療養所ノ職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ軍事保護院事務官ハ醫療局事務官ニ、軍事保護院理事官又ハ國立結核療養所事務官ハ醫療局理事官ニ、軍事保護院技師ハ醫療局技師ニ、軍事保護院醫官又ハ國立結核療養所醫官ハ醫療局醫官ニ、軍事保護院調劑官又ハ國立結核療養所調劑官ハ醫療局調劑官ニ、軍事保護院屬又ハ國立結核療養所屬又ハ醫療局屬ニ、軍事保護院技師又ハ國立結核療養所技師ハ醫療局技師ニ、軍事保護院醫官補又ハ國立結核療養所醫官補又ハ醫療局醫官補ニ、軍事保護院調劑官補又ハ國立結核療養所調劑官補又ハ醫療局調劑官補ニ、軍事保護院看護婦長又ハ國立結核療養所看護婦長ハ醫療局看護婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ休職中ノ軍事保護院職員ニシテ休職ト爲リタル療養所若ハ保育所ニ屬シタルモノ又ハ休職中ノ國立結核療養所ノ職員タル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ醫療局職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ休職中ノ軍事保護院職員ニシテ休職ト爲リタル療養所若ハ保育所ニ屬シタルモノ又ハ休職中ノ國立結核療養所ノ職員タル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ醫療局職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

失業對策委員會官制の公布

現下ノ失業問題に對する綜合的對策を急速に確立し、且つ之を實行するため、之が審議機關として政府は失業對策委員會設置を準備中の所、其の成案を得たので昭和二十年十二月三日勅令第六百九十七號を以て其の官制を左の如く公布した。

失業對策委員會官制(昭和二十年十二月三日勅令第六百九十七號)

第一條 失業對策委員會ハ中央失業對策委員會及都道府縣失業對策委員會トス

中央失業對策委員會ハ厚生大臣、都道府縣失業對策委員會ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ監督ニ屬ス

中央失業對策委員會ハ厚生大臣、都道府縣失業對策委員會ハ地方長官ノ諮問ニ應ジ失業對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

失業對策委員會ハ前項ノ外關係行政廳ノ諮問ニ應ジ失業對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
失業對策委員會ハ失業對策ニ關スル重要事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央失業對策委員會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

都道府縣失業對策委員會ハ都道府縣(沖繩縣ヲ除ク)毎ニ之ヲ置キ都道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 失業對策委員會ハ會長及委員ヲ以テ組織ス

第四條 中央失業對策委員會ノ會長ハ厚生大臣ノ奏請

ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府縣失業對策委員會ノ會長ハ地方長官之ヲ命ジ又ハ地方長官自ら會長ト爲ル

第五條 中央失業對策委員會ノ委員ハ三十人以内トシ都道府縣失業對策委員會ノ委員ハ二十人以内トス前項定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ中央失業對策委員會ニ在リテハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府縣失業對策委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

第七條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員會長ノ職務ヲ代理ス

第九條 失業對策委員會ニ幹事ヲ置ク

中央失業對策委員會ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府縣失業對策委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 失業對策委員會ニ書記ヲ置ク
中央失業對策委員會ノ書記ハ厚生大臣、都道府縣失業對策委員會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介委員會官制中左ノ通改正ス

第一條第四項ヲ削ル

第五條第一項中「四十人」ヲ「二十人」ニ改ム
第六條第二項中「厚生大臣」ヲ「地方長官」ニ改ム

生活困窮者の緊急生活援護

終戦後の社會情勢の急變に伴ひ、國民中生活困難に陥る者が益々増加し、之が至急援護の必要が認められたので、政府は昭和二十年十二月十五日生活困窮者緊急生活援護要綱を左の如く決定した。右に付き厚生省當局は各地方の實情に即し、速急具體的計畫を樹立せしむるため十二月十九日附を以て各地方長官宛別記の通牒を發した。

生活困窮者緊急生活援護要綱

(二〇・二・一五)
閣議決定

終戦後ノ國內現狀ニ鑑ミ特ニ生活ニ困窮セル者ニ對シ左記要領ニ依リ緊急生活援護ノ方途ヲ講ジ以テ當面セル生活困窮ノ状態ヲ匡救セントス

記

- 1、生活援護ノ對象ト爲スベキ者ハ一般國內生活困窮者及左ニ掲グル者ニシテ著シク生活ニ困窮セルモノトス
 - 2、失業者
 - 3、戰災者
 - 4、海外引揚者
 - 5、傷痍軍人及其ノ家族並ニ軍人ノ遺族
- 二、生活援護ハ援護ヲ要スル者ノ世帯ノ實情ニ應ジ左ノ方法ニ依ルモノトス

- 1、宿泊施設、給食施設及治療施設ノ擴充
 - 2、衣料、寢具、其ノ他生活必需品ノ給與
 - 3、食料品ノ補給
 - 4、生業ノ指導斡旋
 - 5 自家用消費物資ノ生産資材ノ給與又ハ貸與
- 三、生活援護ノ實施ハ都道府縣ノ計畫ニ基キ市區町村長ヲシテ當ラシメ町内會長、部落會長、方面委員、社會事業團體等ヲシテ之ニ協力セシムルモノトス
- 四、生活援護ニ要スル經費

既定經費ヲ本要綱ノ趣旨ニ則シ運用スルノ外尙必要經費ハ此ノ際特ニ別途考慮スルモノトス

(備考)

(一) 本要綱ノ實施ニ當リテハ取敢ヘズ都市特ニ六大都市並ニ引揚者ノ多數滞留地ニ重點ヲ置クモノトス

(二) 本要綱ノ實施ニ當リテハ其ノ徹底ヲ期スル爲メ特ニ全國方面委員ヲ積極的ニ活動セシムルモノトス

記

一、本件實施ノ趣旨ノ要援護者ノ當面セル生活困窮狀態ヲ匡救シ生業ノ成リ立チ得ル様之ヲ援護輔導ヲ爲サントスルモノナルモ本事業ノ實施ヲ契機トシテ更ニ一段ト國民相互間ニ於ケル共濟ノ自主的氣運ヲ醸生セシムル様特段ノ考慮ヲ爲スコト

二、生活援護ハ宿舍ノ提供、救療ノ實施、給食施設等ノ擴充、衣料、寢具其ノ他生活必需品ノ現物給與ニ重點ヲ置キ單ニ金錢給與ニ隨スルガ如キコトナク世帯ノ實情ニ應ジ眞ニ困窮ノ實體ニ即應シテ之ヲ爲スコト

三、生活援護ノ方法ハ各地方ノ實情ニ應ジ夫々適切ナル方途ヲ講ズベキモノナルモ左ノ諸點ニ付テハ特ニ留意セラレタキコト

(イ) 宿泊施設ニ付テハ無料又ハ輕費ノ宿泊所ノ設置擴充ヲ圖ルコト

(ロ) 給食施設ニ付テハ外食者ニ對スル外食者食堂ニ於ケル無料又ハ輕費ノ給食、學童ニ對スル特別給食、集團地域又ハ授産場若ハ共同作業場等ノ職場ニ於ケル共同炊事ノ實施ヲ圖ルコト

(ハ) 救療施設ニ付テハ診療券(助産券ヲ含ム)ノ發行、巡回診療等ヲ爲スノ外家庭救急藥ノ配付等ヲ爲スコト

(ニ) 衣料、寢具、厨房用品、履物類等ノ生活必需品資ニ付テハ關係地域毎ノ供出買上ヲ實施スル外退職物資ノ買上ニ努メ無料又ハ輕費ヲ以テ之ヲ配布スルコト

(ホ) 食料品ノ補給ニ付テハ特別ノ措置ヲ講ジ代替食、乳製品及鮮魚、野菜類等ノ副食物ヲ最底生活ヲ維持スルニ必要ナル數量ヲ目途トシテ現物配給ニ努ムルコト

尙右ノ配給ハ家庭配給ノ外就勞獎勵上、出先職場ヲ通シ之ヲ行フ等ノ方法ニ據ルコト

(ヘ) 生業ノ指導斡旋ニ付テハ授産場ノ利用又ハ設置ヲ爲スノ外必要資材ヲ配給スル等ノ方法ニ依リ家庭授産ノ普及ヲ圖ルト共ニ生業器具ノ給貸與、就業支度金ノ支給等ニヨリ極力就業ノ斡旋ニ努ムルコト

(ト) 自家用消費物資ノ生産資材ノ給與又ハ貸與ニ就テハ都市戰災跡地等ニ於ケル自家菜園用ノ種子ノ

給與、農具ノ給貸與等ヲ爲スコト

四、要援護者ノ認定ニ付テハ町内會長、部落會長等ノ協力ノ下方面委員ヲシテ活潑適正ナル調査ヲ行ハシメタル上方面委員會ニ諮リ市町村長之ヲ爲スコト

尙方面委員會ニハ町内會長、部落會長、社會事業團體代表者其ノ他適當ナル關係者ヲ廣ク參加セシメ之ガ認定ノ適正ヲ期スルコト

五、本事業實施ニ當リテハ方面委員、社會事業關係者ノ充全ナル活動ヲ期スルハ勿論ナルモノ一段ト援護ノ徹底ヲ期スル爲メ教育者、宗教家、醫師、保健婦等ノ關係者ノ外男女青年團及婦人團體等ノ關係者ヲシテ積極的ニ協力セシムルコト

六、生活援護ニ當リテハ要援護者ヲシテ卑屈ナル感ヲ懷カシメザル様其ノ取扱ニ格別ノ留意ヲ爲スト共ニ苟モ援護ニ忤レシムルコトナク勤勞ヲ通ジ速ニ自立ノ生活ヲ營マシムル様之ヲ積極的指導ニ努ムルコト

七、本事業ノ實施ト併行シテ戰災保護法、救護法、軍事扶助法其ノ他ノ扶助並ニ救護關係法規ニ依ル法的援護ノ徹底ヲ圖ルハ勿論此ノ際特ニ公共團體、公益團體其ノ他ニ依リ任意救濟ヲ一段ト擴充セシムルト共ニ社會事業團體等ニ依リ現ニ計畫ヲ進メラレツ、アル歳末救濟事業其ノ他ノ救濟運動ヲ一層積極的ニ實施セシムルコト

八、本事業ニ關スル實施計畫ヲ樹立シタルトキハ速ニ當省ニ報告スルコト

九、本事業ノ實施ニ要スル經費ニ付テハ左ノ金額ヲ恩賜財團戰災援護會ヲ通ジテ之ヲ配付スル豫定ナルモ經理ノ方法其ノ他ニ關シテハ別途通牒スベキコト

勤勞者給與引上に關する件

(昭和二十年十二月三十一日新聞發表)

終戦後に於ける政治經濟其の他一般情勢の變化は、戦時中に於ける給與統制及び更に進んで給與制度にする根本的檢討を必要とするに至つた。厚生省としては根本的對策として、會社々員及勞務者に關する給與統制の一元化を圖り且總動員法廢止に伴ひ、會社經理統制令及賃金統制令に代るべき根本的給與立法を立案したいと考へてゐるが、さしあたり會社經理統制令中社員給與に關する部分を厚生省所管になす様關係官廳と協議中である。又中央賃金委員會及専門委員の陣容を新たに於て、近く之に最低賃金制の擴充強化に關する諮問を行ふ豫定である。

然しながら現下勤勞者の生活事情は、緊急對策の樹立を必要とする認められるので、今般聯合軍司令部の諒解を得て官吏、會社々員に對する措置に應じ勞務者給與に關しては左の應急措置を講ずることとなつた。

一、一般賃金の引上

日傭勞務者(日々雇入たる勞務者及六十日以内の期間を定めて雇傭する勞務者)を除く一般勞務者に對し一人一ヶ月百圓以内に於て賃金の引上を認める。

此の賃金の引上は、物價手當の創設、基本給又は單價の引上等其の方法は之を制限せず、事業場で適當と認める方法に依り得ることとした。然しながら低額所得者に對し比較的厚く給與さるるが如き方法を

希望する。尙炭礦勞務者に付ては石炭事情の特殊性を考慮して本件とは別途に措置することとなつてゐる。

二、家族手當の増額

扶養家族一人に對し從來の月額五圓を二十圓迄引上げることを認める。然し此の場合從來支給されてゐた疎開別居手當は之を廢止されねばならない。

三、右の賃金引上及家族手當の増額は十二月分より實施する。尙今回の賃金引上及家族手當の増額に關しては、賃金統制令に基く許可又は認可は不要であるが、賃金規則を變更した場合は之を地方長官に報告せねばならない。